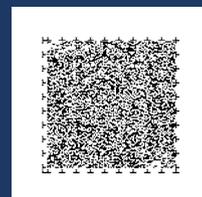


第5章

施策推進



第5章 施策推進

重層的支援体制の整備により、様々な課題に対し組織・分野横断的に取り組む。

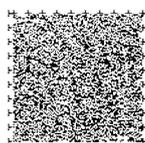
施策群・事業内容	課題解決への主な取組	掲載頁
----------	------------	-----

施策① 複合・複雑課題や狭間への寄り添い支援

1	包括的な相談支援体制の整備	取組1	包括的相談支援体制の整備	包括的な相談支援、寄り添い支援	-69-
		取組2	アウトリーチによる支援	相談員によるアウトリーチ	
2	複合的な課題や制度の狭間への支援	取組1	支援会議、重層的支援会議	支援会議、重層的支援会議	-71-
		取組2	庁内横断連携体制	職員の意識改革 全職員を対象とした研修の実施	

施策② 多様な福祉事業の展開

1	高齢者支援	取組1	地域包括支援センターを通じた支援	高齢者の実態把握(戸別訪問) 認知症への支援・理解促進 介護予防	-73-
		取組2	事業者間の連携	多職種連携研修 医療と介護の連携・研修センター	
2	障がい者支援	取組1	障がいへの理解・啓発	小・中学校での啓発授業 パラスポーツ体験授業の実施 ヘルプマーク・ヘルプカードへの理解促進	-77- -78-
		取組2	サービスの質の向上	事業所指導體制の構築 障がい関連ネットワークの構築と推進	
		取組3	相談支援体制の強化	相談支援ネットワーク会議の開催 支援会議、重層的支援会議[施策①-2再掲]	
		取組4	インクルージョン(包容)の推進	発達支援コーディネーターの育成 障害児相談支援事業所の拡充	
3	災害時支援(避難行動要支援者)	取組1	個別避難計画の作成支援	災害時安否確認申出書による実態把握 個別避難計画の作成・更新	-81-
		取組2	訓練実施		
4	権利擁護の推進・虐待防止	取組1	高齢者虐待の防止	高齢者虐待の早期発見・支援の進展	-83- -84-
		取組2	障がい児・障がい者虐待の防止	障がい者虐待防止センター 関係機関との連携強化	
		取組3	児童虐待の防止	児童虐待防止のための取組 要保護児童対策地域協議会 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組	
		取組4	意思決定の支援	成年後見制度の利用促進、地域福祉権利擁護事業 高齢者あんしん生活支援事業、法人後見事業	
5	生活困窮者支援	取組1	生活保護事業	庁内部署、関係機関との連携による支援、福祉職員 の計画的育成、福祉事務所総合相談窓口の職員育 成と機能向上、総合相談窓口の機能強化	-87- -88-
		取組2	子どもへの支援	子ども支援の体制整備 居場所を兼ねた学習支援事業	
		取組3	生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業 就労準備支援事業	



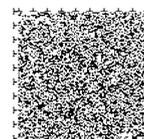
施策群・事業内容	課題解決への主な取組	掲載頁
----------	------------	-----

施策② 多様な福祉事業の展開

6	ひきこもり支援	取組1	ひきこもり支援の基盤づくり	「三者の会」の定期実施、足立区ひきこもり支援協議会の設置、支援に関する基本的な考えの明確化・支援メニューの拡充	-91-
		取組2	地域全体の支援ネットワークの構築	支援会議、重層的支援会議、庁内各課・関係機関との連携、地域全体の支援ネットワークの構築	
7	外国人支援	取組	生活支援・学習支援	生活相談体制の充実 外国にルーツを持つ子どもの学習支援	-93-

施策③ 子ども・若者の成長を切れ目なく支援

1	子ども・子育て支援	取組1	妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援	妊娠届出時のスマイルママ面接事業 ファミリー学級事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業 産後ケア事業、マザーメンタルヘルズ相談事業 外国人への寄り添い支援	-95- -96-
		取組2	家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む支援	早寝・早起き・朝ごはんの推進 あだちっ子歯科健診 就学前教育の推進(幼保小連携活動)	
2	食育支援	取組1	あだち 食のスタンダードを全世代に啓発	学童保育室等での調理体験教室の実施 小・中学校の家庭科の授業と連動した啓発 高校生向けの食育啓発	-99-
		取組2	子どもを通じた家庭全体への啓発	「ひと口目は野菜から」の啓発 小・中学校等保護者への情報発信	
		取組3	おいしい給食を通じた食育の啓発	おいしい給食を教材とした食育 給食メニューコンクールの実施	
3	不登校対策・ひきこもり支援	取組1	多様な価値観に対応した教育機会の保障	学校以外の学びの場の提供 登校サポーターによるお迎え・別室登校支援 ICTを活用した支援	-101-
		取組2	寄り添い支援	教育相談の実施 スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣 スクールカウンセラー(SC)の派遣 スモールステップルーム(SSR)の展開	
4	発達支援	取組1	支援体制の充実	発達相談の実施 保健センター乳幼児健診の心理相談への専門職派遣 保育所・幼稚園等への専門職派遣	-103-
		取組2	研修の実施	専門研修の実施	
5	子どもの貧困対策・若年者支援	取組1	第2期子どもの貧困対策実施計画の改定		-105- -106-
		取組2	地域で活動する団体への支援	あだち子どもの未来応援助成金 夏休みの経験・体験の無料化事業	
		取組3	当事者への寄り添い支援	高校生世代への居場所型学習支援 あだち若者サポートテラス(SODA) 伴走型コミュニケーション支援 居場所を兼ねた学習支援事業(施策②-5再掲)	
6	ひとり親支援	取組1	寄り添い支援	豆の木相談室	-109-
		取組2	地域コミュニティとの交流	サロン豆の木	
7	ヤングケアラー支援	取組1	相談・思い・気づきを受け止める相談支援体制		-111-
		取組2	地域でのネットワークの構築	要保護児童対策地域協議会	
		取組3	支援会議、重層的支援会議	施策①-2再掲	



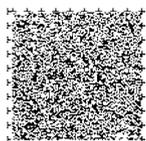
施策群・事業内容	課題解決への主な取組	掲載頁
----------	------------	-----

施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援

1	住まい確保の支援・居住支援	取組1	住宅セーフティネットの構築	あだちお部屋さがしサポート事業 住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化事業 居住支援協議会の開催	-113-
		取組2	住まい方の特性に配慮した住宅の確保	高齢者の住まいのバリアフリー化助成	
2	就労支援・資格取得支援	取組1	相談者に寄り添った就労支援	複合的な課題の解決を図る体制整備、アウトリーチによる就労支援、在宅勤務の求人開拓、就労率の更なる向上、相談窓口の認知度を高める情報発信	-115- -116-
		取組2	生活困窮者に対する支援	施策②-5再掲	
		取組3	ひとり親家庭への職業的自立を支援	施策③-6再掲	
		取組4	福祉・保健分野の各種資格取得・就労支援	介護人材の育成・定着・事業者支援〔施策②-1再掲〕 保育士等キャリアアップ補助金 保育士等住居借上げ支援事業 幼稚園教諭等住居借上げ支援事業	

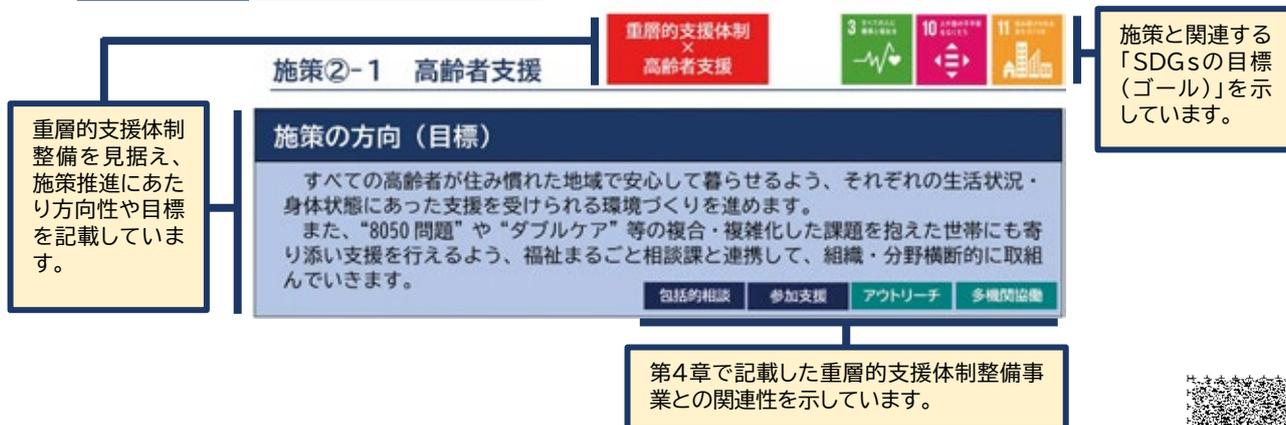
施策⑤ 地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進

1	民生・児童委員活動	取組1	より一層活動しやすい環境づくり	環境整備への課題の洗い出し(アンケートの実施) 情報等の提供やモバイルパソコン活用による活動支援	-119-
		取組2	地域でのネットワークづくり	ケースワーカー懇談会 課題研究部会及び学習部会の開催	
		取組3	民生・児童委員活動の広報	民生・児童委員 PR 週間事業 民生・児童委員協議会だより「さくら」の発行	
2	更生保護活動の支援	取組1	地域でのネットワークづくり	更生保護サポートセンターの運営支援 再犯防止推進協議会の設立	-121-
		取組2	保護司活動の周知・支援	社会を明るくする運動、「明るい社会」の発行	
3	町会・自治会活動への支援	取組1	町会・自治会への加入促進	町会・自治会への加入促進支援 効果的な加入促進	-123-
		取組2	町会・自治会の運営・活動を支援	町会・自治会への情報提供・活動支援 新たな活動支援	
4	地域福祉の担い手の育成と連携強化	取組1	地域福祉活動を支えるボランティアの育成	区民向け講座(あだち皆援隊講座)の開催 あだち NPO フェスティバルの開催 ボランティア育成	-125-
		取組2	ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援	公益活動げんき応援事業助成金 団体活動支援講座 ボランティア団体活動支援	
		取組3	個人の“やってみよう”を応援する場「あやセンター ぐるぐる」		
5	絆づくり事業	取組1	地域における絆づくり活動の推進	高齢者実態調査の実施 わがまちの孤立ゼロプロジェクト 孤立死防止の啓発	-127-
		取組2	活動周知の推進	事業の周知強化、若年層へのアプローチ	
6	居場所・交流の機会づくり	取組1	高齢者の生きがいづくり〔施策②-1再掲〕	友愛クラブ連合会・老人クラブの活動支援	-129-
		取組2	子ども・若者への寄り添い支援	「予防的」若年者支援事業の実施 あだち若者サポートテラス(SODA)、伴走型コミュニケーション支援〔施策③-5再掲〕 高校生世代の居場所型学習支援〔施策③-5再掲〕 居場所を兼ねた学習支援事業〔施策②-5再掲〕	
		取組3	ひとり親世帯の居場所づくり〔施策③-6再掲〕	サロン豆の木	
		取組4	ふれあいサロンの創出と継続を支援	サロン立ち上げ支援 サロン交流会の開催	



施策群・事業内容		課題解決への主な取組		掲載頁	
施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開					
1	健康づくりの推進	取組1	糖尿病対策に重点を置いた健康づくりの推進	野菜を食べやすい環境づくり、子ども・家庭の望ましい生活習慣の定着、働き世代の健康づくり、糖尿病の重症化予防	-133- -134-
		取組2	ライフステージに応じた健康づくりの推進	健診(検診)を通じた生活習慣病予防、各種がん検診医療機関への受診勧奨	
		取組3	人生100年時代を見据えた健康づくりの推進	60歳からの健康リスタート事業、ヘルスポランティアの育成支援	
2	母子保健事業	取組1	保護者への寄り添い相談・支援(ASMAP推進事業)	産後育児ストレス相談、育児栄養相談、乳幼児療育指導	-137-
		取組2	地域コミュニティの形成	育児学級、健やか親子相談	
3	自殺対策	取組1	自殺対策を支える人材育成	区民や区職員、民生・児童委員等へのゲートキーパー研修	-139-
		取組2	当事者への支援	インターネット・ゲートキーパー事業、足立区分かちあいの会「とまり木」、雇用・生活・こころと法律の総合相談会、寄り添い支援事業	
		取組3	地域でのネットワークの強化・区民への啓発	足立区こころといのちの相談支援ネットワーク、自殺対策強化月間	
4	感染症対策	取組	地域における感染症への対応	感染症発生時の即応能力の強化、基本的な感染対策の普及啓発、結核に対する正しい知識の普及啓発	-141-
5	食品衛生	取組1	食品衛生関係営業施設等への適切な指導	食品関係営業施設の監視指導、職員のHACCPに関する指導技術の習得、食品関係事業者への食品衛生に関する知識の普及啓発	-143-
		取組2	区民への食品衛生に関する知識の普及啓発		
6	環境衛生	取組	環境衛生関係施設への監視指導		-145-
7	医業衛生	取組	医療関係施設への監視指導	不適施設への監視指導・健康被害の防止、自主管理の推進、健康被害の防止、新たな制度への対応	-147-
8	動物との共生	取組1	地域における身近な相談支援体制の充実		-149-
		取組2	飼い主の責務と飼育マナーの啓発		
		取組3	飼い主のいない猫対策の推進		
		取組4	「(仮称)ペット同行避難ガイドライン」の作成		

凡例 第5章 施策推進の見方



施策① 複合・複雑課題や狭間への寄り添い支援

重層的支援体制整備事業



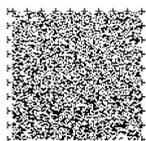
施策①-1 包括的な相談支援体制の整備

施策の方向（目標）

地域共生社会を目指す重層的支援体制整備の一環として、高齢・障がい・子ども・生活困窮などの属性・分野にかかわらず、ご本人や世帯の状況をまるごと受け止め、誰でも何でも相談できる、新たな包括的な支援体制を整備します。

包括的相談 参加支援 アウトリーチ 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 庁内各課や足立区社会福祉協議会、地域包括支援センター等を中心に、それぞれの担当で相談を受け止め、支援しています。	① 老老介護、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、従来の分野別の公的支援だけでは対応しきれないケースや、制度の狭間に落ちてこれまで対応不可だったケースにも、寄り添っていく必要があります。
	② 今回実施したアンケート※や地域懇談会において、気軽に何でも相談できる窓口の必要性が多く挙がっています。 ※ アンケート概要は第2章(P28)参照	② 創設する「福祉まるごと相談課」の様に、支援を必要とする区民が気軽に相談できる、わかりやすい相談窓口が求められています。
	③ 「一人では相談が難しい」「窓口に行きづらい」「どこに相談していいかわからない」といった、潜在的な支援ニーズも多く存在しています。	③ 支援そのものに対する抵抗感や、表面化していない困りごとやニーズを把握し、アウトリーチにより支援していく体制づくりや、地域での気づきも必要です。
課題解決への主な取組	取組1 包括的相談支援体制の整備 取組2 アウトリーチによる支援	
関連事業	包括的相談の普及啓発	



課題解決への主な取組

取組1: 包括的相談支援体制の整備

高齢者・障がい者・子どもなどの属性や分野・内容に関わらず、すべて受け止める新たな包括的な相談支援体制を整備します。

あわせて、包括的相談支援により受けとめた困りごとや相談について、適切に関係所管につないだり、所管課へ同行する形での支援などを行っていきます。



(1) 包括的な相談支援

包括的相談

参加支援

主に“くらしとしごとの相談センター”で実施していた、生活困窮に係る相談支援を発展させ、世代や内容を問わず、どんな相談でも受け止める包括的な相談支援を新たに実施します。

また、令和7年に開設する「すこやかプラザ あだち」にも、同様の包括的相談窓口を設置し、区内2拠点体制で展開していきます。

(2) 寄り添い支援

包括的相談

多機関協働

「相談先が分からない課題」や「相談そのものに対するためらいや不安」がある方等に対し、相談者の考えや実情、ニーズを丁寧に受け止めたうえで、寄り添って支援していきます。

また、相談内容により、活用できる制度がある場合は、相談員が所管課まで同行・同席するなど、適切なつなぎ支援を行います。

取組2: アウトリーチによる支援

相談員による積極的なアウトリーチにより、本人や世帯に寄り添っていきます。



(1) 相談員によるアウトリーチ

アウトリーチ

外出するのが困難な方や、地域で支援を必要とする方の情報をキャッチし、相談員による積極的かつ継続的なアウトリーチにより、本人や世帯に寄り添っていきます。

担当

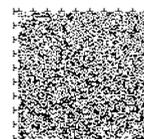
福祉まると相談課(令和6年度～)

関連事業

包括的相談の普及啓発

これまで相談につながっておらず、かつ支援を必要とする方をターゲットに、まずは「福祉まると相談課」の存在を、わかりやすく周知していきます。

	事業	所管課
1	“福祉まると相談課”の区民への普及啓発	福祉まると相談課





施策①-2 複合的な課題や制度の狭間への支援

重層的支援体制整備事業

施策の方向（目標）

既存の庁内組織や単独の組織では、対応が困難な複合・複雑化した課題や制度の狭間のニーズに対して、関係各課や関係機関と連携し、チームとして課題に寄り添って支援していきます。

“福祉まるごと相談課”が旗振り・調整役を担い、各分野が有している専門性やノウハウを活かしながら多機関が協働することで、課題の解きほぐしや支援の方向性をチームで検討し、支援につなげていきます。

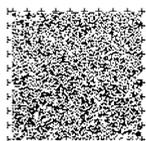
包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 制度や分野の狭間で支援の届きにくい8050問題やダブルケア、ヤングケアラー等、ご本人や世帯内で複数の課題が重なり、複雑化・複合化しています。	① これまでの分野別の支援体制では、複合的な支援や狭間のニーズに対応できなくなってきたことから、関係各課や機関が集まり、支援方針などを検討する場が必要です。
	② 複合的な課題や狭間のニーズに対しては、これまでの分野別の公的支援だけでは、個々に寄り添ったきめ細やかな支援が困難な場合があります。	② 複合的な課題に対する原因・要因の解きほぐしや、関係各課や関係機関が組織横断的に連携して支援するためには、まずは区職員の意識改革から進める必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 支援会議、重層的支援会議 取組2 庁内横断連携体制	
関連事業	—	



■課題解決への主な取組

取組1: 支援会議、重層的支援会議

「福祉まるごと相談課」が調整役を担い、複合・複雑化した課題や、制度の狭間のニーズのほか、庁内各課で受けた複雑な相談に対する検討の場として、以下の新たな会議体を設置し、多機関協働による支援を推進していきます。

NEW

(1) 支援会議

包括的相談

多機関協働

庁内関係部署の実務に携わる職員で構成(取り扱う事案によっては学識経験者や関係機関も参加)し、定期的を開催していきます(守秘義務が課されます)。

複合・複雑化した課題への初動体制をつくり、支援方針の検討や情報共有のほか、緊急性がある場合には随時開催により柔軟に対応し、既存の組織では対応が困難な事例に、多角的な視点から支援策を見だし、チームとして最善の支援につなげていきます。

NEW

(2) 重層的支援会議

包括的相談

多機関協働

支援会議を構成する所管の管理職職員で構成(取り扱う事案によっては学識経験者や関係機関も参加)し、定期的を開催していきます(守秘義務が課されます)。

区の支援に関する認識の共有や支援会議の在り方、庁内連携の状況、支援会議で決定した支援方針の適切性をチェックするとともに、支援会議では支援策が見いだせない、より困難な事例に対して、検討し方針決定を行います。

取組2: 庁内横断連携体制

重層的支援体制整備事業に関する理解を深め、組織・分野横断的に連携していくため、区職員の意識改革・醸成に資する研修を、新たに実施していきます。

NEW

(1) 職員の意識改革

多機関協働

実効性を伴った、真の意味での組織・分野横断的な連携に向けて、職員の「自分の担当ではない」という意識から「オール足立で支援を担う」という意識改革に向けて、徹底した研修を行います。

NEW

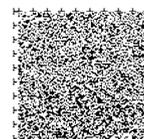
(2) 全職員を対象とした研修の実施

多機関協働

地域共生社会の理念や重層的支援体制整備事業に対する理解、複合・複雑化した課題の事例共有等について、オンライン形式や対面研修のほか、外部講師(有識者)講演による機運醸成など、創意工夫しながら実施していきます。

担当

福祉まるごと相談課(令和6年度～)



施策② 多様な福祉事業の展開

施策②-1 高齢者支援

重層的支援体制
×
高齢者支援



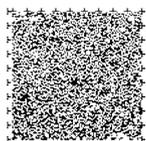
施策の方向（目標）

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、それぞれの生活環境・身体状態にあった支援を受けられる環境づくりを進めます。
また、“8050問題”や“ダブルケア”等の複合・複雑化した課題を抱えた世帯にも寄り添い支援を行えるよう、福祉まるごと相談課と連携して、組織・分野横断的に取り組んでいきます。

包括的相談 参加支援 アウトリーチ 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 地域包括支援センターが、高齢者支援の総合相談窓口であるという認知度は、広がりつつあります。 ・認知度：約6割 ^{※1}	① 一方で、地域包括支援センターが“認知症”に関する相談窓口であることを知っている区民の割合は低いため、さらなる啓発が必要です。 ・認知度：約3割 ^{※1}
	② 居宅介護支援事業所への実態調査では、約6割 ^{※2} が“医療機関との連携は強化されている”と回答しています。	② 医療や福祉サービスにつなぎ、専門的な支援を受けられるよう、地域で多様な機関が連携体制を構築・維持し、さらに強固にしていく取組みが求められます。
	③ 地域とのつながりの頻度について、“ない”と回答した要介護3～5認定者の割合が、最も高くなっています。 ・“ない”との回答：約5割 ^{※3}	③ 自力で外出できるうちから地域社会と交流し、ゆるやかに地域とつながりを持てる関係構築が求められています。
	④ 4割以上の事業所 ^{※4} は、人材確保が出来ていると回答していますが、確保が困難な理由の約8割 ^{※4} は、“求人に対して応募が少ない”となっています。	④ 介護サービスの質・量ともに確保していくため、さらなる人材確保・定着と育成支援策が必要となっています。
課題解決への主な取組	取組1 地域包括支援センターを通じた支援 取組2 事業者間の連携	
関連事業	関連1 生きがいづくり・介護予防 関連2 介護人材や看護職の育成・定着・事業者支援 関連3 高齢者の尊厳の保持	

※1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ※2 居宅介護支援事業所実態調査
※3 要介護認定者実態調査 ※4 介護保険在宅サービス事業所、介護保険施設実態調査等



高齢人口の推移は第7章(P169)参照

課題解決への主な取組

取組1: 地域包括支援センターを通じた支援

地域包括ケアシステムの要として、高齢者やご家族の方からの総合的な相談のほか、65歳からの健康・介護に関する相談にも寄り添っています。さらに今後は、重層的支援体制の構築に向け、以下の包括的相談支援や参加支援などにより一層取組んでいきます。

(1) 高齢者の実態把握(戸別訪問)

包括的相談

アウトリーチ

高齢者への総合相談支援のほか、認知症やフレイルのリスクが高い方に対する戸別訪問を行います。その際、一人ひとりの生活環境・身体状態にあった支援やサービス、地域活動等のご案内、“8050 問題”や“ダブルケア”など世帯内の課題を把握し、「福祉まるごと相談課」との連携により、支援体制の一翼を担います。

(2) 認知症への支援・理解促進

包括的相談

もの忘れの症状が心配な方の相談に対応するほか、認知症サポーター養成講座を開催しています。認知症サポーターが、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を見守ることで、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるまちを目指していきます。

(3) 介護予防

参加支援

身体の状況に合わせて、運動・栄養・口腔ケア・体力測定等、フレイル予防教室の案内を行います。また、地域のサロン・自主グループ等の通いの場、活躍の場作りを推進し、地域との関係構築を支援します。

担当

高齢者地域包括ケア推進課（令和6年度～）

取組2: 事業者間の連携

高齢者が必要な支援を速やかに受けられるよう、多職種の連携を深め、医療機関や介護サービス事業所による早期発見・早期支援につないでいきます。

(1) 多職種(医師・歯科医師・薬剤師・介護サービス事業所等)連携研修

多機関協働

在宅療養に関わる専門職が集まり、事例検討や互いの職務内容等の情報を交換して相互理解を深めながら「顔の見える関係」を構築することで、在宅療養を支えるための連携強化を図ります。

NEW

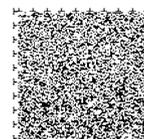
(2) 医療と介護の連携・研修センター

多機関協働

令和7年に開設する「すこやかプラザ あだち」の3階に、「医療と介護の連携・研修センター」を設置し、医療介護職のスキルアップや、連携促進のための研修会、地域住民へのシンポジウム等を開催し、在宅療養を推進していきます。

担当

医療介護連携課（令和6年度～）



■ 関連事業

関連1: 生きがいづくり・介護予防

高齢者の地域での生きがいや居場所、健康づくりや介護予防につながる多様な事業・活動支援を行っていきます。

	事業	所管課
1	友愛クラブ連合会・老人クラブの活動支援	高齢者地域包括ケア推進課 (令和6年度～)
2	介護予防事業	
3	元気応援ポイント事業	介護保険課
4	悠々館事業	住区推進課

関連2: 介護人材や看護職の育成・定着・事業者支援

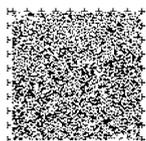
介護人材の高齢化や、少子化の影響等による介護サービスの担い手・看護職の減少を見据え、地域で介護サービスに従事する人材の育成や、育成する事業者への支援、介護人材の待遇改善に向けた取組を支援します。

	事業	所管課
1	介護のしごと相談・面接会	医療介護連携課(令和6年度～)
2	介護人材雇用創出事業	
3	介護職員資格取得等支援事業	
4	介護職員宿舍借り上げ支援事業	介護保険課
5	看護&介護就職フェア	衛生管理課

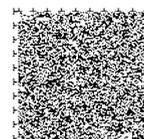
関連3: 高齢者の尊厳の保持

高齢者の虐待や消費者被害への対応、成年後見制度の活用など、高齢者の権利を守るほか、老い支度の一環として「じぶんノート」の書き方なども案内します。

	事業	所管課
1	高齢者の権利擁護事業	医療介護連携課(令和6年度～)
2	老い支度啓発事業	



紙面構成の都合により本ページは白紙です。



施策②-2 障がい者支援

施策の方向（目標）

ノーマライゼーションの推進に向け、相談支援・就労支援・日中活動をはじめとした、さまざまなサービスの充実や福祉のまちづくりの推進に取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、自らが選択した生活を営むことができる、共生社会の実現を目指します。

包括的相談

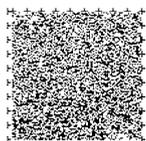
参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 障がい福祉制度は、障害者基本法が定める理念に基づき、障害者総合支援法や児童福祉法により制度化され、実施されています。	① 障がい者が地域で安心して生活するためには、サービスの種類や量の充実とともに、質の向上が欠かせません。 また、その担い手である障がい福祉サービスの人材確保も大きな課題です。
	② 区では、障がい者計画の中で、「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、ともに安心して生活し続けられる足立区の実現」を基本理念として掲げています。	
	③ 障がい者(児)やその家族に寄り添いながら、希望する生活を実現し、課題を解決するための相談支援専門員が不足しており、相談支援体制の拡充が求められています。	② 自ら選択してサービスを受けるための相談支援、居宅介護や短期入所の充実、自由に外出し社会参加する移動支援や意思疎通支援など、自立した生活の実現に向けた施策を展開する必要があります。
	④ 障がい児が、本人の意図に反する制限を受けることなく、地域社会に参加・インクルージョン(包容)される社会構築を目指しています。	③ 障がい児の地域社会への参加・包容の推進のため、福祉分野だけではなく、保健・医療・保育・教育・就労支援等が連携した、地域支援体制の構築が求められています。
課題解決への主な取組	取組1 障がいへの理解・啓発 取組2 サービスの質の向上 取組3 相談支援体制の強化 取組4 インクルージョン(包容)の推進	
関連事業	—	

障がい者数の推移は第2章(P19)参照



■課題解決への主な取組

取組1:障がいへの理解・啓発

障がいに対する区民の理解を深めることが、重層的支援体制整備で目指す地域共生社会には不可欠であることから、実現に向けた啓発事業に取り組んでいきます。

あわせて、障害者差別解消法で民間事業者にも義務化された「合理的配慮の提供」について、区民及び区内事業所への周知に努めます。

(1)小・中学校での啓発授業 アウトリーチ

区内小・中学校の児童・生徒への障がいに対する理解促進を目的として、障がい福祉課職員が授業を行っています。車椅子体験等と合わせ、障がいへの理解を深める機会を創出していきます。

(2)パラスポーツ体験授業の実施 アウトリーチ

実施希望があった区内小学校を対象に、障がい者スポーツ指導員を派遣して、パラスポーツの体験教室等を行い、理解促進に努めていきます。

(3)ヘルプマーク・ヘルプカードへの理解促進 参加支援

援助や配慮の必要性を周囲に知らせることで支援が受けやすくなるよう、ヘルプマーク(東京都作成)やヘルプカード(配慮してほしい事柄や支援内容等を伝えるカード)に対する理解促進を図っていきます。

担当 障がい福祉課、スポーツ振興課

取組2:サービスの質の向上

障がい福祉サービスの利用者数・利用量とも増加傾向にあり、事業所の数も増えている一方で、サービス内容や支援方法に関する苦情も増加傾向にあるため、質の向上への取組を進めていきます。



(1)事業所指導体制の構築 多機関協働

これまで、区内でのみ事業を運営する社会福祉法人の障がい福祉サービス事業所の指導は足立区、それ以外は東京都が行ってききましたが、事業所数の多さから、東京都の実地指導の実施率(5%以下)は、全国で最下位という状況です。

令和6年度から、区独自で実地指導ができる体制を構築し、実施率3割をめざします。

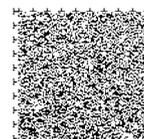
(2)障がい関連ネットワークの構築と推進 多機関協働

障がい種別やサービスごとのネットワークを設けており、当事者・事業所・障がい団体・民生・児童委員等で情報共有や研修を行い、連携体制の構築を図っています。

サービスの質の向上に向け、支援機関や専門職種の参加を促し、多機関協働により障がい福祉サービス全体の質の底上げを図っていきます。

担当

障がい福祉課、障がい援護課(令和6年度～)
障がい福祉センターあしすと



取組3:相談支援体制の強化

課題になっている相談支援の質の向上に向けて、基幹相談支援センターである「障がい福祉センターあしすと」を中心に、事業所に対する専門的指導・助言等を実施して、包括的相談支援体制の強化に取り組みます。

(1)相談支援ネットワーク会議の開催

包括的相談

多機関協働

相談支援事業所に所属する相談支援専門員同士のつながりを深め、支援方法や情報を共有し、相談支援専門員の資質向上を図るためのネットワーク会議を開催しています。情報交換・グループワーク・施設見学・相談技術の研修など、内容を工夫しながら引き続き取り組み、包括的相談支援の土台を築いていきます。

(2)支援会議、重層的支援会議

包括的相談

多機関協働

施策①-2再掲

複合・複雑化した課題や相談内容である場合には、福祉まるごと相談課が調整役を担う支援会議、重層的支援会議をもとに、多機関協働による支援を推進していきます。

担当

障がい福祉課
障がい援護課（令和6年度～）
障がい福祉センターあしすと
福祉まるごと相談課（令和6年度～）

取組4:インクルージョン(包容)の推進

障がい児が、本人の意図に反する制限を受けることなく、参加・包容(インクルージョン)される地域社会を目指し、福祉分野だけではなく、保健、医療、保育、教育、就労支援など、組織・分野横断的な連携体制を構築していきます。

(1)発達支援コーディネーターの育成

包括的相談

保育園における発達障がい児に対する指導理論及び技術向上の中心的役割を担える職員(発達支援コーディネーター)の育成(毎年度12人育成を目標)を目的に、具体的な対応方法を学ぶ専門研修を実施していきます。

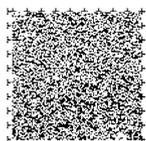
(2)障害児相談支援事業所の拡充

包括的相談

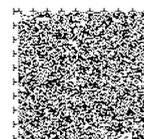
障害児通所支援事業の利用を希望する障がい児とその家族に寄り添い、希望する生活の実現に向けて課題を整理する役割とともに、障害児支援利用計画に基づくサービスが、適切かつ効果的に提供されているかモニタリングする役割を担う障害児相談支援事業所を増やし、地域支援体制構築の一助としていきます。

担当

障がい福祉課
障がい福祉センターあしすと
こども支援センターげんき 支援管理課



紙面構成の都合により本ページは白紙です。



施策②-3 災害時支援（避難行動要支援者）

重層的支援体制
×
災害時支援



施策の方向（目標）

自然災害発生時の犠牲者をなくすため、まずは水害を想定した個別避難計画書の作成支援により、高齢者・障がい者・医療的ケア児など避難行動要支援者の避難の実効性を高めます。

特に優先度が高い避難行動要支援者の方には、関係機関と連携しながら、区職員のアウトリーチにより、計画書の作成を進めていきます。

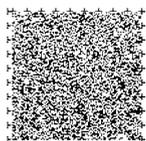
包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 近年、地震や台風・大雨による河川氾濫などの自然災害により、多くの高齢者や障がいのある方が犠牲となっています。	① 災害時に自力での避難が困難な避難行動要支援者が、円滑に避難できる支援体制を整えておくことが必要です。
	② 「避難行動要支援者名簿」の整備に必要な情報を収集する「災害時安否確認申出書」の返信・回答率が、5割程度に留まっています。	② 「災害時安否確認申出書」未返信の方へ返信の働きかけや、災害への意識を高めるための効果的な情報発信を行っていく必要があります。
	③ 避難行動要支援者一人ひとりの実情に沿った「計画書」を作成するとともに、身体の状態等の変化を反映し、定期的に更新しています。	③ 避難の実効性を高めるため、計画書を作成した避難行動要支援者の協力のもと、個別避難計画に基づいた訓練を、継続して実施していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 個別避難計画の作成支援 取組2 訓練実施	
関連事業	福祉避難所でのケア体制の整備	



課題解決への主な取組

取組1：個別避難計画の作成支援

災害時の救出・救助活動や安否確認活動に繋げるための「避難行動要支援者名簿」の整備（毎年度情報を更新）や、個別避難計画書の作成・更新を、関係する警察・消防をはじめ多機関と連携しながら進めていきます。

(1) 災害時安否確認申出書による実態把握

多機関協働

「災害時安否確認申出書」の情報をもとに、水害を想定した個別避難計画書の作成をより一層進めるため、申出書が未返信の避難行動要支援者へのアプローチを、日頃から関わりが深い介護サービス事業所など関係機関と新たに連携しながら進めていきます。

(2) 個別避難計画の作成・更新

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

庁内関連部署（介護・障がい・生活困窮部門）のほか、関連する介護・障がいサービス事業所等（区内・区外問わず）との連携体制により、職員のアウトリーチによる計画書の新規作成を進めるとともに、年一回の内容更新を進めていきます。

取組2：訓練実施

避難の実効性を高めるため、関係機関と連携しながら、作成した個別避難計画書に沿った訓練を、内容を充実させながら実施していきます。

(1) 訓練実施

参加支援

多機関協働

実際に個別避難計画書を作成した避難行動要支援者ご本人や、支援に携わる事業所、災害協定締結先に参加していただき、計画書に沿って、居住地から避難先への移送訓練等を実施します。

担当

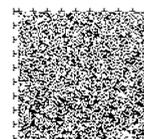
福祉管理課

関連事業

福祉避難所でのケア体制の整備

主な避難先となる福祉避難所での生活で、健康を損なうことがないように、食事や排泄の介助など、必要なケアを実施できる体制を整備します。

	事業	所管課
1	福祉避難所での介護有資格者等によるケア体制の整備	福祉管理課



重層的支援体制
×
権利擁護の推進・虐待防止



施策②-4 権利擁護の推進・虐待防止

施策の方向（目標）

高齢者や障がい者・児童など、誰もがその意思や権利を侵害されることなく暮らしていけるよう、権利擁護や虐待を防止する環境を整備します。

虐待を未然に防ぐ予防的取り組みとともに重層的支援体制により、課題の解きほぐしや支援機関間の連携など、より一層包括的に支援していきます。

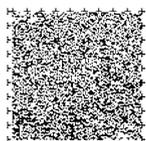
包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 地域福祉に係るアンケートでは、高齢者への虐待として、年金搾取や介護放棄、言葉の暴力といった経済的・精神的・身体的な虐待があげられています。	① 高齢者の虐待や独居高齢者の生活破綻への支援は、地域包括支援センターをはじめ、医療機関や介護事業者など様々な関係機関と、より一層連携する必要があります。
	② 障がい者に対する虐待として、家族からの暴力や年金の搾取、施設職員からの不適切な対応といった内容があげられています。	② 障がい者への虐待通報件数は減少傾向にありますが、通報に至る前の相談が増えていることから、未然に防ぐ取り組みが重要になっています。
	③ 児童に対する虐待として、日常的なケアの不足や身体的、精神的な虐待があげられています。	③ 子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しているため、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応と、子どもや家庭に対してのきめ細かな支援が必要です。
	④ 児童虐待の通告件数は増加傾向にありますが、家庭内といった閉鎖的な場面で発生するため、発見が遅くなるケースも多いと考えられます。	
課題解決への主な取組	取組1 高齢者虐待の防止 取組2 障がい児・障がい者虐待の防止 取組3 児童虐待の防止 取組4 意思決定の支援	
関連事業	—	



課題解決への主な取組

取組1：高齢者虐待の防止

地域包括支援センターをはじめ、医療機関や介護事業者など様々な関係機関との多機関協働により、一層連携していきます。

(1) 高齢者虐待の早期発見・支援の進展

包括的相談

多機関協働

地域の虐待対応ネットワークの取組や、地域包括支援センター等との連携強化を進めるとともに、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、見守り支援の充実や、判断能力が不十分な高齢者が早期に権利擁護支援へつながるよう努めていきます。

担当 医療介護連携課（令和6年度～）

取組2：障がい児・障がい者虐待の防止

障がい者虐待防止センターを軸として、関係機関との連携により、事案ごとに寄り添った支援を実施していきます。

(1) 障がい者虐待防止センター

包括的相談

令和元年度に、虐待通報の総合窓口を障がい福祉課（障がい者虐待防止センター）に移設し、緊急的な事案への対応を含め、相談・通報に対して、当事者や家族に寄り添った支援を行っています。本センターが中核になり、障がい児・障がい者への虐待案件に対して、庁内連携を築きながら対応していきます。

(2) 関係機関との連携強化

包括的相談

多機関協働

関係機関向けの研修や、情報交換の場を設けるなどして連携強化を図り、一体となって虐待防止に取り組んでいける環境づくりを進めていきます。

担当 障がい福祉課

取組3：児童虐待の防止

個別具体的な状況に応じて包括的な相談・支援を行うほか、要保護児童対策地域協議会での情報交換など、支援体制を強化していきます。また、児童虐待防止に向けた周知・啓発の情報発信を充実させ、虐待の未然防止にも努めていきます。

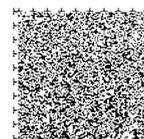
(1) 児童虐待防止のための取組

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

児童の一時的な預かりや保育施設等への送迎支援のほか、孤立感や不安感を抱えた養育者への定期的な訪問による傾聴支援、特に必要と判断した家庭に対し養育に関する相談・助言等を実施していきます。



(2)要保護児童対策地域協議会

多機関協働

関係機関が円滑に連携・協力するための調整機関として「要保護児童対策地域協議会」を設置し、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、持てる力を最大限に発揮できるよう、情報交換と支援の協議を行っていきます。

(3)児童虐待防止に向けた広報啓発の取組

参加支援

11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、関係団体等と連携して、足立区主要駅での啓発(児童虐待防止オレンジリボンキャンペーンinあだち)や、養育家庭体験発表会、養育家庭PRパネル展示、子育て交流講座など、集中的な広報・啓発活動を実施していきます。

担当

こども家庭相談課

取組4:意思決定の支援

判断能力が低下している認知症の高齢者等が、地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスや財産等に関する自らの意思決定を支援します。

(1)成年後見制度の利用促進

包括的相談

判断能力が不十分な認知症高齢者等の意思決定を支援し、生活や財産等の権利を守り、適切な福祉サービスを受けながら地域で安心して暮らし続けられることを目的として、成年後見制度支援事業を実施していきます。

(2)地域福祉権利擁護事業

包括的相談

在宅で生活する認知症の症状や物忘れのある高齢者や、知的・精神障がいのある方など判断能力が十分でない方に対し、本人の希望や状況等に添って、福祉サービスの利用援助・日常的金銭管理サービス・書類等の預かりサービスを提供します。

(3)高齢者あんしん生活支援事業

包括的相談

区内に身寄りのないひとり暮らしの高齢者が、将来起こりうる判断能力の低下や緊急入院等に備え、事前契約による支援サービスを提供します。

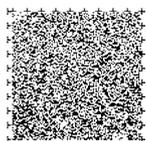
(4)法人後見事業

包括的相談

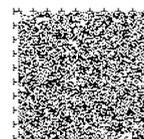
認知症高齢者など判断能力が十分でない方の成年後見人役等を、足立区社会福祉協議会が法人として引き受け、区民の権利擁護を推進していきます。

担当

医療介護連携課（令和6年度～）
足立区社会福祉協議会



紙面構成の都合により本ページは白紙です。





施策②-5 生活困窮者支援

施策の方向（目標）

低所得など様々な理由で生活に困窮する区民の自立に向けて、その背景にある複合・複雑化した課題を把握し、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度のセーフティネットを軸に、庁内や多機関との連携により、寄り添い支援を展開していきます。

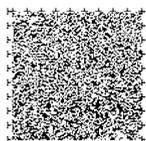
包括的相談

参加支援

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 生活保護受給世帯数及び受給者数は、ともに横ばい傾向にありますが、単身世帯の受給者は増加傾向にあります。	① 単身世帯は孤立しがちであり、要支援・要保護者の把握が困難な場合があることから、様々な部署や機関が情報共有しながら、連携して支援することが求められます。
	② 生活に困窮する世帯の子どもたちの中には、経済的な理由などから、将来の夢や希望をあきらめ、自ら選択肢を狭めてしまっているケースがあることも考えられます。	② 生活に困窮する世帯の子どもの状況を把握し、課題解決に向けて、幼少期の段階から庁内や各機関が連携して情報共有し、役割分担を行って適切な支援を進めていくことが求められます。
	③ くらしや仕事等に悩む方々からの相談は年間のべ 5,000 件を超え、生活費や就労の相談のほか、疾患や多重債務など相談内容は複雑多岐に渡っています。	③ 相談員には、寄せられる複合・複雑な課題に対して、相談者に寄り添い、悩みや思いを傾聴し受け止め、課題を整理して適切な支援へとつなぐコーディネートする力が求められます。
課題解決への主な取組	取組1 生活保護事業 取組2 子どもへの支援 取組3 生活困窮者自立支援事業	
関連事業	関連1 低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業 関連2 特例貸付借受人への支援	

生活保護被保護人員・保護率の推移は第7章(P172)参照



課題解決への主な取組

取組1：生活保護事業

生活保護法に基づき、経済的な理由等で困窮する方に対し、国の定める最低限度の生活を保障するとともに、自立の援助を目的とした生活保護を実施します。

(1) 庁内部署、関係機関との連携による支援

包括的相談

多機関協働

生活保護実施における複雑な問題を解決するには、様々な関係機関との連携が必要であることから、福祉事務所内の新任研修や医療・介護研修等において、職員の連携に対する理解と意識改革を図り、積極的に行動できる職員を育成することで包括的な支援の土台を築きます。

(2) 福祉職職員の計画的育成

包括的相談

多機関協働

福祉職職員の育成を重点的に進め、区の福祉現場で中心となる人材を計画的に育成していきます。福祉職の勉強会など、専門性向上のための取組をはじめ、すべての区福祉職職員の資質や連携力を向上させることで、福祉事務所の職員としての心構えを福祉事務所全体に浸透させ、重層的支援体制における相談支援の重要な役割を担っていきます。

(3) 福祉事務所総合相談窓口の職員育成と機能向上

包括的相談

「福祉まるごと相談課」創設とともに、区内6か所の福祉事務所の総合相談係についても、まるごと相談の機能を補完する拠点を目指します。

そのため、福祉事務所の総合相談窓口の職員の相談者に寄り添う姿勢、接客・相談技術、連携すべき関係機関の情報や知識の習得を目指し、福祉まるごと相談課の相談員研修に参加させるなどして育成します。

(4) 総合相談窓口の機能強化

包括的相談

多機関協働

福祉事務所窓口での区民からの相談に対して、相談者が可能な限りワンストップで相談できるよう、オンライン相談できる環境を順次整備します。まずは福祉事務所内の通信環境を令和6年度中に整備し、相談ルールや仕組みを定め、あわせて対応できる職員を育成します。

取組2：子どもへの支援

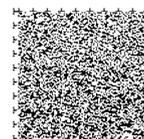
足立区のボトルネック的課題である「子どもの貧困」対策として、生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子どもたちへの支援を充実します。

NEW

(1) 子ども支援の体制整備

多機関協働

これまでモデル的に中部第一・第二福祉課へ設置していた子どもがいる生活保護世帯を支援する「有子世帯」担当係を、令和7年度までに全福祉課へ展開するとともに、困難な状況にある世帯への支援を、児童相談所など多機関と連携して行っていきます。



(2)居場所を兼ねた学習支援事業

参加支援

親が仕事のため、夜間子どもだけで過ごしている、きょうだいが多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な主に中学生を対象として、支援対象者及びその保護者と面談を行い、家庭の事情等に応じて家庭に代わり安心して過ごせる居場所の提供と学習の支援を行ないます。

また、食事の提供や体験活動も行っているほか、生活全般にわたる悩みの相談、高校生への進学・就職相談など、子どもの将来の自立に向けて支援します(施設数:拠点4か所・分室2か所)。

取組3:生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者から就労や生活に関する相談を受け、必要な知識や情報の提供及び助言を行っています。そのうえで、本人の状態に応じて寄り添い、必要なサービスに適切につなげ、自立を支援します。

(1)自立相談支援事業

包括的相談

多機関協働

困難を抱えた生活困窮者からの相談を受け、自立に向けて本人の状況に応じた寄り添い支援を行います。また、ハローワーク・弁護士等専門家との連携により、引き続き「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」を開催していきます。

(2)就労準備支援事業

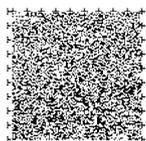
包括的相談

参加支援

すぐに就労することが困難な方を対象に、就労に至る前の基礎能力を身につける準備支援を行っています。職場での体験機会を設けるほか、就労準備支援施設「ジョブサポートあだち」での職業紹介も行います。

担当

生活支援推進課（令和6年度～）
各福祉課
福祉まるごと相談課（令和6年度～）



■関連事業

関連1:低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業

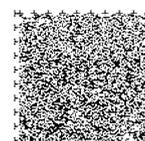
低所得者世帯や障がい者世帯・高齢者世帯・生計中心者の失業等により生計の維持が困難になった世帯の自立更生を図るため、目的に応じた資金の貸付及び相談支援を行います。

	事業	所管課
1	生活福祉資金貸付事業	足立区社会福祉協議会

関連2:特例貸付借受人への支援

令和5年1月から償還が開始された緊急小口資金等の特例貸付以降も、なお生活状況が改善しない借受人に対して、償還の免除・猶予・月々の償還額の少額設定など、相談支援とともに福祉課や法テラスなど適切な機関につながります。

	事業	所管課
1	特例貸付借受人に対するフォローアップ	足立区社会福祉協議会



施策②-6 ひきこもり支援

施策の方向（目標）

誰ひとり取り残さない地域づくりに向けて、ひきこもりに悩む本人やその家族等への支援を段階的に進め、支援の拠点となる協議会を設置し、区のひきこもり支援の基本的な考え方等の策定、庁内各課や関係機関との連携を形成し、地域全体による支援ネットワークを構築します。

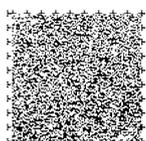
包括的相談

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 足立区におけるひきこもりに該当する人数は、およそ6,400人(生産年齢人口のおよそ 1.5%)と推計しています(令和元年度実施の区の実態調査)。	① ひきこもりに悩み、支援につながっていない本人やその家族が、いまだ一定数区内に潜在していることが想定され、どのように支援につなげていくのが課題となっています。
	② これまでも、ひきこもり支援を実施していましたが、個々の案件対応が中心であり、支援に対する区の基本的な考え方や方針が明確に定められておらず、支援メニューの不足も見られます。	② 支援の拠点の場を創り、多機関による検討を軸として、支援に対する区の基本的な考え方を明確化するとともに、個別支援メニューの充実の両輪で支援を進めていく必要があります。
	③ ひきこもり支援関係者相互の顔の見える関係づくり及び情報共有・意見交換の場を令和5年4月に設置し、以降定期的に実施しています。	③ ひきこもり支援関係者の日常的な交流の場は、支援者間の有機的な連携の基本であり、定期継続が必要不可欠です。
	④ 今後、段階的にひきこもり支援を進め、さらなる支援ニーズの増大を見据えた場合、支援する資源に限りがあります。	④ ひきこもり本人やその家族、関係者の意見を反映させるとともに、地域全体による支援や多機関協働などの仕組みを構築、定着させる必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 ひきこもり支援の基盤づくり 取組2 地域全体の支援ネットワークの構築	
関連事業	—	



課題解決への主な取組

取組1: ひきこもり支援の基盤づくり

ひきこもりに悩む本人やその家族への支援を本格的に進めるため、区の支援拠点として新たに協議会を設置し、本人やその家族の尊厳や自己肯定感の回復を主な目的として、寄り添いながら支援を届ける仕組みを構築していきます。

(1)「三者の会」の定期開催 多機関協働

ひきこもり支援団体同士の意見交換の場として、当事者団体(足立ひきこもり家族会)・委託事業者・区による「三者の会」を、継続して実施していきます。

NEW (2)足立区ひきこもり支援協議会の設置 多機関協働

ひきこもり支援の拠点の場として、新たに協議会を設置しました(令和5年12月)。協議会は、あらゆる世代かつ学識を含む庁内外の関係機関をメンバーとして、情報共有や支援方針・あり方等を協議し、多機関協働による効果的な取り組みを展開していきます。

NEW (3)支援に関する基本的な考えの明確化・支援メニューの拡充 多機関協働

協議会での意見を元に、ひきこもり支援に関する区の考え方を明確にするとともに、支援協議会のなかに庁内職員や支援関係者など、より現場に近いメンバーで構成する部会を新たに立ち上げ、支援メニューの洗出し・拡充を進めていきます。

取組2: 地域全体の支援ネットワークの構築

ひきこもり支援を地域全体で支える仕組みを構築し、定着させるため、庁内外の支援機関による組織横断的な連携体制と、ネットワークを構築していきます。

(1)支援会議、重層的支援会議 包括的相談 アウトリーチ 多機関協働 施策①-2再掲

ひきこもりに関する複合・複雑化した個別ケースは、福祉まるごと相談課が調整役を担う支援会議、重層的支援会議にて支援方針等を検討し、多機関協働による支援実施につなげていきます。

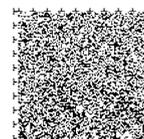
(2)庁内各課・関係機関との連携 多機関協働

福祉まるごと相談課が旗振り役となり、不登校支援や孤立・孤独支援など、関連事業を所管する庁内各課・関係機関との強い連携づくりに重点を置き、既存の支援ネットワークと連携した支援体制づくりを行っていきます。

(3)地域全体の支援ネットワークの構築 参加支援 多機関協働

ひきこもりを地域全体で支援するネットワークを構築するため、行政機関と既存の活動団体や支援機関と関係を築きながら、誰ひとり取り残さない地域社会を目指します。

担当 福祉まるごと相談課(令和6年度～)



施策②-7 外国人支援

施策の方向（目標）

年々増加する在住外国人が、安心して暮らしていくために必要な包括的相談体制を充実させていきます。

また、計画の基本方針のもと、国籍や文化の違いにかかわらず、地域の発展に向けて、誰もが参加・活躍できる多文化共生社会の実現に向けた環境を整備します。

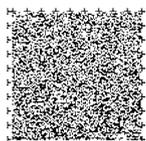
包括的相談

参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① 区に居住する外国人は年々増加傾向にあり、10年間で約1.4倍になっており、区の人口のおよそ5%を占めています（令和5年10月現在）。	① 外国人の流入に伴い、日々の生活に関する相談が増加傾向にあり、相談支援体制のさらなる充実が求められています。
	② 地域福祉に係るアンケートや地域懇談会での意見交換では、ゴミ捨てのマナーや、子どもが通う学校との意思疎通が出来ていない、といった意見も挙がっています。	② 日本語を学習する場が必要であり、大人向けの支援のみならず、外国にルーツを持つ子ども向けの学習支援も重要になっています。 ③ 言葉が通じない方々へも、ゴミ捨て等日常生活マナーを伝える機会やツールが必要です。
	③ 言葉が通じないことによる、日常生活のトラブルもあることから、まずはコミュニケーションを取り、相互理解を進めることが大切という意見も出されています。	④ 外国人向けの支援のみならず、日本人が多様な個性やライフスタイルを理解し、認め合う風土を醸成する取組みも必要です。
課題解決への主な取組	生活支援・学習支援	
関連事業	多文化共生への理解促進・活動支援	

外国人人口の推移は第2章(P22)参照



課題解決への主な取組

取組：生活支援・学習支援

区役所の各窓口における相談支援の充実を図るとともに、子どもから大人まで年齢を問わない日本語学習の機会を充実させるなど、生活に必要な支援を推進します。

(1)生活相談体制の充実

包括的相談

多文化共生担当の窓口にて、英語・中国語・韓国語の相談員が外国人相談に応じるほか、出先機関等へ通訳ボランティアを派遣し、行政手続きをサポートしています。

また、導入した通訳タブレットのさらなる活用により、外国人支援における包括的相談体制の充実を図っていきます。

(2)外国にルーツを持つ子どもの学習支援

参加支援

地域づくり

外国人の流入に伴い、「外国にルーツを持つ子ども」も増加傾向にあることから、学校外における学習支援拠点を開設して地域とのつながりを作り、日本語学習が必要な子どもを支援します。

担当

地域調整課

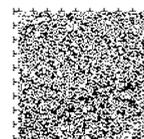
関連事業

多文化共生への理解促進・活動支援

民族的・文化的な多様性を認めるなど、多文化共生社会に必要な価値観を伝えるイベントや学習機会の創出とともに、多言語の看板や掲示物の表示など日常生活における工夫を通じて、地域における理解促進を図ります。

また、区内各地で展開されているボランティアによる日本語教室の活動支援(補助金交付・会場確保)を行い、多くの方が地域福祉活動に参加できる環境づくりも進めます。

	事業	所管課
1	小中学生を対象とした国際理解教育の実施	地域調整課
2	日本語ボランティア教室の活動支援	
3	国際まつりの実施	



施策③ 子ども・若者の成長を切れ目なく支援

施策③-1 子ども・子育て支援

重層的支援体制
×
子ども・子育て支援



施策の方向（目標）

妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援により、安心して子育てできる環境を整備します。また、妊婦全数面接や赤ちゃん訪問等により、家庭の状況把握及び母親のメンタルフォローを行い、虐待の未然防止と生活困窮等の福祉ニーズの削減に努めます。

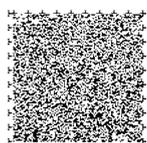
また、次世代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自ら学び考え行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていけるよう、関係機関と役割分担しながら、アウトリーチ等による継続的な支援を行っていきます。

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 妊娠届出時の質問票から、妊娠中の身体管理、育児困難、生活困窮、虐待の可能性などの視点で支援が必要な、ハイリスク妊婦が一定数存在することが明らかになっています。	① 妊娠期の不安、育児困難、生活困窮、虐待等を未然に防ぐため、「スマイルママ面接」(妊娠期)「赤ちゃん訪問(産後)」「乳幼児健診(子育て期)」等の機会を捉えて、的確な状況把握をしていく必要があります。
	② 健康な母子を育むために、プレコンセプションケア(妊娠前の健康管理)の重要性を伝えると同時に、妊産婦に寄り添った伴走型支援を実施しています。	
	③ 育児におけるストレスや悩みについて、マザーメンタルヘルス相談の実施により、グループカウンセリングや個別相談を行い、虐待予防に努めています。	② 接触が困難なハイリスク妊婦について、多機関と協力して生活面、精神面等あらゆる方面から寄り添い、継続的に支援していく必要があります。
	④ 妊産婦が外国人で言葉が通じず、頼る人もいない場合に、あらゆる相談に乗ることで、必要な支援に繋げるよう努めています。	③ 特に日本に来て間もない外国人、経済困窮の妊産婦へのアプローチは困難であり、関連所管と連携し、包括的に支援の手を差し伸べる必要があります。
	⑤ 健全な発達の基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた家庭への支援を進めており、その理解が徐々に深まっています。	④ 「小学校第1学年に関するアンケート」によると、生活習慣の定着状況に、項目や地域差が見られることから、その解消に向けて幼保小連携を一層強化する必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援 (あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト[ASMAP]の推進) 取組2 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む支援	
関連事業(主な事業)	関連1 母子健康手帳・ファミリー学級事業 関連3 乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業 関連4 体験学習(大学連携事業)の推進	関連2: 妊産婦・乳幼児相談事業 関連5 教育・保育の質の維持・向上



課題解決への主な取組

取組1: 妊娠期から出産・産後・子育て期まで切れ目のない支援

(あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト[ASMAP]の推進)

産前産後を通じて、子どもの母親をはじめとする家族に対し、専門家による相談や子育てに対する学びの機会を提供するなど、切れ目のない支援を推進します。

(1) 妊娠届出時のスマイルママ面接事業

包括的相談

母子保健コーディネーターや地区担当保健師が、妊娠届出時の質問回答内容を確認することで、妊娠中の身体管理や育児困難・生活困難が予想される妊婦を把握し、相談を受け止め、妊婦の不安軽減に努めていきます。

(2) ファミリー学級事業

包括的相談

妊婦やパートナーなどを対象に、安心して家族を迎えるため、妊娠中の生活や食事・歯の健康・母子に関する育児支援サービス等を学び、互いに協力して子育てに取り組めるようファミリー学級を開催します。また、仕事をするパートナーも参加しやすいよう「日曜ファミリー学級」も開催します。

(3) こんにちは赤ちゃん訪問事業

包括的相談

アウトリーチ

生後3か月以内の子とその母親及びパートナーを対象に、助産師または保健師が訪問し、発育状況や健康状態等の相談、子育てのアドバイス等を行います。

(4) 産後ケア事業

包括的相談

1歳未満の子がいる母子を対象としたデイサービス型(NPO)、4か月未満の子がいる母子を対象とした宿泊型・日帰り型(医療機関)があり、体調が優れない方や育児に自信がない方に対して、育児・授乳相談等を実施します。

(5) マザーメンタルヘルス相談事業

包括的相談

育児に関するストレス等について、保護者を対象にグループワークや専門職による個別相談を実施します。また、父親にはファミリー学級事業等で「父親ハンドブック」を配布し、育児の心構えについて相談やアドバイス等を行います。

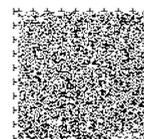
(6) 外国人への寄り添い支援

包括的相談

言葉が通じない、経済困窮等の問題を抱える外国人の妊産婦には、母子保健コーディネーターや地区担当保健師等が三者間通訳サービスや医療通訳者派遣等を活用し、電話や訪問等のアプローチを行い、個々の状況に応じた育児や生活面でのアドバイス等の支援を実施します。

担当

保健予防課
各保健センター 等



取組2:家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む支援

健全な発達の基礎となる、基本的な生活習慣の定着に向けた家庭への支援を進めるとともに、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくため、発達に応じた質の高い教育・保育を、様々な機関と連携して推進します。

(1)早寝・早起き・朝ごはんの推進

アウトリーチ

多機関協働

健やかな成長に欠かせない「基本的な生活習慣」を身につけるため、カレンダーやチェックブックを配布(4・5歳児の在籍施設:区立保育園、区立こども園、私立幼稚園、私立保育園など)し、園での健康的な生活習慣の定着を図っています。

また、5歳児の保護者に、リーフレット『家庭で心がけたい10の大切なこと』を配布するなど、基本的な生活習慣の定着を促します。

(2)あだちっ子歯科健診

アウトリーチ

多機関協働

「足立区糖尿病対策アクションプラン-歯科口腔保健対策編-」の一環として、むし歯が増えやすい4歳から6歳を対象に、東京都足立区歯科医師会、各保育施設等と連携し、むし歯予防・早期の治療に繋げる取組を進めます。

(3)就学前教育の推進(幼保小連携活動)

多機関協働

発達と学びを幼児教育から小学校教育へつなげていくため、幼保小連携活動に取り組んでいます。「小学校第1学年に関するアンケート」結果を受けて、子どもの姿から見えてくる課題を整理し、区内13地域の幼保小ブロック会議の中で課題に対応した重点的な取組を検討し、それぞれの役割の中で進めていきます。引き続き、就学前施設と小学校の関係者が集い、子どもの成果や取組を話し合いながら、創意工夫のもと交流活動を続けていきます。

担当

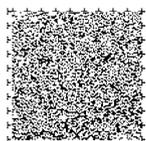
子ども政策課
子ども施設指導・支援課

関連事業(主な事業)

関連1:母子健康手帳・ファミリー学級事業

母子健康手帳を交付し、母子の健康保持増進を図ります。また、妊産婦及びパートナー等を対象とした各種教室を開催し、出産・育児等についての知識習得や地域コミュニティの形成を図ります。

	事業	所管課
1	ファミリー学級	保健予防課 各保健センター 等



関連2: 妊産婦・乳幼児相談事業

面談や訪問等による適切な保健指導を実施し、妊産婦及び乳幼児の健康保持増進を図るとともに、健やかな親子の成長を支えます。

	事業	所管課
1	スマイルママ面接	保健予防課 各保健センター 等
2	産前産後支援	
3	こんにちは赤ちゃん訪問	

関連3: 妊婦健康診査事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業

妊婦健康診査の受診により母体の健康管理を促し、流産・早産・未熟児出生等を予防していきます。また、乳幼児健康診査を実施し、疾病予防及び早期発見に努めます。

	事業	所管課
1	妊婦健康診査	保健予防課 各保健センター 等
2	新生児聴覚検査	
3	3～4か月児健康診査	
4	6・9か月児健康診査	
5	1歳6か月児健康診査	
6	3歳児健康診査	

関連4: 体験活動(大学連携事業)の推進

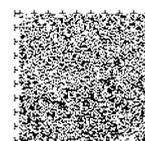
区内大学の特徴を活かし、子どもたちの興味関心を高めるような講座を提供しています。参加した子どもたちが将来、自分らしく社会を生き抜く礎となる力を育み、進路や職業選択の幅を膨らませるとともに、大学生との交流により自身の将来の方向性を見出すきっかけとするため、今後も様々な連携事業を実施します。

	事業	所管課
1	体験活動(大学連携事業)の推進	青少年課

関連5: 教育・保育の質の維持・向上

施設等の適正な運営やアレルギー対応・衛生面・安全の担保など、各施設の課題を速やかに把握し、着実に改善につなげるため、指導検査を計画的に実施するとともに、把握した課題は、巡回訪問で改善を確認していきます。

	事業	所管課
1	教育・保育の質の維持・向上	子ども施設指導・支援課



重層的支援体制
×
食育支援



施策③-2 食育支援

施策の方向（目標）

「野菜から食べる」「毎日朝食を食べる」などの良い食習慣が、自ずと習慣化されるよう、教育委員会や関係機関等と連携し、子どもと保護者世代を中心とした全世代向けに食育を推進し、健康に生き抜くための実践力を身につけることを目指します。

また、おいしい給食事業を通して、自然の恵みや料理を作ってくれる人への感謝の気持ちを育み、心を豊かにすることを啓発するとともに、さらに身体にとって大切な食べ物を知り、選ぶことができるよう「あだち 食のスタンダード」※1を進めます。

包括的相談

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 健康に生き抜くための食の実践力「あだち 食のスタンダード」の定着を図るため、小・中学校の家庭科の授業や、保育園、学童保育室、地域学習センター等で調理体験教室等を行っています。	① 「簡単な料理が作れる」中学生は約8割ですが、性別にみると、男子の方が低い傾向にあることから、引き続き、幼児期や学齢期など対象に合わせた啓発が必要です。
	② 保育園や小・中学校等において、給食時や家庭に向け「ひと口目は野菜から」など望ましい食習慣の定着を図る取組を行っています。	② 家庭では、給食時より野菜から食べている割合が低い傾向※にあり、家庭への啓発を推進する必要があります。 ※ 5歳児：給食時 70.5%、家庭 43.2%
	③ 毎日の給食を「生きた教材」として、食への関心を高めるとともに、感謝の気持ちを育て、思い出に残る「おいしい給食」を目指した取組を行っています。	③ 就学前から中学校まで、今後も身近な給食を通じた食育を、継続的に行う必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 あだち 食のスタンダードを全世代に啓発 取組2 子どもを通じた家庭全体への啓発 取組3 おいしい給食を通じた食育の啓発	
関連事業	—	

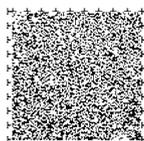
※1 「あだち 食のスタンダード」とは

中学卒業時までに身につけたい、健康に生き抜くための実践力

- ① 野菜から食べる、朝食を食べるなど望ましい食習慣を身につける
- ② 家庭でも外食でも栄養バランスのよい食事を選択できる
- ③ 朝食程度(ごはん・みそ汁・目玉焼きなど)の簡単な料理を自分で作ることができる



あだちベジタライフ
事業推進ロゴマーク



課題解決への主な取組

子どもの頃からの望ましい食習慣とその定着を図ることで、すべての方が自分らしく生きがいをもって暮らしていく上での基礎となる健康増進につなげていきます。

取組1: あだち 食のスタンダードを全世代に啓発

(1) 学童保育室等での調理体験教室の実施

包括的相談

地域づくり

多機関協働

学童保育室、地域学習センター、居場所を兼ねた学習支援の場等において、子どもや親子等を対象に、調理体験教室や栄養バランスのよい食事、おやつを選び方の教室を実施します。

(2) 小・中学校の家庭科の授業と連動した啓発

地域づくり

多機関協働

家庭科の授業との連動により「あだち 食のスタンダード」を学習し、授業実施後は、長期休業期間を利用し子どもたちが自宅で調理を行い、食の実践力を身につけます。

(3) 高校生向けの食育啓発

地域づくり

多機関協働

思春期では、肥満だけではなく“痩せ”のリスクも啓発する必要があるため、食事の適量や、バランスのよい選び方を伝える等の栄養教室を、高校生向けに実施します。

取組2: 子どもを通じた家庭全体への啓発

(1) 「ひと口目は野菜から」の啓発

包括的相談

地域づくり

多機関協働

保健センターの乳幼児健診、保育園、幼稚園、小学校に加え、図書館や子ども食堂、地域での親子体験教室など様々な場所で「ひと口目は野菜から」の啓発を行い、子どもだけではなく家庭全体への定着を図ります。

(2) 小・中学校等保護者への情報発信

地域づくり

多機関協働

保育園や幼稚園、小・中学校等を通じて、健康・食育情報や簡単に栄養バランスのよいレシピ等を、給食だよりやSNS等を活用し情報発信します。

取組3: おいしい給食を通じた食育の啓発

(1) おいしい給食を教材とした食育

多機関協働

保育園、小・中学校において、おいしい給食を生きた教材として、野菜摂取や薄味、栄養バランスについて伝えます。

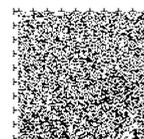
(2) 給食メニューコンクールの実施

多機関協働

小・中学校において、栄養バランスのよい食事を子どもたち自ら考え、料理を作る「給食メニューコンクール」を実施します。

担当

こころとからだの健康づくり課
学務課
子ども施設指導・支援課



重層的支援体制
×
不登校対策・ひきこもり支援

3 すべての人に
健康と福祉を

4 質の高い教育を
みんなに

施策③-3 不登校対策・ひきこもり支援

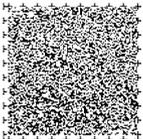
施策の方向（目標）

学校と教育委員会が一体となった支援体制を構築し、不登校の未然防止に努めます。また、不登校発生率の減少、不登校の解決や改善に向けて、児童・生徒と保護者に寄り添いながら、各機関・組織と連携して取り組んでいきます。今後は、ひきこもり支援と一体となった包括的な支援として、寄り添いながら出来る支援を届けていきます。

- 包括的相談
- 参加支援
- アウトリーチ
- 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 不登校の児童・生徒数は増加傾向にあります。理由としては無気力や不安が一番多く、他にも友人関係の悪化、学業不振等の学校生活上の要因や家族の状況、生活リズムの乱れ等の家庭内の要因があります。	① 中学校では1年生で不登校となり、長期化する生徒が多くなっています。また、小学校でも不登校となる児童が急増しており、特に低学年の増加率から低年齢化が見られます。
	② 児童・生徒とその保護者が抱える課題が複雑化・長期化する中で、スクールソーシャルワーカー(SSW)の学校、家庭及び関係機関への訪問件数が増加しています。	② スクールソーシャルワーカー(SSW)は、引き続き、学校におけるチームの一員として福祉事務所、医療機関等の関係機関と協力しながら課題の解決にあたる必要があります。 ③ 不登校、ひきこもりになってしまう前の未然予防策として早期かつ包括的な支援が必要です。
課題解決への主な取組	取組1 多様な価値観に対応した教育機会の保障 取組2 寄り添い支援	
関連事業	関連1 ひきこもり支援〔施策②-6再掲〕 関連2 あだち若者サポートテラス(SODA)〔施策③-5再掲〕	

不登校児童・生徒数の推移は第2章(P21)参照



課題解決への主な取組

取組1：多様な価値観に対応した教育機会の保障

学校以外の学びの場の創出や、アウトリーチによる学習支援を通じて、児童・生徒と地域社会とのつながりを作る支援を実施していきます。

(1) 学校以外の学びの場の提供

参加支援

アウトリーチ

不登校児童・生徒への学校以外の学びの場として、チャレンジ学級3箇所、あすテップ2箇所、居場所を兼ねた学習支援事業を4箇所で開催しているほか、アウトリーチ支援として、不登校児童・生徒のための家庭学習支援事業も実施していきます。

(2) 登校サポーターによるお迎え・別室登校支援

参加支援

アウトリーチ

登校渋りや不登校初期の児童のお迎え支援を行うほか、学校内の別室で児童・生徒に寄り添う別室登校支援など、個別の実情に沿った支援を行っていきます。

(3) ICTを活用した支援

包括的相談

参加支援

アウトリーチ

チャレンジ学級・あすテップでは、授業のオンライン配信を充実させ、通級に踏み出せない児童・生徒が自宅からでも受講できるようにすることで、学習の機会を増やしていきます。また、インターネット上の仮想空間を利用した学びの機会も提供していきます。

取組2：寄り添い支援

児童・生徒やその保護者に対する教育に関する包括的な相談支援とともに、専門職との連携により、寄り添った支援を実施していきます。

(1) 教育相談の実施

包括的相談

様々な悩みを抱える児童・生徒やその保護者に、教育相談員による継続相談を実施し、一人ひとりに寄り添った支援を行っていきます。

(2) スクールソーシャルワーカー(SSW)の派遣

包括的相談

アウトリーチ

多機関協働

児童・生徒や保護者が抱える様々な問題を解決するため、福祉の専門職であるSSWを学校や家庭等に派遣し、関係機関と連携して支援を行っていきます。

(3) スクールカウンセラー(SC)の派遣

包括的相談

アウトリーチ

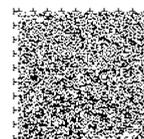
区内の全小・中学校にSCを配置し、学校内で児童・生徒や保護者の方から相談を受け、課題を抱える子どもの心のケアを行い、必要に応じて適切な関係機関につなぐなどの支援を行っていきます。

(4) スモールステップルーム(SSR)の展開

包括的相談

教室への入室が困難な生徒や、一時の休息が必要な生徒に対して、気兼ねなく過ごすことができる部屋を中学校で展開し、登校への敷居を低くすることで、不登校の未然防止を図っていきます。

担当

教育相談課
教育指導課

施策③-4 発達支援

重層的支援体制
×
発達支援



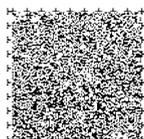
施策の方向（目標）

発達障がいなど様々な悩みや課題を抱える子どもたちが、それぞれの特性に応じた支援を受けることができるよう、関係機関との連携のもと、包括的に支援できる体制を充実していきます。

包括的相談 アウトリーチ 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 0歳から18歳未満の発達に関する悩みや、心配ごと(発達障がいを含む)に関する相談は、年々増加傾向※にあります。 ※ 令和2～4年度の相談件数 1,201件→1,311件→1,491件	① 児童数は減少していますが、発達相談件数は増加傾向にあることから、早期支援につなげていく必要があります。
	② 相談の内訳は、未就学(0～5歳児)は“発達について”と“言葉のおくれ”、学齢(小学1年生～18歳未満)は“発達について”と“学習について”が各年度で多くを占めています。	② タイムリーな対応と、早期支援につなげていくため、キャリアアップ研修※を受講していない職員へも、専門知識や実践力を広げていく必要があります。 ※ 概ね5年以上区内保育所に勤務し、施設長から推薦を受けた保育士が対象
	③ 保育所等からの専門職派遣の依頼も増加傾向にあります。	
	④ 相談を受けた児童に発達相談(面接・専門職評価等)を実施し、特性に応じた支援へつなげています。	③ 特性や実情に応じて、児童と保護者の両方に寄り添って支援していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 支援体制の充実 取組2 研修の実施	
関連事業	—	

発達相談件数の推移は第2章(P21)参照



課題解決への主な取組

取組1: 支援体制の充実

関係機関と連携しながら、発達相談に係る包括的な相談支援により、相談者の特性に応じた関わり方の助言・継続相談・支援へのつなぎを行っていきます。

(1) 発達相談の実施 包括的相談

発達に関する様々な悩み・心配事を包括的に受け止め、児童と保護者に専門職員による発達相談（面接、専門職評価等）を実施し、個々の特性に応じた関わり方の助言・継続相談・支援へのつなぎ等、一層寄り添った支援を行っていきます。

(2) 保健センター乳幼児健診の心理相談への専門職派遣 包括的相談 アウトリーチ

乳幼児健診の機会を捉えて、専門職（心理判定士）による発達に関する悩み・心配事をお聞きし、個々の特性に応じた関わり方を助言し、包括的な支援につないでいきます。

(3) 保育所・幼稚園等への専門職派遣 包括的相談 アウトリーチ

発達支援児への巡回対象園、気づきのしくみ(4歳児対象)対象園、依頼があった保育所等に対して、専門職(心理判定士、作業療法士、言語聴覚士)を派遣し、個々の特性に応じた関わり方を助言し、包括的な支援につないでいきます。

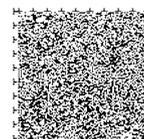
取組2: 研修の実施

増加傾向にある相談に、タイムリーかつ寄り添って支援していくため、保育所等の現場で支援を実践できる体制を構築していきます。

(1) 専門研修の実施 多機関協働

保育所等での指導理念及び技術向上の中心的役割を担える職員(キャリアアップ研修受講者等)を育成することを目的として、発達障がい児に対する理解と、具体的な対応を学ぶ専門研修を実施し、早期支援につなげる土壌を築いていきます。

担当	支援管理課
----	-------



重層的支援体制
×
子どもの貧困対策・若年者支援



施策③-5 子どもの貧困対策・若年者支援

施策の方向（目標）

区内に居住するすべての子どもたちの現在及び将来が、生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望、生きがいを持てる地域共生社会の実現を目指します。

包括的相談

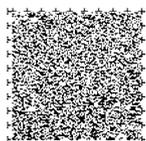
参加支援

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 平成27年に、全国に先駆けて「子どもの貧困対策実施計画」を策定しました。	① 令和7年度からの第3期計画に向けて、区のボトルネック的課題である貧困の連鎖の克服と、社会情勢や現状を的確に捉え、足立区に即した計画になるよう改定する必要があります。
	② 現行の「第2期 子どもの貧困対策実施計画」においても、引き続き「子ども」「予防」に力点を置いて、具体的な施策を体系化しています。	
	③ 約3年間のコロナ禍で、子どもたちの「体験・経験」や「地域と関わる」機会が減少しました。	② 参加の機会を創出・充実させ、参加につなげていくことが課題となっています。
	④ 令和5年度を「若年者支援元年」と位置付け、これまで手薄であった高校生や大学生などの若者支援のメニューを増やし、支援につなげています。	③ 課題を抱える若者が、社会的・経済的自立を目指し、あだち若者サポートテラス(SODA)相談員や居場所スタッフなどの支援員が寄り添いながらサポートしていく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 第2期子どもの貧困対策実施計画の改定 取組2 地域で活動する団体への支援 取組3 当事者への寄り添い支援	
関連事業	足立区育英資金	

足立区での子どもの貧困対策事業推進の
ロゴマーク



課題解決への主な取組



取組1: 第2期子どもの貧困対策実施計画の改定

平成27年度に全国に先駆けて策定し、2期10年間に渡り取り組んできた「子どもの貧困対策実施計画」は、基本的な方針は維持しつつも、令和6年の改定のタイミングで、国の「こども大綱」の理念である“少子化社会対策”“子ども・若者育成支援”“子どもの貧困対策”に関する3つの視点を盛り込んだ「こども計画」に包含させます。

貧困の連鎖を区政全般に影響を及ぼす根源的課題と捉え、子どもの貧困対策に重点を置いた計画として策定します。

取組2: 地域で活動する団体への支援

子どもへの取組を行う地域の活動団体を支援することで、子どもの健やかな成長を実現する地域づくりを推進していきます。

(1) あだち子どもの未来応援助成金

地域づくり

子どもの健やかな成長を支援するため、令和3年3月に基金を設置しました。区内で子ども食堂やフードパントリー、居場所、学習支援、多種多様な経験・体験の機会を充実させる支援などを運営する団体に対し、基金を活用した運営費用を助成していきます。

(2) 夏休み経験・体験の無料化事業

参加支援

地域づくり

未来を担う全ての子どもたちが、スポーツ・文化、体験活動に気軽に参加できる機会を提供するため、18歳以下を対象として、夏休みに地域学習センターなどで実施する有料の体験講座等や、区立プール、地域体育館、プラネタリウム、公園の有料遊具、銭湯の料金を無料化などを検討し、子どもたちが経験・体験活動に参加しやすい取り組みを推進していきます。

担当

子どもの貧困対策・若年者支援課

取組3: 当事者への寄り添い支援

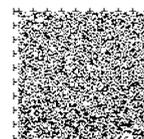
高校生以降の若者や若年者が抱える悩み・相談に包括的に寄り添い、進学や就職に向けた希望の実現を支援します。

(1) 高校生世代の居場所型学習支援

包括的相談

参加支援

高校中途退学者等の学び直しや、授業についていけない高校生の補習、大学受験指導などを区内NPO法人への委託により実施しています。高校生の夢を実現させるため、学習支援のほか、個別のニーズに応じて食事支援、居場所支援、心のサポートなどを包括的に支援していきます。



(2)あだち若者サポートテラス(SODA) 包括的相談

若者(概ね15歳～25歳)を対象に、学校や仕事の悩み、メンタルヘルス不調などの悩みを、精神科医・精神保健福祉士等の専門職が相談に応じ、医療・福祉・教育・就労などの関連機関と連携し、必要な支援機関につないでいきます。

また、高校生世代の居場所型学習支援事業の拠点などに集う若者らへの出張相談を行うことで、様々な悩みを抱える若者の早期発見・支援も行っています。

(3)伴走型コミュニケーション支援 多機関協働

伴走型コミュニケーション支援は、あだち若者サポートテラス(SODA)の専門スタッフが、コミュニケーションに課題を抱える若者を対象に、寄り添いながら、将来の自立につなげていく支援プログラムです。国立精神・神経医療研究センターと協働し、一般就労を目指す個別就労支援プログラムと、社会性の定着を目指すNPOなどでのボランティア体験の2つのプログラムを実施していきます。

(4)居場所を兼ねた学習支援事業 包括的相談 参加支援 施策②-5再掲

担当

子どもの貧困対策・若年者支援課
生活支援推進課(令和6年度～)

関連事業

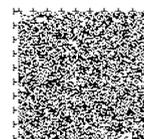
足立区育英資金

令和5年度から開始した、学業成績が優秀でありながら、経済的理由により進学・修学が困難な方向けに「給付型」奨学金の支給により、若者が夢や希望を諦めることなくチャレンジできるよう支援を行っていきます。

	事業	所管課
1	足立区給付型奨学金事業	学務課



紙面構成の都合により本ページは白紙です。



重層的支援体制
×
ひとり親支援



施策③-6 ひとり親支援

施策の方向（目標）

支援を要するひとり親家庭に対し、相談や交流、就労等の支援を実施することにより、困りごとや社会的孤立の解消、生活の安定と向上を図ります。

特に、困りごとや課題が複合・複雑化している世帯には、組織・分野横断的な支援や、長期的に寄り添っていく支援も実施していきます。

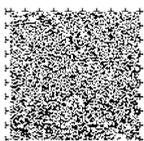
包括的相談

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① ひとり親家庭の親や、離婚前の方からの相談について、窓口や電話・メール・訪問・オンライン等の多様な方法により応じています。	① ひとり親家庭にとって効果的な相談窓口として、アウトリーチを含め、関連部署と連携し、支援体制を整備する必要があります。
	② ひとり親家庭同士の交流や情報交換の機会として、「サロン豆の木」を定期開催しています。	② 支援や情報が届いていない家庭や、地域とのつながり、ひとり親家庭同士の交流が希薄な家庭をなくすため、効果的な情報発信と、孤立を防ぎ、地域で安心して暮らせる環境づくりの両輪で進めていく必要があります。
	③ 「応援アプリ」と「豆の木メール」を活用した情報発信や、「ひとり親家庭の暮らしに役立つ応援BOOK」を発行し、各種支援情報を提供しています。	
	④ 様々な事情により、区との関わりを拒絶する方、給付支援の対象外になることを恐れ、経済的自立をためらう方がいます。	③ 個々のひとり親家庭が抱える困難や課題を把握・整理し、効果的な支援につなげられるよう、長期的に寄り添って対応していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 寄り添い支援 取組2 地域コミュニティとの交流	
関連事業	ひとり親家庭への職業的自立を支援	



ひとり親家庭同士で、生活・仕事・子育てなどの悩みの相談や、情報交換ができるサロン豆の木ロゴマーク



■課題解決への主な取組

取組1: 寄り添い支援

窓口や電話・メール・訪問(アウトリーチ)等により、離婚前の方からの相談を含め、ひとり親家庭に対する相談支援や寄り添い支援を実施していきます。

(1)豆の木相談室 包括的相談 アウトリーチ

自立支援プログラム策定員、ひとり親家庭支援員、訪問型ひとり親家庭支援員が、窓口や電話・メール・訪問等による相談を通じて、ひとり親家庭が抱える課題を把握・整理し、支援制度の紹介や利用の促進を行います。

また、“区との関わりの拒絶”や“経済的自立へのためらい”など、すぐに支援につながらない際は、孤立につながらないように訪問型ひとり親家庭支援員により継続して寄り添うとともに、自立への意欲向上につながるよう、出来る支援を届けていきます。

取組2: 地域コミュニティとの交流

困難を抱えるひとり親家庭の方が、生活や仕事・子育ての悩み等を相談・情報交換を行う機会や、家庭ではできない体験や経験など親子で楽しめる機会を提供することにより、ひとり親家庭を孤立から守り、生活や就労の支援につなげていきます。

(1)サロン豆の木 参加支援 地域づくり

相談支援型と企画型のサロン豆の木を開催し、離婚前の方を含むひとり親家庭同士の交流の場を設けています(お話中心の相談支援型は月1回、親子で楽しむ企画型は月2回開催)。

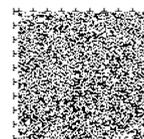
担当	親子支援課
----	-------

■関連事業

ひとり親家庭への職業的自立を支援

仕事と子育ての両立に困難を抱えるひとり親家庭に対し、各種手当の支給により生活の不安解消を図りつつ、支援事業の活用を促すことで、職業的自立を支援します。

	事業	所管課
1	自立支援プログラム策定事業	親子支援課
2	自立支援教育訓練給付金事業	
3	高等職業訓練促進給付金等事業	
4	高校卒業程度認定試験合格支援事業	
5	育児支援サービス利用料金助成交付事業	



施策③-7 ヤングケアラー支援

重層的支援体制
×
ヤングケアラー支援



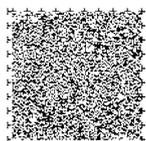
施策の方向（目標）

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているヤングケアラーに対し、過度なケアを担わなくていいように、関係機関と連携して、保護者を含めた家庭全体を重層的に支援していきます。

包括的相談

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① ヤングケアラーの家庭は、ヤングケアラーによりバランスを保ち、ヤングケアラーが不可欠な家族システムになっていることが想定されます。	① ヤングケアラー個人に対する支援だけでなく、ケアを受けている家族や保護者、その他の家族も含め、家族全体の支援に向けた視点・検討が必要になります。
	② 保護者の警戒心などアプローチが難しい場合や、家族側が支援やサービスを拒否することも想定されます。 〔事例〕家族のケアを行うことが、子ども自身の生きがいになっている。	② ヤングケアラー本人や家族の話を丁寧に聴き、関係性を築きながら、支援が家族にとっても環境改善につながっていくよう、長期的な寄り添い支援も必要です。
	③ 家庭内のプライベートな問題であるため、周囲から支援を要する対象として認識されず、問題が見えづらくなることも考えられます。	③ ヤングケアラーへの理解を深めることで、まずは周囲や地域が気づく視点をもつことが必要です。 また、各支援機関が制度・分野に捉われずに視野を広げ、家庭全体を支援する視点が必要です。
	④ 地域とのつながりの希薄化から家族が孤立し、障がいや精神疾患のある幼いきょうだいのケアを子どもに任せてしまうことで、ヤングケアラーとなっている可能性があります。	④ 家庭の状況により、18歳になってもケアが続く場合があることから、児童福祉分野に限定せず、切れ目のない支援を行っていく必要があります。
	⑤ 令和2・3年度に、国(厚生労働省)により、子ども本人を対象として全国実態調査が行われました。	⑤ 区での実態が把握できていないことから、まずは気軽に相談でき、継続的に話せるわかりやすい機関が必要です。
課題解決への主な取組	取組1 相談・思い・気づきを受け止める相談支援体制 取組2 地域でのネットワークの構築 取組3 支援会議、重層的支援会議〔再掲〕	
関連事業	—	



課題解決への主な取組

取組1: 相談・思い・気づきを受け止める相談支援体制

包括的相談

こども家庭相談課、福祉まるごと相談課を軸として、ヤングケアラー本人やご家族からの相談・思いを受け止めるためのアウトリーチ対応や、地域からの気づきを受け止める、相談支援体制の構築とともに、ヤングケアラーについての認知度向上に向けた区民への周知・啓発も進めていきます。

担当 こども家庭相談課、福祉まるごと相談課（令和6年度～）

取組2: 地域でのネットワークの構築

ヤングケアラーを含めた家庭個別の状況に応じて、必要な機関と情報を共有し、多機関協働による役割分担で、的確な支援に取り組んでいきます。

(1) 要保護児童対策地域協議会

包括的相談

多機関協働

施策②-4再掲

要保護児童の発見・支援・予防・保護と、要支援児童やその保護者を支援するネットワークを構築し、ヤングケアラーを含めた各家庭個別の状況に応じて、必要な機関と情報を共有し、連携と役割分担で的確な支援に取り組みます。

担当 こども家庭相談課（令和6年度～）

取組3: 支援会議、重層的支援会議

包括的相談

多機関協働

施策①-2再掲

福祉、保健衛生、子ども支援など様々な面からの支えが必要になることから、家族全体を支援する視点を持ちながら、支援会議、重層的支援会議により多機関が協働し、連携した重層的な支援につなげていきます。

担当 福祉まるごと相談課（令和6年度～）



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

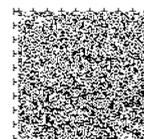


障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

こども家庭庁ホームページ「ヤングケアラーについて」参照



施策④ 自立に向けた住宅確保要配慮者等への生活支援

施策④-1 住まい確保の支援・居住支援

重層的支援体制

×

住まい確保の支援・居住支援



施策の方向（目標）

賃貸住宅において入居制限を受けやすい「住宅確保要配慮者※」に対して、生活の基盤である住まいの確保を支援していきます。また、持ち家世帯に対しても、住み慣れた住宅で安心して住み続けられる環境を整備していきます。

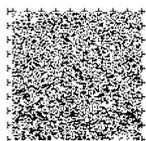
※ 低額所得者、震災や台風等の被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者その他住宅の確保に特に配慮を要する方

包括的相談

地域づくり

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 区の公共賃貸住宅※の戸数は、都内最多の44,765戸であり、特別区部の約18%の都営住宅が、足立区内に建築されています(令和4年度末)。 ※ 都営住宅、区営住宅、UR賃貸住宅	① 足立区に公共賃貸住宅が偏在していることは、住宅セーフティネットの充実といえる反面、特別区で上位の高齢化率などの要因の一つと考えられます。
	② 区内全世帯のうち、12.4%が公共賃貸住宅に居住していると推計されています。	② 高齢化は地域の活力低下にも直結することから、多世代が住み続けられる環境づくりを推進し、若い世代の定住・定着につなげていくことが必要です。
	③ 区内の民間賃貸用住宅空き戸数は、27,910戸※あるにもかかわらず、「住宅確保要配慮者」からの入居支援相談は増加傾向にあります。 ※ 平成30年度住宅土地統計調査	③ 「住宅確保要配慮者」に対し、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅を含めた、住宅セーフティネットの充実を図ることが課題となっています。
	④ 「住宅確保要配慮者」は、保証人を確保できないことをはじめ、複数の課題を抱えているケースが多くあります。	④ 相談者が抱える複数の課題を包括的に受け止め、解きほぐし、個別の実情に寄り添った居住支援体制の構築が求められています。
課題解決への主な取組	取組1 住宅セーフティネットの構築 取組2 住まい方の特性に配慮した住宅の確保	
関連事業	生活困窮者への支援	



■課題解決への主な取組

取組1:住宅セーフティネットの構築

住宅確保要配慮者の入居が可能となるよう、それぞれが抱える複数の課題に包括的に寄り添い、公共賃貸住宅や、民間賃貸住宅の所有者や管理者等の多機関と連携した、居住支援を推進していきます。

(1)あだちお部屋さがしサポート事業

包括的相談

多機関協働

不動産団体と協定締結を行い、令和3年度から「住宅確保要配慮者」のお部屋さがしサポート事業を開始しました。関係所管と連携して転居条件の整理を行い、住み慣れた足立区での住み替えを支援します。

(2)住宅セーフティネット制度を活用した家賃低廉化事業

多機関協働

令和4年度に東京都住宅供給公社と協定締結を行い、空き住戸の一部が住宅セーフティネット制度の専用住宅として登録されることで、住まい確保の一助を担います。

(3)居住支援協議会の開催

地域づくり

多機関協働

「住宅確保要配慮者」が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進する組織として、有識者・居住支援団体・行政等が連携し、居住支援に伴う課題解決に向けた施策および事業の検討を行います(令和2年度設立)。

担当

住宅課

取組2:住まい方の特性に配慮した住宅の確保

住み慣れた住宅に今後も住み続けるため、居住者の身体状況の変化や実情に沿った住宅リフォーム等の実施を支援します。

(1)高齢者の住まいのバリアフリー化助成

包括的相談

要介護認定において「非該当(自立)」または「要支援」以上と認定された高齢者に対し、介護保険外サービスとして、住宅改修費の助成を行います。

担当

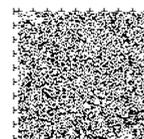
高齢者地域包括ケア推進課(令和6年度～)

■関連事業

生活困窮者への支援

経済的に困窮している住居喪失(見込)離職者に対し、住居確保給付金を支給し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

	事業	所管課
1	住居確保給付金支給事業	足立福祉事務所各福祉課



重層的支援体制
×
就労支援・資格取得支援



施策④-2 就労支援・資格取得支援

施策の方向（目標）

就労や資格取得により生活の安定や自立を目指す方に対し、就労のサポートだけでなく、福祉的な課題や不安についても寄り添いながら解決を目指していきます。
また、福祉・保健分野の人材難などの課題に対して、雇用創出事業を実施するなど、地域福祉を担っていく人材確保・育成につなげていきます。

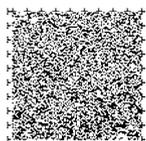
包括的相談

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 生活困窮者自立支援法に基づく就労支援事業を「包括的就労支援」として実施しており、以下の3つを包括的に行うことで、生活の安定や自立に向けた支援を行っています。 i 就労相談 ii 自立支援(日常生活支援、社会生活支援、就労支援) iii 就労定着支援	① 安定した就労のために、相談者の生活上の課題や悩みも受け止めて解決を図っていく必要があります。 ② 自ら就労相談に来た方の支援に加えて、民生児童委員や地域包括支援センターなど地域での支援からもつながる仕組みが必要です。
	② 「包括的就労支援」の区独自の特徴として、就労後12か月間の「定着支援」を行っています。	③ 就労支援につながった方については、就労率をより一層高められるよう、個々の特性に適した支援プログラムの提供等が必要です。
	③ 生活保護受給者も就労支援の対象としており、生活保護が開始・廃止となった場合でも、同じ事業者による支援を継続することで、生活保護⇄生活困窮の切れ目のない支援を行っています。	④ 新たに、ひきこもり状態にある方の在宅勤務など、多様化した就労ニーズに対応する新たな就労支援が必要です。
課題解決への主な取組	取組1 相談者に寄り添った就労支援 取組2 生活困窮者に対する支援〔再掲〕 取組3 ひとり親家庭への職業的自立を支援〔再掲〕 取組4 福祉・保健分野の各種資格取得・就労支援〔再掲〕	
関連事業	関連1 低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業 関連2 奨学金返済支援事業補助金	



■課題解決への主な取組

取組1:相談者に寄り添った就労支援

多様なツールによる情報発信により、相談窓口の認知度を高めるとともに、相談者の個々の特性に適した就労支援や継続的な寄り添い、助言等を提供し、就労率向上を目指すことで、地域社会とのつながり作りを担っていきます。

(1)複合的な課題の解決を図る体制整備

包括的相談

参加支援

就労支援の窓口でもある「福祉まるごと相談課」において、就労支援以外の生活上の悩みや困りごとを受け止め、庁内各所管や関係機関との連携により必要な支援を組み立て、課題解決を図っていきます。

(2)アウトリーチによる就労支援

アウトリーチ

重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ事業に就労支援の視点を加え、潜在的なニーズを把握し、就労支援につながる方を増やしていきます。



(3)在宅勤務の求人開拓

参加支援

新型コロナウイルス禍を経て普及した、オンライン等による在宅勤務の求人を拡大し、ひきこもり状態にある方への支援の具体化も見据えながら、多様な働き方を求める方への在宅勤務求人を増やしていきます。

(4)就労率の更なる向上

包括的相談

参加支援

支援事業者の蓄積したスキル・ノウハウにより、個々の特性や実情に応じた就労支援プログラムや継続的な寄り添い、助言により参加者の就労率向上につなげていきます。

(5)相談窓口の認知度を高める情報発信

包括的相談

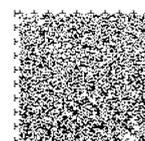
参加支援

既存のホームページやチラシ等の情報発信ツールに加え、SNSを活用し、具体的な取組み内容、支援の魅力などを定期的に発信していきます。

また支援の対象となる方々が、どのような手段で情報を得ているのか検証し、より支援につながりやすい効果的な情報発信に努めていきます。

担当

福祉まるごと相談課（令和6年度～）



取組2:生活困窮者に対する支援

施策②-5再掲

生活保護世帯や、生活保護に至らないものの生活に困窮する世帯に対し、社会福祉協議会において一時的な貸し付けとともに、貸し付け後のフォローアップを行うことで、経済的自立に向けた切れ目のない支援を行っていきます。

取組3:ひとり親家庭への職業的自立を支援

施策③-6再掲

仕事と子育ての両立に困難を抱えるひとり親家庭に対し、支援事業の活用を促すことにより、職業的自立を支援します。

取組4:福祉・保健分野の各種資格取得・就労支援

地域保健福祉に携わる人材の就労支援や、介護や子ども分野など各種資格取得を応援する事業者を支援することで、地域福祉の担い手を確保していきます。

(1)介護人材の育成・定着・事業者支援

施策②-1再掲

(2)保育士等キャリアアップ補助金

地域づくり

保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の一部を補助することにより、保育サービスの質の向上を図ります。

(3)保育士等住居借上げ支援事業

地域づくり

保育士等の住居の借上げを行う保育施設等事業者に対して、借上げに係る費用の一部を補助することで、保育士の確保・定着を図ります。

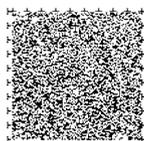
(4)幼稚園教諭等住居借上げ支援事業

地域づくり

私立幼稚園に対して、教諭等の住居借上げ費用の一部を補助することで、人材の確保を図ります。

担当

医療介護連携課（令和6年度～）
私立保育園課
幼稚園・地域保育課（令和6年度～）



■ 関連事業

関連1: 低所得者世帯等に対する貸付及び相談支援事業

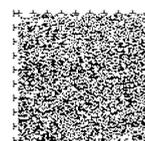
低所得者世帯や障がい者世帯・高齢者世帯に対し、就職活動に必要な準備経費、技能を習得するための資金の貸付及び相談支援を行います。

	事業	所管課
1	生活福祉資金貸付事業	足立区社会福祉協議会

関連2: 奨学金返済支援事業補助金

平成28年に、足立区が全国ではじめて保育士を対象に奨学金返済支援事業を実施し、平成31年には、幼稚園教諭にも補助を拡大しました。奨学金を利用して大学や養成校を卒業し、資格を取得した方の生活を応援していきます。

	事業	所管課
1	保育士奨学金返済支援事業補助事業	私立保育園課
2	幼稚園教諭等奨学金返済支援事業補助事業	幼稚園・地域保育課



施策⑤ 地域福祉の担い手の発掘と地域活動の推進

施策⑤-1 民生・児童委員活動

重層的支援体制
×
民生・児童委員活動



施策の方向（目標）

地域の身近な相談役である民生・児童委員が、より活動しやすくなるよう支援するとともに、地区会長・関係機関等と情報共有を図り、次なる担い手の発掘も進めます。

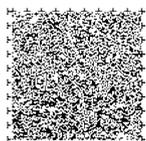
また、重層的支援体制の一翼を担い、地域での困りごとや、相談支援につながっていない方を把握した際は、包括的相談や関係機関へつなぐ橋渡しを行ないます。

包括的相談 地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 民生・児童委員に期待される役割は増加する一方、平均経験年数※は短くなっています。若い方のなり手が少なく、定年に近い高齢の方が多く委嘱されているのに加え、活動が継続せず、辞職する委員も増えています。 ※ 平均経験年数 平成27年:10年／令和5年:8年	① 身近な相談役や、住民と行政、専門機関の橋渡し役を担っていくため、より一層活動しやすい、活動が継続できる環境を整備していく必要があります。 ② 活動しやすい環境整備に向けて、民生・児童委員一人ひとりの声を聴き、何が活動の負担になっているかを的確に捉えて対処する必要があります。
	② 高齢者・障がい者世帯の訪問や、児童虐待や子どもの貧困世帯の見守りなど、多岐に渡る業務の多忙さや、慢性的な欠員による負担増が、なり手不足に拍車をかけています。 ※ 定数 559 人に対して、現員数 499 人 欠員率 10.7%（令和6年3月末現在）	③ 高齢・障がい・児童分野など、多様な民生・児童委員活動の魅力・重要性を知ってもらい、認知度を向上させていく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 より一層活動しやすい環境づくり 取組2 地域でのネットワークづくり 取組3 民生・児童委員活動の広報	
関連事業	—	



民生・児童委員協議会だより「さくら」
(年3回発行)



課題解決への主な取組

取組1: より一層活動しやすい環境づくり

多岐に渡る民生・児童委員の活動が、より一層活動しやすく、かつ継続していくための環境整備を進めていきます。



(1) 環境整備への課題の洗い出し(アンケートの実施) 地域づくり

全委員を対象とした年2回のアンケート実施により、日頃の活動に対する負担や不安等を的確に把握し、より一層活動しやすい環境整備につなげていきます。

(2) 情報等の提供やモバイルパソコン活用による活動支援 地域づくり

会議等を通じて、活動に必要な情報やマニュアル等を積極的に提供します。あわせて、全委員に配付されたモバイルパソコンを活用し、オンラインを通じた情報取得や各種報告を可能にするとともに、区職員による操作研修を行うなど、利活用が進むよう環境整備に努めていきます。

取組2: 地域でのネットワークづくり

以下の活動に役立ち、研鑽を深める場や、情報交換や交流の場、福祉事務所等の関係機関との懇談の場を設けることで、ネットワークづくりを推進し、地域での包括的な支援につなげていきます。

(1) ケースワーカー懇談会 地域づくり

福祉事務所職員と民生児童委員との間で定期的に懇談の場を設け、生活保護受給世帯について情報共有しています。訪問・見守り活動に役立てるとともに、生活保護の適正な執行が行われているかどうかの確認にもつなげていきます。

(2) 課題研究部会及び学習部会の開催 包括的相談 地域づくり

民生・児童委員協議会として、活動に役立て、研鑽を深める場として、以下の会や各種研究部会を開催します(全員研修会、主任児童委員、広報委員会ほか)。

取組3: 民生・児童委員活動の広報

広報誌やホームページ SNS 等のあらゆる広報媒体を通じて、民生・児童委員活動の魅力や重要性を広く区民に周知します。

(1) 民生・児童委員 PR 週間事業 包括的相談 アウトリーチ

毎年PR週間事業の一環として、民生・児童委員の日である“5月12日”に合わせて、広く周知を図るとともに、区役所にて相談コーナーを設置し、民生・児童委員と区民が直接触れ合える機会を創出していきます。

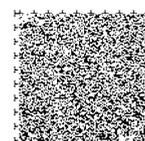
(2) 民生・児童委員協議会だより「さくら」の発行 地域づくり

民生・児童委員のほか、町会・自治会、学校や行政機関等に配布し、委員間のコミュニケーションや情報・問題共有の一助とするとともに、活動の周知に役立てていきます。



東京都民生委員・児童委員キャラクター
「ミンジー」

担当 福祉管理課



重層的支援体制
×
更生保護活動の支援



施策⑤-2 更生保護活動の支援

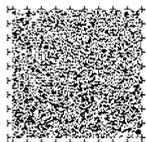
施策の方向（目標）

犯罪や非行をした人の立ち直りを支える更生保護活動を支援していくため、関係機関の活動を充実させるとともに、広く活動の重要性を周知し、新たな担い手の発掘を促進していきます。

更生保護活動を通じて、犯罪や非行をした人の地域社会とのつながり作りや、個々の現状やニーズに応じた支援に取り組んでいきます。

参加支援 地域づくり アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 足立区保護観察協会を通じて、保護司会等の更生保護団体への運営助成、更生保護事業の活動支援・充実を図っています。	① 更生保護活動が行いやすい環境を整えるとともに、足立区における再犯防止に関わる各団体との連携を築いていく必要があります。
	② 保護司等が自宅以外で面接できる場所の確保など、更生保護活動により一層取り組みやすい環境を整える必要があります。	
	③ 保護司の担い手は不足し、多くの欠員が生じています。 また、定年制の年齢制限の特例等を設けていますが、一方で、保護司の高齢化が顕著となっています。 ※ 定数278人に対して、現員数 201 人 欠員率 27.7%（令和6年3月末現在）	② 新たな担い手の発掘につなげていくため、関係機関と協力して更生保護活動を広く周知し、地域ぐるみで理解を深めるとともに、活動への参加を促していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 地域でのネットワークづくり 取組2 保護司活動の周知・支援	
関連事業	足立区保護観察協会への支援	



法務省 更生保護のマスコットキャラクター
「更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん」



課題解決への主な取組

取組1:地域でのネットワークづくり

これまで進めてきた更生保護活動や関係機関との連携を基盤として、重層的支援体制を通じて、これまで以上に犯罪や非行をした本人や世帯に寄り添い、現状やニーズに応じた支援などを行なっていきます。

(1)更生保護サポートセンターの運営支援

参加支援

アウトリーチ

保護司会が、地域で更生保護活動を行うための拠点である「更生保護サポートセンター(区役所別館)」の部屋を貸し出して支援することで、関係機関・団体と連携した活動の基盤を築いていきます。



(2)再犯防止推進協議会の設立

地域づくり

区における再犯防止をより推進するため、保護司会をはじめとする再犯防止に関わる団体をメンバーとして、新たに「再犯防止推進協議会」を設置し、地域での強固な連携体制を築いていきます。

取組2:保護司活動の周知・支援

更生保護活動を広く周知し理解を深めるため、以下の全国的取組である「社会を明るくする運動」での広報活動のほか、イベントでの普及啓発や、ホームページ、SNS等の様々な広報媒体を通じた周知に取り組んでいきます。

(1)社会を明るくする運動

地域づくり

「足立区推進委員会」を設置し、毎年7月の社会を明るくする運動強調月間にあわせて、更生保護活動の駅頭広報活動や区民の集いを開催していきます。

(2)「明るい社会」の発行

地域づくり

更生保護活動を広く区民へ周知するため、保護観察協会及び保護司会が主体となり、冊子「明るい社会」を発行していきます(年1回発行)。

担当

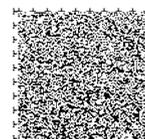
福祉管理課

関連事業

保護観察協会への支援

犯罪の予防及び更生保護事業の充実・発展を目的として、保護司会、更生保護女性会等で構成される足立区保護観察協会に、財政支援を行っていきます。

	事業	所管課
1	足立区保護観察協会への支援	福祉管理課



施策⑤-3 町会・自治会活動への支援

施策の方向（目標）

地域コミュニティの“核”である町会・自治会が、新たな活動に取り組んだり、活動を継続できるように、運営や活動に対する支援を推進します。

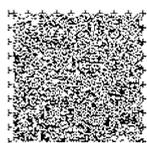
誰もが生きがいを持てる“地域共生社会”を目指し、活動を通じて見えてきた地域での困りごとや課題のある方を包括的相談支援につなげ、支え合う地域づくりに取り組んでいきます。

参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① ライフスタイルの変化や価値観の多様化により、町会・自治会への関心が低下し、町会・自治会加入率※も減少傾向にあります。 ※ 44.44%(令和6年4月現在)	① コロナ禍の約3年間、ほとんどの町会・自治会で活動が自粛されていたため、活動の再開に向けた支援や、活動に対する関心を高め、新規加入へと結びつける必要があります。
	② 令和5年度の足立区政に関する世論調査から、町会・自治会に加入しない様々な理由が挙げられました。	② 町会・自治会に加入しない理由を分析し、効果的な加入促進施策を展開する必要があります。
	③ 子どもに関連した地域活動は、コロナ禍により活動が縮小し、子どもたちの地域活動への参加や体験活動の場が減っており、家庭状況による機会提供に格差が生じています。	③ 子どもに関連した地域活動については、子どもたちの中学卒業後の「孤立・漂流」を未然に防ぐためにも、体験機会などの充実を進める必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 町会・自治会への加入促進 取組2 町会・自治会の運営・活動を支援	
関連事業	—	

町会・自治会加入世帯数・加入率の推移は第2章(P23)参照



課題解決への主な取組

取組1:町会・自治会への加入促進

地域コミュニティの“核”である町会・自治会への新規加入促進など様々な取組支援により、重層的支援体制構築における地域づくりを担っていきます。

(1)町会・自治会への加入促進支援

参加支援

地域づくり

集合住宅・宅地開発事業者に町会・自治会への加入協力依頼を行なうとともに、小学校1年生を対象にリーフレット「はじめての足立区 町会・自治会」の配布を行い、属性や世代を超えて加入促進を支援します。

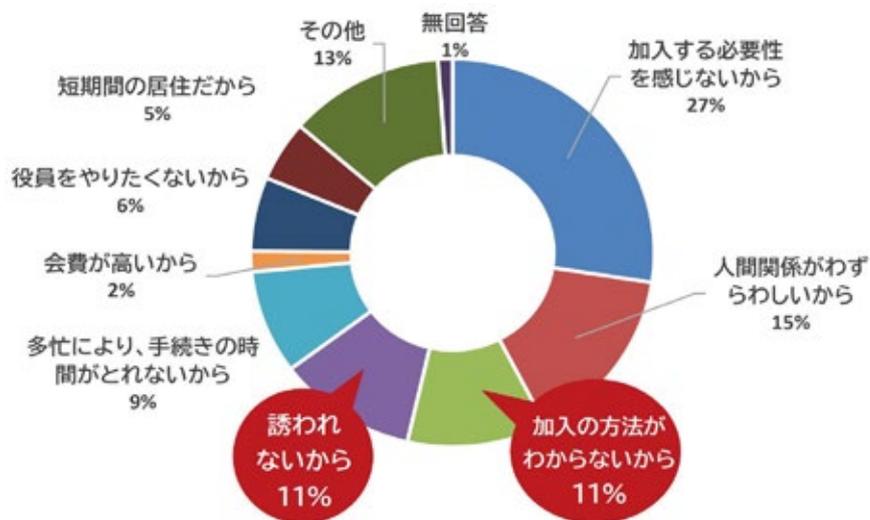
NEW

(2)効果的な加入促進

参加支援

地域づくり

世論調査の結果明らかになった、町会・自治会に加入しない理由のうち、「加入の方法がわからない」「誘われない」方へのアプローチができるように、活動周知・未加入者への加入勧奨チラシの費用助成(令和5年度～)により加入促進の支援を図っていきます。



令和5年度足立区政に関する世論調査から抜粋

取組2:町会・自治会の運営・活動を支援

加入促進策とともに、活性化策、負担軽減策を講じることで、多岐にわたる町会・自治会活動を支援し、参加支援や地域づくりを担っていきます。

(1)町会・自治会への情報提供・活動支援

地域づくり

区民事務所において、町会・自治会への助成金等の情報提供や運営・活動等に対して支援を行い、地域における活動のさらなる活性化を図っていきます。

NEW

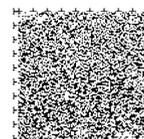
(2)新たな活動支援

地域づくり

子ども向けイベントの開催費用助成(令和5年度～)や、デジタル回覧板へ対応する機器の購入費助成(令和6年度～)など、新たな活動支援により、負担軽減と地域コミュニティの活力アップを図っていきます。

担当

地域調整課



施策⑤-4 地域福祉の担い手の育成と連携強化

重層的支援体制
×
地域福祉の担い手の育成と連携強化

8 生きがいも
健康増進も

17 パートナリシップで
目標を達成しよう

施策の方向（目標）

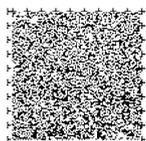
一人でも多くの方が、ボランティアなど地域福祉活動に関心を持ち、参画を促すことで区内地域活動総量の増加を図り、活力あふれる足立区の実現を目指します。

また、個人・団体を問わず、世代や分野を超えてつながることで、生きがいを生み出す役割も担っていきます。

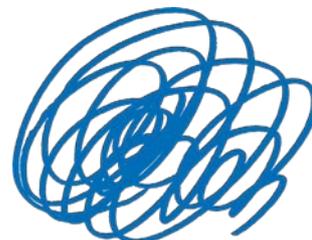
参加支援

地域づくり

	現状	課題
現状と課題	① NPO活動支援センターにて、地域課題の解決を目指すNPO法人及び任意団体等への支援や、新たに地域活動を始めたい方への支援も行っています。 NPO活動支援センター登録団体数：234 団体(令和5年9月末現在)	① 地域活動に興味はあるが、参加に至らない層へのアプローチ方法が課題です。団体へのアンケート調査では、メンバーの人材確保が課題との回答が多く、区民を地域活動参加にどうつなげるのか、また1人で活動したい方をどう支援できるかが課題です。
	② 日常生活の関わりが希薄化しているため、NPO や地域活動に触れる機会のない区民の方も多く存在しています。	② NPO法人や地域活動に馴染みの薄い層へのアプローチ方法が課題となっています。区内大学においても、講義へ参加していない学生へ地域活動に触れてもらう機会の創出が課題となっています。より多くの区民へ興味を持ってもらい、行動変容につなげるための方策が必要です。
	③ 区内大学では、地域活動へ参加することで単位が付与される講義がある等、若年者を中心に新たな取組も進んでいます。	
課題解決への主な取組	取組1 地域福祉活動を支えるボランティアの育成 取組2 ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援 取組3 個人の“やってみたい”を応援する場「あやセンターぐるぐる」	
関連事業	—	



あやセンターぐるぐる
ロゴマーク



課題解決への主な取組

取組1：地域福祉活動を支えるボランティアの育成

地域活動参加につながる契機となる講座の開催や、ボランティア育成のための講座等の開催を通じて、参加支援や地域における活動の活性化を図ります。

(1)区民向け講座(あだち皆援隊講座)の開催

参加支援

地域づくり

地域活動参加につながる契機となる講座を毎月開催しています。多種多様な地域活動への参加を促すため、テーマを毎回替えることで、地域のなかに活動の選択肢がある土壌を築きます。また、講座終了後は興味のある団体とのマッチングを行う等、実際の活動につながるよう伴走支援を継続して実施します。

(2)あだち NPO フェスティバルの開催

参加支援

地域づくり

NPO 団体の活動発表の場・地域活動に触れる機会の創出・団体同士のつながりの強化を目的として、毎年開催していきます。また、区内大学に学生ボランティアへの参加を呼びかけ、NPO 団体との交流を通じて、普段地域との関わりが薄い学生たちに、地域活動に触れるきっかけ作りを行います。

(3)ボランティア育成

参加支援

地域づくり

ボランティア初心者向けの体験や、「ボランティア養成研修」など行い、個人の自発的な意志から始まるボランティア活動を支援します。

取組2：ボランティア団体・NPO活動団体の活動支援

区民等からの寄附と区の拠出金からなる協働・協創パートナー基金の活用や、活動団体向けの運営サポート講座の開催等を通じて、団体の活動を支援します。

(1)公益活動げんき応援事業助成金

地域づくり

協働・協創パートナー基金を活用し、区内の公共性・公益性の高い活動や地域貢献活動を支援し、地域活動の活性化と団体の自立、発展を図っていきます。

(2)団体活動支援講座

参加支援

地域づくり

NPO活動支援センター登録団体向けに、団体運営・組織管理・情報発信等に関する幅広い分野の講座を開催し、活動支援、参加者間のネットワーク作りにつなげます。

(3)ボランティア団体活動支援

地域づくり

誰もがいきいきと暮らせる豊かな社会を築くうえで、大切な役割を果たすボランティアグループ等へ活動資金の一部を助成し、活動のさらなる活性化を図っていきます。

担当

足立区社会福祉協議会、協働・協創推進課

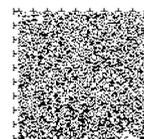
NEW

取組3：個人の“やってみたい”を応援する場「あやセンター ぐるぐる」

「やってみたいを、やってみる」をコンセプトに、何かを始めたい人、応援し合える人が集まる施設です。コミュニティビルダーが相談に乗りながら、「やってみたい」の実現に向けて伴走支援を行います。

担当

SDGs 未来都市推進担当課



施策⑤-5 絆づくり事業

施策の方向（目標）

絆のあんしん協力員や協力機関などによる、地域の見守り活動を促進することで、高齢者の社会的孤立を防止し、誰もが地域とのつながりのなかで暮らせる社会を目指します。

参加支援

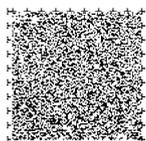
地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 絆のあんしん協力員・協力機関、ご近所づきあい等により、高齢者の社会的孤立に早期に気づき、地域包括支援センターにつなげています。	① コロナ禍で対面での活動が休止し、高齢者実態調査の実施が低位に留まっているため、町会・自治会に計画的に取り組んでいただくよう働きかけ、コロナ禍前の水準に回復させる必要があります。
	② アンケート結果や地域懇談会では、普段からのゆるやかなコミュニケーションが大切であり、高齢者の見守り支援を地域で行うことができるのではないか、との意見もありました。	
	③ 絆のあんしん協力員数は、近年横ばいで推移している一方、絆のあんしん協力機関数は、増加傾向にあります。	② 絆のあんしん協力員に若い世代が少ないため、効果的な周知を図って登録者を増やし、自分たちに出来る範囲での見守り、寄り添い活動につなげていくことが求められています。
	④ 町会・自治会等を支援し、地域における声かけ、見守り活動や居場所づくりを促進しています。	
課題解決への主な取組	取組1 地域における絆づくり活動の推進 取組2 活動周知の推進	
関連事業	—	

絆のあんしん協力員・協力機関数の推移は第7章(P173)参照



課題解決への主な取組

取組1：地域における絆づくり活動の推進

孤立につながる恐れのある世帯への実態調査を実施するとともに、孤立死防止に向けた取組や庁内連携、地域のつながりや交流を広げる活動実施を支援します。

(1) 高齢者実態調査の実施 アウトリーチ

介護保険サービスを利用していない70歳以上の単身者及び75歳以上のみで構成する世帯を対象に、世間話をする頻度や困りごとの相談相手の有無等を調査し、孤立のおそれなどがある世帯に対して、必要な支援につなげています。

(2) わがまちの孤立ゼロプロジェクト 地域づくり

町会・自治会活動における自主的な声かけ等を通じて、地域のつながりや交流を広げていく「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」の登録勸奨を行い、活動の支援を行います。

(3) 孤立死防止の啓発 地域づくり 多機関協働

区民や関係団体に、区内高齢者の孤立死の分析結果を周知し、孤立死の一層の防止を図り、誰もが地域とつながりながら暮らせる社会を目指します。

取組2：活動周知の推進

若年層を主なターゲットとして、様々な手法により絆づくり活動を紹介することで、地域全体での事業の広がりを推進します。

(1) 事業の周知強化 参加支援 地域づくり

孤立ゼロプロジェクト事業のPR動画を作成し、デジタルサイネージなどで放映し、区民等へ広く周知を図ります。

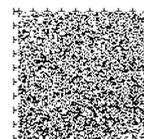
(2) 若年層へのアプローチ 参加支援 地域づくり

中学校・高等学校ボランティア部などへの出前講座による働きかけや、小学校・中学校PTAへの登録勸奨、若年層が参加するイベント等で孤立ゼロプロジェクト事業の周知により、若い世代のあんしん協力員の増員につなげていきます。

担当 絆づくり担当課



孤立ゼロプロジェクト推進活動
事業推進ロゴマーク



重層的支援体制
×
居場所・交流の機会づくり

11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナーシップで目標を達成しよう

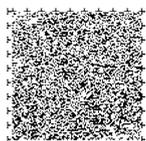
施策⑤-6 居場所・交流の機会づくり

施策の方向（目標）

高齢者や障がい者、子育て世帯、生活困窮者、若者などの社会的孤立を防止し、地域とのつながりのなかで、誰もが生きがいをもって暮らせるよう、“交流し支え合える場”の創出と継続の両方を支援していきます。

参加支援 地域づくり 多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 高齢者や子育て世帯・子どもや若者のなかには、地域社会や学校等のコミュニティになじめず、疎外感等を感じる人が一定程度存在し、それぞれ支援や居場所が求められています。	① 高齢者や子育て世帯、子ども、若者など、それぞれにあった孤立の解消や生きがいづくり、悩みや情報の共有等を目的とした居場所、交流の場づくりの推進が課題となっています。
	② 「サロン」については、コロナ禍で長期間活動を自粛した影響で、約3割のサロンが休止しています。	② 重層的支援体制による地域づくりの観点から、属性や世代を超えて交流できる機会や場所を整備し、地域活動の活性化を図っていく必要があります。
	③ 「サロン」については、コロナ禍で長期間活動を自粛した影響で、約3割のサロンが休止しています。	③ 活動を休止・縮小しているサロンの声を聞き、休止・縮小の原因を把握する必要があります。また、活動休止等のサロンを、活発に活動しているサロンの代表者へ繋げるなど、活動再開へのきっかけをいかに作るかが課題です。
課題解決への主な取組	取組1 高齢者の生きがいづくり〔再掲〕 取組2 子ども・若者への寄り添い支援〔再掲〕 取組3 ひとり親世帯の居場所づくり〔再掲〕 取組4 ふれあいサロンの創出と継続を支援	
関連事業	—	



課題解決への主な取組

取組1：高齢者の生きがいづくり

高齢者の生きがいづくりや地域での交流につながっていく活動を支援することで、地域共生社会の実現を目指します。

(1) 友愛クラブ連合会・老人クラブの活動支援

施策②-1再掲

取組2：子ども・若者への寄り添い支援

高校生以降の若者や若年者が抱える悩みに包括的に寄り添い、居場所や交流の機会づくりとともに、進学や就職に向けた希望の実現を支援します。

(1) 「予防的」若年者支援事業の実施

地域づくり

多機関協働

青少年対策地区委員会をはじめ各地域団体との協働・協創により、障がいや経済的困窮など、家庭環境にかかわらず子どもが「生き抜く力」を育める体験事業と、居場所づくりを軸とした事業を展開していきます。

担当

青少年課

(2) あだち若者サポートテラス(SODA)、伴走型コミュニケーション支援

施策③-5再掲

(3) 高校生世代の居場所型学習支援

施策③-5再掲

(4) 居場所を兼ねた学習支援事業

施策②-5再掲

取組3：ひとり親世帯の居場所づくり

相談支援型と企画型のサロン豆の木を開催し、ひとり親家庭同士の交流の場を設けていきます(相談支援型は月1回、企画型は月2回開催)。

(1) サロン豆の木

施策③-6再掲

取組4：ふれあいサロンの創出と継続を支援

サロンの運営者や運営希望者を対象とした、サロンの創出と継続を支援し、世代や属性など対象を問わず、誰でも交流できる居場所づくりを推進します。

(1) サロン立ち上げ支援

参加支援

地域づくり

ふれあいサロン立ち上げを考えている方へ、活動の意義や立ち上げの手順、活動物品準備の助成金など、サロン活動の第一歩を後押ししていきます。

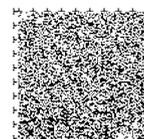
(2) サロン交流会の開催

地域づくり

サロン同士が互いの活動や課題を共有する交流の場を設け、世代や属性など対象を問わず、多様な住民が交流できる機会を増やし交流を促進していきます。

担当

足立区社会福祉協議会



施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開

(1) 健康寿命の延伸へ

令和2年度時点

足立区
男性健康寿命
78.4 歳

(男性)
全国平均:80.1歳
東京都平均:80.2歳



足立区
女性健康寿命
83.0 歳

(女性)
全国平均:84.5歳
東京都平均:84.6歳



自分らしく生きがいをもって暮らすことができ、かつ医療費等の社会的負担軽減の観点から、**健康寿命***の延伸は重要です。

その対策の柱となるのが、**健康づくりの推進**であり、区では、**糖尿病対策に重点を置いて**、具体的事業に取り組んでいます。

「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」である健康寿命は、取組の効果もあり、男女ともに全国及び東京都との差の縮小につながっていますが、まだ**足立区**の健康寿命は、平均を下回っています。

※ 日常生活動作が自立している期間の平均(厚生労働科学研究の健康寿命算定プログラムから足立区で算定)

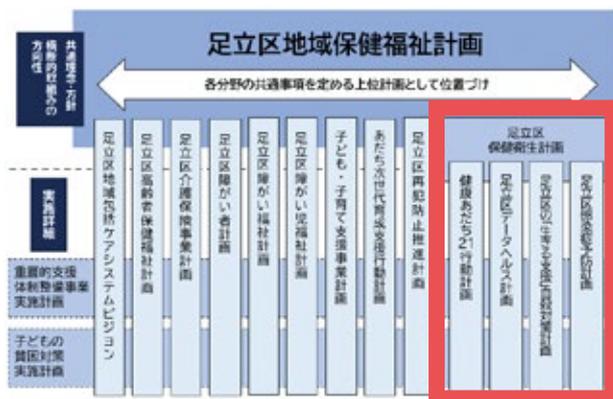


健康寿命の推移は
第7章(P171)参照

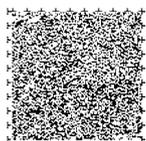
(2) 人生100年時代を見据えた健康づくり

平均寿命の延伸により、「**人生100年時代**」というキーワードは、これまで以上に身近なテーマとなり、「健康」への意識は、今後さらに高まっていきます。

「**足立区保健衛生計画**」として「**施策⑥ 多様な保健衛生事業の展開**」を推進していくことで、保健衛生分野に係る個別計画を、より一層促進させていきます。



健康なくらし、安全・安心なくらしを、区民と行政がともに考え、ともに歩んでいく計画として位置づけ



(3) 保健衛生計画の基本理念

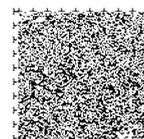
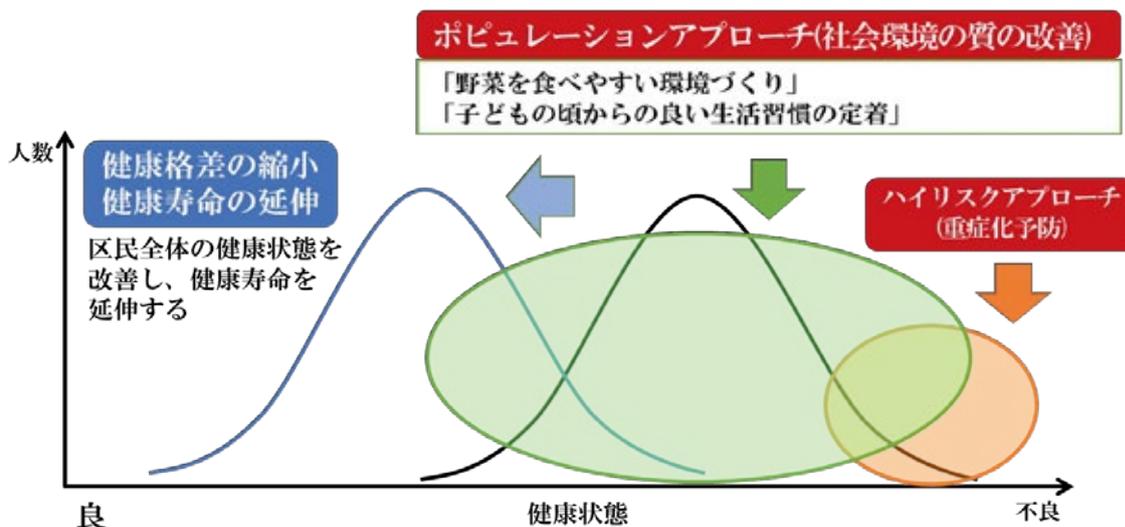
乳幼児から高齢者まで誰もが、**病気や障がいの有無にかかわらず、健康で、安全・安心に暮らせるまち 足立**を基本理念として掲げ、以下の保健衛生事業を一体的に展開することで、重層的支援体制整備の一翼を担っていきます。



(4) 多様な主体による健康づくり

健康に関心が薄い者を含む幅広い世代＝集団(ポピュレーション)に対して、健康増進や疾病予防に関する働きかけ(アプローチ)を行うことで、集団全体の健康リスクを減らそうとする方法をポピュレーションアプローチと呼び、地域での健康づくりには不可欠な考え方です。

足立区では、この**ポピュレーションアプローチ**と合わせ、**ハイリスクアプローチ(重症化予防)**を推進する**双方向からの対策**で、健康格差を縮小し、「人生100年時代」を見据えた戦略的な健康づくり施策を展開していきます。





施策⑥-1 健康づくりの推進

施策の方向（目標）

健康寿命の延伸及び都との差の縮小を目的として、健康に関心を持ちたくても持てない区民も含め、誰もが「住んでいるだけで自ずと健康になれるまち あだち」を目指し、庁内や民間企業等との連携を深め、社会環境の整備を進めます。

また、「人生100年時代」を見据え、生涯の健康を経時的に捉えた健康増進と、地域活動や仲間づくりにつながる健康づくりを進めていくことにより、要介護状態を予防していきます。

包括的相談

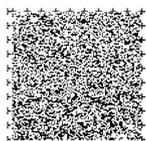
参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 健康あだち21(第二次)行動計画に基づき、糖尿病対策に重点をおいた健康施策を推進してきました。	① 健康寿命は延伸しましたが、いまだ糖尿病患者の占める割合が高いため、引き続き糖尿病対策に重点を置いた取り組みを進める必要があります。
	② 推進の結果、健康寿命の延伸及び都との差の縮小、特に女性は、都との差が2.0歳から1.6歳に縮小するなど、一定以上の成果が得られました。	② 糖尿病をはじめとする生活習慣病を予防するには、子どもの頃から望ましい生活習慣を定着させることが重要です。
	③ 18～39歳対象の「40歳前の健康づくり健診」では、糖尿病の要指導者数が増加傾向にあります。また、生活習慣病の有病率は、年齢とともに増加傾向がみられます(足立区国保加入者)。	③ 健康寿命の延伸のためには、働き世代から生活習慣病を予防することが重要になりますが、働き世代は家庭や仕事を優先させなければならない状況となりやすく、自身の健康行動を実践しにくい年代であると推測されています。
	④ 高齢化が進み、介護を必要とする人の割合が増加傾向です。	④ 「人生100年時代」を見据え、現役世代としてより長く活躍できるよう、自分の身体の状態を知り、区民が主体的に日々の生活の中で健康管理を行えるよう支援が必要です。
課題解決への主な取組	取組1 糖尿病対策に重点を置いた健康づくりの推進 取組2 ライフステージに応じた健康づくりの推進 取組3 人生100年時代を見据えた健康づくりの推進	
関連事業(主な事業)	がん患者への支援	



課題解決への主な取組

取組1: 糖尿病対策に重点を置いた健康づくりの推進(糖尿病対策アクションプラン2)

「健康あだち21(第三次)行動計画」では引き続き糖尿病対策に重点を置き、「糖尿病対策アクションプラン2」における以下の基本方針に基づき、健康状態の変化を胎児期から高齢期に至る時間的なつながりで捉え、早い段階からの予防や個別の事情に合わせた支援の視点を強化し、対策に取り組んでいきます。

(1) 基本方針Ⅰ: 野菜を食べやすい環境づくり

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

健康に関心を持ちたくても持てない区民も「住んでいるだけで自ずと健康になれるまち」を目指して、庁内関係部署や民間企業・団体等と連携し「あだちベジタベライフ」事業の取り組みを進めていきます。

参加支援

地域づくり

(2) 基本方針Ⅱ: 子ども・家庭の望ましい生活習慣の定着

アウトリーチ

多機関協働

施策③-2再掲

「野菜から食べる」「毎日朝食を食べる」など食育の取組や良い生活習慣が定着するよう、子どもと保護者世代を中心に、全世代に向けて啓発していきます。



(3) 基本方針Ⅲ: 働き世代の健康づくり

包括的相談

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

新たな基本方針として「働き世代の健康づくり」を加え、これまでの「地域保健」「学校保健」に続く取り組みとして「産業保健との連携」を深め、区内企業等への健康経営の推進などによって職場においても「自ずと健康になれる」環境づくりを進められるよう、さらに重層的に施策を進めていきます。

(4) 基本方針Ⅳ: 糖尿病の重症化予防

包括的相談

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

糖尿病を悪化させないため、区民への生活習慣の見直しと、定期的な健診や医療機関受診を働きかけるとともに、引き続き医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携等により、多機関での体制づくりを進めていきます。

担当

こころとからだの健康づくり課

取組2: ライフステージに応じた健康づくりの推進

年齢に応じた健診(検診)の定期的な受診による疾病の早期発見と、適切な治療の継続により重症化予防を図ります。また、病気の有無にかかわらず、誰もが自分らしく生活することで、地域共生社会の実現を目指します。

(1) 健診(検診)を通じた生活習慣病予防

参加支援

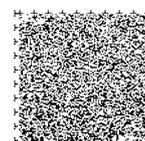
地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

生活習慣病やフレイルのリスクを早期に発見・予防していくために、ライフステージに応じた以下の健診(検診)を実施し、健康への礎を築いていきます。

- ① 40歳以上の国民健康保険被保険者: 特定健康診査
- ② 後期高齢者医療制度加入者: 後期高齢者医療健康診査
- ③ 18-39歳の区民: 健康診査と健診結果に基づく保健・栄養指導



(2)各種がん検診

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

30歳代から罹患率が上がる女性がん(子宮頸がん・乳がん)について、20歳代の若い年代をターゲットに、勧奨を強化し受診率向上を図るとともに、受診にいたっていない40歳から60歳の方のうち、国民健康保険加入者に対し再勧奨を行います。

(3)医療機関への受診勧奨

参加支援

アウトリーチ

多機関協働

特定健診受診者のうち、血圧や血糖値が、医療機関受診の必要な数値にもかかわらず、未治療の方に対して受診勧奨を行うことで、重症化の予防に努めます。

また、令和5年度から新たに、糖尿病の治療中断者へ受診勧奨を実施しています。

担当

データヘルス推進課



取組3:人生100年時代を見据えた健康づくりの推進

令和7年に開設する「すこやかプラザ あだち」内に江北保健センターが移転することを機に、人生100年時代を見据えた健康寿命を支える施策を推進していきます。

また、江北保健センターに、健康相談の専任職員「健康コンシェルジュ」を配置し、健康に関する包括的な相談支援を実施していきます。

(1)60歳からの健康リスタート事業

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

加齢による体の変化が気になり始める60歳の区民を対象に体験型の健康教室を開催します。「健康チェック」のほか、「生活習慣教室」「口腔ケア教室」「栄養教室」により、生活習慣の変容を目指します。

(2)ヘルスポランティアの育成支援

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

60歳からの健康リスタート事業参加者のうち、さらなる学びや実践を希望する方向けに、各保健センターで健康講座等を開催し、自主グループ活動等へつなぎ、ヘルスポランティアとしての活動を支援します。

担当

江北保健センター

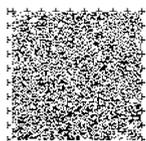
■関連事業(主な事業)

がん患者への支援

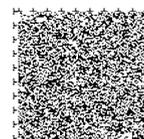
がんになっても、自分らしく生きることができる社会を実現するため、ウィッグや胸部補正具といったアピアランスケア用品の購入費用を助成し、がん患者の就労や社会参加を支援していきます。

	事業	所管課
1	アピアランスケア用品購入費用等の助成	データヘルス推進課

さらに、「すこやかプラザ あだち」では、ウィッグや胸部補正具を展示するとともに、相談や試着などに関する定期的な相談会を開催することで、がん患者へのアピアランスケアを推進していきます。



紙面構成の都合により本ページは白紙です。



重層的支援体制
×
母子保健事業



施策⑥-2 母子保健事業

施策の方向（目標）

「あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト（ASMAMP）の推進事業」をベースに、妊婦健康診査や乳幼児健康診査を行います。

出産や育児に関する各種相談事業を通じて、母子の健やかな成長も支援していくとともに、母子の健康づくりや疾病や障がい等の早期発見や治療、予防対策に取り組むことにより、福祉ニーズの削減に努めます。

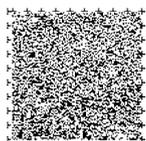
包括的相談

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 面談や訪問、妊婦健康診査を実施することで、母子の健康を保ち、流産・早産・未熟児出生等の防止に努めています。	① 出産・育児不安の軽減に向けて、引き続き個人に合わせた適切なフォローを実施していく必要があります。
	② 母子に対する健康保持増進を促すとともに、乳幼児健康診査を実施することで、疾病や異常の予防及び早期発見、治療に努めています。	② 妊娠期からの各種相談事業を通じて、出産・子育てに対する専門的な悩みや疑問について、改善できるよう支援していく必要があります。
	③ 疾病や障がい等がある子に対して、育成・療育医療を行い、リハビリや回復の支援に努めています。	③ 疾病や障がいがある子の支援に加え、保護者の精神面へのサポートを行いながら、各所管課と連携し相談・助言を実施していく必要があります。
課題解決への主な取組	取組1 保護者への寄り添い相談・支援(ASMAMP 推進事業) 取組2 地域コミュニティの形成	
関連事業(主な事業)	関連1 妊婦健康診査事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業 関連2 育成医療・未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・療育医療	



課題解決への主な取組

取組1:保護者への寄り添い相談・支援(ASMAP 推進事業)

施策③-1再掲

出産・育児の相談に包括的に寄り添うことで、母子の健全な育成と虐待の発生防止を図ります。

(1)産後育児ストレス相談

包括的相談

アウトリーチ

乳幼児健康診査・家庭訪問(アウトリーチ)・育児相談等の母子保健活動の中で、強度の育児不安や精神医学的・心理学的に専門的な関わりが必要と思われる養育者を早期に発見し、支援につなげていきます。

(2)育児栄養相談

包括的相談

地域づくり

乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士等が子どもの発育・発達に関する相談に対応し、育児に自信が持てる支援とともに、来所者同士の交流の場を創出します。

(3)乳幼児療育指導

地域づくり

アウトリーチ

乳幼児健康診査等で、身体機能や発達に障がいの疑いがあると判断された者に対し、神経発達専門医による療育相談を実施していきます。

取組2:地域コミュニティの形成

子育てに関する相談について、グループカウンセリングを実施することにより、参加者同士の交流を深め、育児不安の軽減を図ります。

(1)育児学級

包括的相談

地域づくり

7~8か月児とその保護者を対象に、栄養指導や離乳食等の相談を行い、子育ての知識習得と、参加者同士の交流を深め、コミュニティの形成に努めることで育児不安等の軽減を支援します。

(2)健やか親子相談

包括的相談

多機関協働

生後1歳未満児の保護者を対象に、保健師・助産師による個別相談・グループワーク等の機会を通じて保護者の育児不安を軽減し、子育てができるよう支援します。

担当 各保健センター 等

関連事業(主な事業)

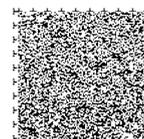
関連1:妊婦健康診査事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業

施策③-1再掲

関連2:育成医療・未熟児養育医療・小児慢性特定疾病医療・療育医療

疾病や障がいがある子に対して医療費助成を行い、リハビリや回復等の支援を行います。

	事業	所管課
1	育成医療	保健センター 等
2	未熟児養育医療、小児慢性特定疾病医療	保健予防課、各保健センター 等
3	療育医療(児童発達支援)	障がい福祉課



施策⑥-3 自殺対策

施策の方向（目標）

自殺対策を地域づくりと捉え、誰もが自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い足立区”を目指します。医療、福祉、教育、労働等の各分野の専門機関と連携し、生きることへの包括的な支援を推進していきます。

包括的相談

参加支援

地域づくり

アウトリーチ

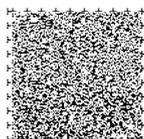
多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 区の自殺死亡率※は、平成10年の30.8人をピークに、令和2年には17人にまで減少しました。その後、コロナ禍の影響等により、令和4年の自殺死亡率は18.8人となっています。 ※ 10万人あたりの自殺者数	① 悩みを抱えている方を地域全体で支えていくためには、自殺の兆候に「気づき」、問題解決に「つなげる」ゲートキーパーを増やすなど、自殺対策を支える人材育成を推進する必要があります。
	② 自殺の要因は、多重債務、いじめ、過労、健康問題、家庭問題など、平均して4つの要因があると言われています。	② 抱えている悩みが深刻化する前に、対象者を早期発見するための体制と、それぞれの問題に応じた専門機関による寄り添った支援が求められています。
	③ 国の自殺総合対策大綱では、「自殺は、その多くは追い込まれた死である」と定義され、地域における連携体制の確立と国民一人ひとりの気づきや見守りが求められています。	③ 自殺を個人の問題ではなく社会の問題と捉え、様々な自殺の要因に地域全体で取り組むためには、関係各課・機関のネットワークの強化と区民への普及・啓発が重要です。
課題解決への主な取組	取組1 自殺対策を支える人材育成 取組2 当事者への支援 取組3 地域でのネットワークの強化・区民への啓発	
関連事業（主な事業）	—	

足立区は自殺対策として「生きる支援」に取り組んでいます
気づく つながる いのちを守る



自殺死亡率の推移は第7章(P172)参照



課題解決への主な取組

取組1: 自殺対策を支える人材育成

身近な人の自殺の兆候に気づき、問題解決につなげる「いのちの門番(ゲートキーパー)」や専門家の育成を推進します。

(1) 区民や区職員、民生・児童委員等へのゲートキーパー研修 包括的相談

区職員など相談支援に携わる立場の人を「ゲートキーパー」と位置づけ、自殺の兆候を見つけ出し、問題解決につなげていきます(区職員 入区3年目:「初級」、係長昇任時:「中級」研修を受講)。

取組2: 当事者への支援

悩みを抱える人たちを早期に発見し、安心して相談支援が受けられるよう、保健センターなど悩みを寄せられる窓口等と連携し、解決に向けた支援を行います。

(1) インターネット・ゲートキーパー事業 包括的相談

生きづらさを抱えた区民やその家族等が、自殺関連語句をネット検索した際に、検索連動広告を表示させ、メールを中心とした相談事業を実施していきます。

(2) 足立区分かちあいの会「とまり木」 包括的相談 地域づくり

遺族支援として、大切な方を自死(自殺)で失った方々がつどい、それぞれの体験や気持ち語り合い、聴き合う場を毎月1回開催していきます。

(3) 雇用・生活・こころと法律の総合相談会 包括的相談

弁護士や保健師・福祉事務所・寄り添い支援員・ひきこもり相談員等によるワンストップ型の出張相談を実施していきます(年5回実施)。

(4) 寄り添い支援事業 包括的相談 参加支援 アウトリーチ

複合・複雑化した諸課題を抱える相談者に寄り添いつつ、一つひとつ確実に解決に導き、生きるための自信や意欲を回復させるための支援を実施します。また、定期的に事例検討会を開催し、寄り添い支援事業者だけでなく、福祉まるごと相談課職員、保健師、弁護士等が参加することで、連携した支援へつなげていきます。

取組3: 地域でのネットワークの強化・区民への啓発

「自殺は個人の問題ではなく、社会の問題」として、相談支援につなげられるよう、地域と行政の連携強化を図るとともに、区民への啓発活動に取り組みます。

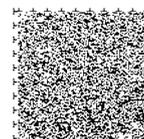
(1) 足立区こころといのちの相談支援ネットワーク 多機関協働

警察署・消防署・ハローワークなどの官公署や、医療機関・駅・法律事務所・支援団体など様々な機関が参加する「ネットワーク会議」にて、区の現状を共有し、自殺対策に関する意見交換を行っていきます。

(2) 自殺対策強化月間 地域づくり

区の自殺対策の取組みを広く区民に周知するため、国や都が定める9月と3月の強化月間を中心に、様々な啓発活動を実施します。

担当 こころとからだの健康づくり課、福祉まるごと相談課(令和6年度～)



施策⑥-4 感染症対策

施策の方向（目標）

誰もが健康に生きることができる地域づくりの一環として、平時から足立区医師会や医療機関等との連携を強化することで、感染症発生時の体制整備に繋がります。

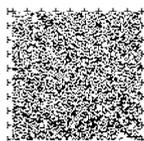
また、区民が感染症対策を実践できるよう啓発し、感染症の発生を未然に防止することを目指すとともに、発生した際にも、感染拡大防止及び再発防止のため調査・指導を実施します。

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 新型コロナウイルス感染症流行を契機として、手洗いなど、感染症予防策の実践に対する区民の意識は、高く維持されています。	① 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染防止のため、一層の飛沫・接触感染防止実践の啓発を行う必要があります。
	② 足立区医師会主催の会議の場等を通じて情報共有を行い、区内の感染症発生状況や対応について、共通の認識のもと、連携して対応を行っています。	② 感染症発生時に効果的な対応をするためには、関係機関との連携が必要不可欠であることから、平時から緊密な連携体制を維持し、的確な感染症対応が実践できる体制整備が必要です。
	③ 結核などの感染症まん延を最小限に抑えるため、予防接種を適切に実施するとともに、高齢者や生活習慣病患者など、リスクの高い層に対する正しい知識の普及啓発を行っています。	③ 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、結核の高まん延国を含めた海外渡航等の人流が活発化しており、区内でも結核の発生数増加が予想されます。 結核患者の早期発見及び早期治療の推進とともに、リスクの高い層への予防啓発がより一層必要です。
課題解決への主な取組	地域における感染症への対応	
関連事業(主な事業)	—	



課題解決への主な取組

取組: 地域における感染症への対応

区民や事業者等が、感染対策や感染症発生後の再発防止に向けて正しい行動がとれるよう、継続的な基礎知識の情報提供を行います。

また、区が感染症まん延時に機動的な対応が可能となるよう、平時から対策を進めていきます。

(1) 感染症発生時の即応能力の強化

多機関協働

足立区感染症予防計画に基づき、感染症まん延時に機動的な対応が可能となるよう、人員等の組織体制、相談や医療・検査等の業務体制、関係機関との連携体制を平時から想定し、行動手順の策定を進めていきます。

(2) 基本的な感染対策の普及啓発

地域づくり

アウトリーチ

区民が感染対策を実践できるよう、広報媒体やパネル展示等を通じた継続的な情報発信を行い、地域が一体となって、感染症発生を未然に防止できるよう努めていきます。

また、施設等で感染症が発生した際にも、調査を通して再発防止にかかる指導を実施していきます。

(3) 結核に対する正しい知識の普及啓発

地域づくり

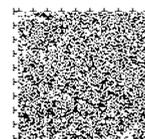
多機関協働

結核予防週間(9月24日～30日)による区民への普及啓発活動や、医療従事者との連携会議を通じ、早期受診・早期発見・早期治療・感染拡大防止に努めていきます。

また、乳幼児健診等の機会を活用し、BCG接種による小児の重症結核予防の重要性も周知していきます。

担当

感染症対策課



施策⑥-5 食品衛生

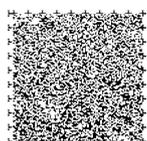
施策の方向（目標）

食品関係の施設に対する監視指導や収去検査（抜き取り検査）、区民への情報提供を適切に行うことにより、食中毒など食品に起因する衛生上の危害発生を防止し、区民の健康を守ります。

また、ノロウイルスなど感染症の可能性が疑われる場合には、学校、施設等の関係部署と連携して原因究明に取り組み、感染拡大を防止することにより、安全・安心な地域づくりを推進していきます。

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	① 食品衛生法の改正により、令和3年6月から全ての食品関係事業者に対し、HACCP※ ¹ （ハサップ）の考え方に沿った衛生管理を実施することが制度化されました。	① 食品関係営業施設の監視に際し、HACCPの考え方に沿った衛生管理の実施状況を確認し、施設状況に適した、より効果的な衛生管理について指導、助言を行うことが必要です。
	② 施設や取り扱う食品により衛生管理方法は異なることから、講習会等における事業者への周知のみならず、個々の施設及び事業者の状況に応じた助言・指導を行っています。	② 状況に応じた衛生管理の適切な助言・指導を行うため、担当職員一人ひとりがHACCPプランの妥当性確認や検証方法を理解し、高度な知識と実践力を身に付けることが必要です。
	③ 全国的に、加熱不十分な食肉に起因するカンピロバクター食中毒や、鮮魚介類の生食によるアニサキス食中毒、ノロウイルスによる集団食中毒の発生が後を絶ちません。	③ 食品関係事業者に対し、適切な衛生指導を行うとともに、食中毒発生要因となり得る食品の提供に係るリスクや、食中毒事故防止対策の指導を徹底することが必要です。
	④ カンピロバクター※ ² 食中毒やアニサキス※ ³ 食中毒への対策は、わが国特有の食文化が背景にあることから、事業者への指導及び区民への注意喚起を行うにとどまっています。	④ 事業者への注意喚起とともに、消費者である区民に対し、食中毒予防対策について積極的な周知を図り、自らの健康を守るための意識付けにつなげることも必要です。
課題解決への主な取組	取組1 食品衛生関係営業施設等への適切な指導 取組2 区民への食品衛生に関する知識の普及啓発	
関連事業（主な事業）	—	



課題解決への主な取組

取組1:食品衛生関係営業施設等への適切な指導

飲食店やスーパー等の食品関係営業施設、区主催のイベント等で食品を取り扱う出店者等に対し、適切な食品の取扱いや衛生管理の指導、検査等を実施し、行政機関の責務として、食品の安全確保に努めていきます。

(1)食品関係営業施設の監視指導

アウトリーチ

食品関係営業施設等に立ち入り、適切な食品の取扱いや衛生管理の実施について監視・指導を行うほか、区内で調理・製造・販売される食品等を収去(抜き取り)し、食品衛生上適正なものであるかを検査し、生活・健康への安心を提供していきます。

(2)職員の HACCP に関する指導技術の習得

アウトリーチ

HACCP 指導者養成を目的とした研修の受講により、HACCP プランの適切な運用方法の理解や、監視指導技術の習得に努めます。

※1 HACCP(ハサップ)とは

Hazard Analysis Critical Control Point の頭文字をとった言葉で、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の国際的な手法

厚生労働省ホームページより

(3)食品関係事業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

アウトリーチ

食品関係事業者に対し、施設監視や講習会等を通じ、食品衛生に関する最新情報や取扱食品に応じた、衛生管理に関する知識の普及啓発を行います。

取組2:区民への食品衛生に関する知識の普及啓発

アウトリーチ

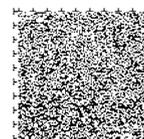
食中毒予防対策について、広報、パネル展示やSNS等による情報発信を積極的に行い、区民へ食中毒予防対策の周知を図ります。

※2 カンピロバクターとは

動物の腸管などに分布する菌です。生または加熱不十分の食肉(特に鶏肉)の喫食等により、腹痛、下痢、発熱などの症状を発生させます。

※3 アニサキスとは

魚介類などに寄生し、胃・腸壁に侵入した場合、激しい腹痛などの症状を発生させます。



施策⑥-6 環境衛生

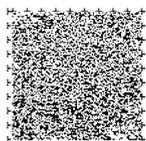
施策の方向（目標）

環境衛生関係施設等への監視指導と区民への的確な情報提供により、区民の安全・安心な暮らしを守ります。

また、予防的観点を重視した適切な監視指導を行うことにより、区民の健康危害を未然に防ぎ、安全、安心な地域づくりを推進していきます。

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	<p>① 環境衛生関係施設（理美容所、クリーニング所、公衆浴場、プール、興行場、旅館業等）に対し、定期的に立ち入り監視を実施し、自主管理状況について確認しています。 公衆浴場やプールに関しては、区が年に1回水質検査を実施し、水質の衛生状態を確認しています。</p> <p>② 旅館業や住宅宿泊事業における事前相談件数が、令和5年度は340件と前年度の約4倍に急増しています。 特に、旅館業では従業員を常駐させず、フロント代替設備※での体制を希望する施設が増えており、その体制の事前相談に多くの時間を要しています。</p> <p>※ フロント代替設備とは、ICT等を活用して、緊急時の駆け付けや、宿泊者の本人確認、施設出入り状況の確認、鍵の適切な受け渡しを行うことができる設備のことです。</p>	<p>① 検査結果が不適合の場合は、改善指導を行っています。 特に、レジオネラ症の原因となる菌が検出された場合等は、健康被害の発生を未然に防ぐため、すみやかに改善措置をとる必要があります。そのため、適切に改善指導し、安全確認を行える体制整備が不可欠です。</p> <p>② 旅館業等の構造設備基準をはじめ、制度全般について、適切に事業者の説明するとともに、適正な運営について監視指導していく必要があります。</p>
課題解決への主な取組	環境衛生関係施設への監視指導	
関連事業（主な事業）	環境衛生営業許可監視指導事業	



課題解決への主な取組

取組:環境衛生関係施設への監視指導

アウトリーチ

多くの区民が利用する施設の飲料水や浴槽水等の検査と、空気環境測定の実施・衛生指導により、区民の安全・安心な暮らしを確保していきます。

また、監視業務については、施設の衛生面における特徴を踏まえて事業計画を作成し、以下のとおり実施していきます。

(1)利用時間に合わせた銭湯の夜間一斉監視・水質検査(区職員が年に1回実施)

(2)夏季の屋外プールの一斉監視・水質検査(区職員が年に1回実施)

(3)夏季冬季の空調等稼働時の特定建築物※の一斉監視・空気検査 他

※ 特定建築物とは

多数の者が使用する興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用途で使用される延べ面積3,000㎡以上(学校は延べ面積8,000㎡以上)の建築物です。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」では、特定建築物における建築物環境衛生管理基準が設けられており、区では空気調和設備や飲料水設備などの衛生管理状況について確認しています。

担当

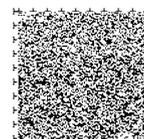
生活衛生課

関連事業(主な事業)

関連:環境衛生営業許可監視指導事業

多くの区民が利用する施設の飲料水や浴槽水等の検査と、空気環境測定の実施・衛生指導により、区民の安全・安心を確保していきます。

	事業	所管課
1	環境衛生営業許可監視指導事業	生活衛生課



施策⑥-7 医薬衛生

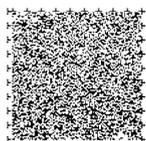
施策の方向（目標）

医療関係施設等への監視指導と区民への的確な情報提供により、医薬衛生に関する安全・安心を守ります。

また、予防的観点を重視した適切な監視指導を行うことにより、区民の健康被害を未然に防ぎ、安全・安心な地域づくりを推進していきます。

アウトリーチ

	現状	課題
現状と課題	<p>① 医療関係施設に対し、新規開設時や変更時に立入り調査を実施しています。有床診療所、透析施設に対しては、診療所チェックリストに基づき立ち入り監視を実施し、医療安全管理体制や院内感染予防対策の体制整備等が適正かを確認しています。</p> <p>薬事関係施設については、都区一体で薬事一斉監視事業を実施し、管理状況の監視指導・収去検査等を行い、適正化を図っています。</p>	<p>① 医療関係施設すべてに毎年立ち入り調査を行うことは困難なため、自主管理の推進や医療安全に関する情報の普及啓発等により、施設の自主的な衛生管理能力の向上が求められています。そのため、自主管理点検表等の活用について指導を徹底していく必要があります。</p> <p>また、オンラインでの診療や服薬指導といった新たな制度が開始されていることから、これらを踏まえた監視体制の再構築と適切な監視指導方法を検討していく必要があります。</p>
	<p>② 毒物劇物取扱施設に対しては、毒物（シアン化合物）を取り扱う施設について、毎年全件立入りを実施しており、シアン廃水検査を行うことにより、健康被害の防止に努めています。</p>	<p>② 検査結果が不適合の場合は、改善指導を行っています。また、流出事故等の防止のためには、事業者の自主管理能力の向上も求められます。そのため、自主管理点検表等の活用について指導を徹底していく必要があります。</p>
課題解決への主な取組	医療関係施設への監視指導	
関連事業（主な事業）	診療所、薬局等の許可及び相談事業	



課題解決への主な取組

取組：医療関係施設への監視指導

医療関係施設への立ち入り監視調査を実施し、施設の衛生状況・管理状況を確認することで、区民にとって安全・安心な地域づくりにつなげています。

(1)不適施設への監視指導・健康被害の防止 アウトリーチ

過去の監視歴が不適な施設(薬局・店舗販売業の不適施設数16施設(過去5年平均))は、優先的に立ち入り指導を行っています。安心・安全に直結することから、不適な事項は、繰り返し指導し改善結果を確認していきます。

(2)自主管理の推進 アウトリーチ

管理良好な施設については、自主管理点検表等の活用について定期的にかつ継続的に指導するとともに、施設種別ごとの活用の好事例について紹介することで、導入のハードルを下げしていきます。

(3)健康被害の防止 アウトリーチ

調剤過誤やシアン排水の流出等の事故が発生した場合は、被害拡大防止の観点からも、速やかに現場立ち入りを実施し、再発防止を指導していきます。

(4)新たな制度への対応 アウトリーチ

「オンライン診療の適切な実施に関する指針」「オンライン服薬指導の実施要領」等の新たな制度の周知徹底を図るとともに、これらを踏まえ、モニタリングの実施など適切な監視指導を行っています。

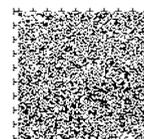
担当 生活衛生課

関連事業(主な事業)

診療所、薬局等の許可及び相談事業

誰もが安全に、安心して医療を受けられる環境を整備し、区民の健康を守っていきます。

	事業	所管課
1	診療所、薬局等の許可及び相談事業	生活衛生課



施策⑥-8 動物との共生

施策の方向（目標）

動物を飼っている人、動物が苦手な人が、互いにそれぞれの立場に配慮し思いやり、相互に理解を深めていくことにより、動物が「社会の一員」として地域で受け入れられるよう、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指します。

また、この共生社会の実現に向けて、福祉や介護など複合的な課題のある問題にも対処していくため、組織・分野を横断した取組を進めていきます。

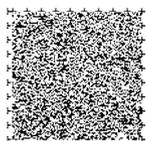
包括的相談

地域づくり

アウトリーチ

多機関協働

	現状	課題
現状と課題	① 不適正な飼育による近隣住民とのトラブルや、ふん尿被害など生活環境の悪化に関する苦情が、年間 1,000 件を超えて寄せられる状況が続いています。	① 動物に関する苦情・相談件数の減少のため、まずは飼い主の責務や適正飼育の普及啓発を進めていく必要があります。
	② 「動物愛護相談支援窓口」では、NPO 法人に業務委託して、飼い主のいる犬猫の飼育相談や、飼育継続が困難な場合等の一時保護・譲渡相談などを行っています。	② 地域における身近な相談支援体制として「動物愛護相談支援窓口」の充実を図るにあたり、受託事業者(NPO 法人)との協働体制をさらに深化させていくことが不可欠です。
	③ 飼い主のいない猫への不妊去勢手術をはじめ、適切なえさやりやトイレ設置などの管理を「地域猫活動協力員」が担っています。	③ 地域猫活動を強力に推進していくためには、担い手となる「地域猫活動協力員」の増員と同時に、地域住民の地域猫活動への理解を深めていくことが、今後の課題となっています。
課題解決への主な取組	取組1 地域における身近な相談支援体制の充実 取組2 飼い主の責務と飼育マナーの啓発 取組3 飼い主のいない猫対策の推進 取組4 「(仮称)ペット同行避難ガイドライン」の作成	
関連事業(主な事業)	—	



課題解決への主な取組

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、ペットに関する包括的相談をはじめ、地域猫活動など、動物への理解が深まる地域づくりにつなげていきます。

取組1：地域における身近な相談支援体制の充実

包括的相談

多機関協働

犬猫の飼育相談から、飼育の継続が困難となったケースの譲渡相談に至るまで、複雑・多様化する事例にも包括的な対応できるよう、受託事業者(NPO 法人)との協働により、区民に身近な相談支援体制の機能を高めていきます。

取組2：飼い主の責務と飼育マナーの啓発

地域づくり

アウトリーチ

飼い主だけでなく、将来飼い主となる方も含め、その責務をはじめ、飼育の正しい知識やマナーの普及啓発を行い、動物も地域を構成する「社会の一員」として受け入れられる共生社会を目指します。

取組3：飼い主のいない猫対策の推進

地域づくり

アウトリーチ

飼い主のいない猫対策の決め手となる「地域猫活動協力員」の増員に注力するとともに、地域猫活動に関する地域住民の理解を深める取組みを同時に進めることにより、事業効果を高めていきます。

担当

生活衛生課

NEW

取組4：「(仮称)ペット同行避難ガイドライン」の作成

地域づくり

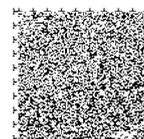
災害時に飼い主とペットと一緒に避難する“同行避難”の推奨と、避難所での良好な衛生環境の両立を図るため、東京都獣医師会足立支部と連携し、令和6年度に新たに「ペット同行避難ガイドライン」を作成します。



地域猫活動協力員 募集ポスター

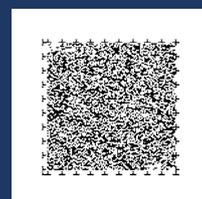
担当

災害対策課
生活衛生課



第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 計画の周知

本計画は、地域福祉に携わる事業者や様々な活動団体とともに推進していくことが重要であることから、あらゆる機会を捉えて計画の周知を図ります。

また、本計画策定の一環で実施した地域懇談会は、日頃なかなか結びつきがない様々な分野の方々が、地域での課題や困りごと等について意見交換を行う有意義な場となりました。

今後は、計画の周知をあわせて、規模・内容ともに充実させながら、引き続き実施していきます。

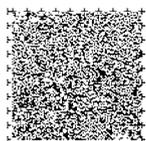
(2) 足立区社会福祉協議会との連携

重層的支援体制整備事業で一体的に実施するとされる「地域づくり」には、社会福祉協議会がこれまで築いてきたネットワークや、区民と行政とをつなぐ役割がより一層重要になってきます。

区としても、足立区社会福祉協議会の「足立区地域福祉活動計画」と理念・施策を共有しながら、地域保健福祉の推進にむけた施策を進めます。



足立区地域福祉活動計画〔第3次〕
足立区社会福祉協議会（令和4年3月策定）

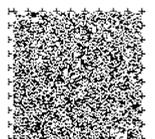


(3) 地域保健福祉の推進

本計画策定のため、足立区地域保健福祉推進協議会の中に、専門部会として設置した「地域保健福祉計画策定部会」を発展させて新たな部会を設け、重点施策である重層的支援体制整備事業のほか、地域保健福祉の推進状況などを検証していきます。

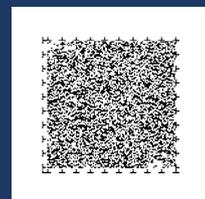
(4) 情勢の変化や法改正への対応

日本を取り巻く社会経済情勢の変化や、地域福祉に関する関連法令や制度等に大きな改正があった場合には、柔軟に検討し必要な見直しを行います。



第 7 章

資料編



第7章 資料編

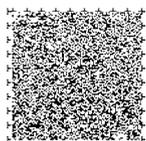
1 地域保健福祉を取り巻く国、都の動向

(1) 国の動向

近年、国は地域福祉を推進していくための新しい理念として「地域共生社会」の実現に向け、社会福祉法の改正を行ってきました。

福祉・保健などの各分野において、課題や支援ニーズを抱える人・家族への包括的な支援、住民参加のもとでの地域づくりを進めるため、「地域共生社会」の考え方が示されました。

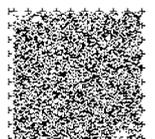
年	動向	内容
平成12年	社会福祉事業法が社会福祉法に改正	「地域福祉の推進」が明確に位置付け 「地域福祉計画」が新たに規定(策定は任意)
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定	地域共生社会の実現が盛り込まれた。
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置	地域共生社会の実現に向けた検討を加速化
平成29年	社会福祉法の一部改正	地域福祉計画策定が市町村の努力義務に規定 福祉各分野での共通事項を定め上位計画として位置づけ
	地域福祉計画策定ガイドラインを公表	計画策定時に留意すべき事項や盛り込む視点等を明示
令和元年	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的支援体制構築を推進するため市町村で取り組むべき事業(※)が提案 ※ 「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	重層的支援体制整備事業を創設



【地域共生社会イメージ】



↑ 厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトから掲載



(2) 都の動向

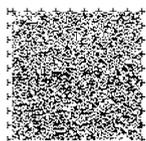
東京都においても、従来から高齢者、障がい者、子ども等の各分野においてそれぞれ計画を策定し、福祉施策を推進してきましたが、国の動向を受け、平成30年3月に法に規定する都道府県地域福祉支援計画として、東京都地域福祉支援計画を策定しました。

第二期計画では、都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることにより、地域共生社会を実現することを目標としています。

また、「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」という3つの施策テーマを掲げ、それぞれに関する課題と、計画期間中に東京都が取り組む方向性を明らかにしています。



↑ 第二期 東京都地域福祉支援計画



2 社会福祉法（抄）

昭和26年3月29日法律第45号
（平成29年6月2日改正）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

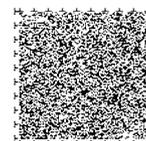
第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



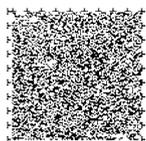
3 計画策定の経過・検討体制

(1) 計画策定の経過

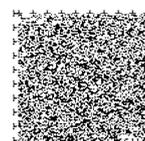
計画策定部会

庁内作業部会

年度	月日	専門部会等	主な検討内容等
令和4年度	6月30日(木)	第1回庁内作業部会	地域保健福祉に係る事業棚卸し
	8月1日(月)	第1回足立区地域保健福祉推進協議会 (書面開催)	計画策定部会設置審議→承認
	8月30日(火)	第1回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	計画策定の経緯 部会長講和:地域福祉計画とは
	12月23日(金)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画策定進捗の報告
	2月28日(火)	第2回庁内作業部会	アンケート内容検討 掲載する区基礎データ選定
	3月27日(月)	第2回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	地域福祉に係るアンケート内容 及び実施先の検討
令和5年度	5月19日(金)~ 6月23日(金)	地域福祉に係るアンケート調査	
	6月30日(金)	第3回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	アンケート結果速報報告 計画構成案・地域懇談会検討
	6月30日(金)	第3回庁内作業部会	基本理念・方針・計画構成検討 地域懇談会スキーム検討
	7月24日(月)	第4回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	アンケート実施結果詳細 地域懇談会実施詳細検討
	7月26日(水)	第1回地域保健福祉計画策定部会 (対面開催)	計画策定進捗の報告
	7月28日(金)	第4回庁内作業部会	計画素案検討①
	8月29日(火)	第5回庁内作業部会	計画素案検討②
	8月29日(火)	計画策定に係る地域懇談会①	千住柳町住区センターで開催
	8月31日(木)	計画策定に係る地域懇談会②	竹の塚障がい福祉館で開催



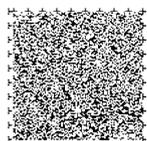
年度	月日	専門部会等	主な検討内容等
令和5年度	9月4日(月)	第5回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	地域懇談会実施中間報告 計画素案検討①
	9月5日(火)	計画策定に係る地域懇談会③	興本地域学習センターで開催
	9月9日(土)	計画策定に係る地域懇談会④	東和住区センターで開催
	9月10日(日)	計画策定に係る地域懇談会⑤	鹿浜地域学習センターで開催
	9月28日(木)	第6回庁内作業部会	計画素案検討③
	10月23日(月)	第6回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	地域懇談会実施結果報告 計画素案検討②
	10月24日(火)	第7回庁内作業部会	計画素案検討④
	11月7日(火)	第7回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	計画素案検討③ パブリックコメント実施詳細
	11月16日(木)	第8回庁内作業部会	計画素案検討⑤
	12月22日(金)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画策定進捗の報告
	12月26日(火)	第9回庁内作業部会	計画素案検討⑥
	1月26日(金)	第10回庁内作業部会	計画素案検討⑦
	2月27日(火)	第8回地域保健福祉計画策定部会 (対面+web 併用開催)	パブリックコメント実施結果報告 計画素案検討⑤
	2月28日(水)	第11回庁内作業部会	計画素案検討⑧
	3月25日(月)~	パブリックコメント	3月25日(月)~4月24日(水)
3月26日(火)	第4回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画案報告	
令和6年度	10月30日(水)	第9回地域保健福祉計画策定部会 (書面開催)	パブリックコメント実施結果報告 計画案最終調整→策定
	12月25日(水)	第2回足立区地域保健福祉推進協議会 (対面開催)	計画報告



(2) 地域保健福祉計画策定部会名簿 (足立区地域保健福祉推進協議会の専門部会)

	選出団体・役職等	氏名 ※敬称略
1	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科 教授【学識:地域福祉】	菱沼 幹男(部会長)
2	日本体育大学児童スポーツ教育学部 教授【学識:保育学】	齊藤 多江子
3	和洋女子大学看護学部 教授【学識:公衆衛生学】	豊川 智之
4	足立区議会議員	白石 正輝
5	足立区議会議員	さの 智恵子
6	足立区議会議員	浅子 けい子(令和4年度) 横田 ゆう(令和5年度)
7	足立区議会議員	長澤 こうすけ(令和4年度) しばや 竜一(令和5年度)
8	足立区議会議員	銀川 ゆい子
9	足立区医師会 副会長	山下 俊樹
10	東京都足立区歯科医師会 会長	佐藤 和義
11	足立区薬剤師会 理事	吉岡 加織
12	足立区町会・自治会連合会 青少年部長	笠原 清子
13	足立区民生・児童委員協議会 第1合同5地区会長 第1合同合同会長	北島 小夜子(令和4年度) 小林 尚子(令和5年度)
14	足立区女性団体連合会 会長	片野 和恵
15	足立区友愛クラブ連合会 ねんりん編集委員会委員長	中村 輝夫
16	足立区介護サービス事業者連絡協議会 会長	鶴沢 隆
17	特別養護老人ホーム ハピネスあだち施設長	橋本 飛鳥
18	足立区健康づくり推進員会議 会長	爲田 登志子(令和4年度) 長田 幸子(令和5年度)
19	足立区手をつなぐ親の会 会長	佐藤 奈緒
20	足立区肢体不自由児者父母の会 会長	蔵津 あけみ
21	足立区民間保育園連合会 会長	川下 勝利(令和4年度) 馬場 新太郎(令和5年度)
22	足立区私立幼稚園協会 会長	古庄 宏吉
23	足立区立小学校PTA連合会 副会長	大西 洋平
24	足立区立中学校PTA連合会 副会長	田中 孝子(令和4年度) 宮本 明彦(令和5年度)
25	足立区社会福祉協議会常務理事	吉田 厚子(令和4年度) 久米 浩一(令和5年度)
26	足立区福祉部長	中村 明慶
27	足立区衛生部長	馬場 優子
28	足立区子ども家庭部長	上遠野 葉子

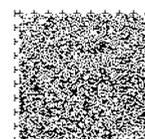
令和5年6月30日現在



(3) 庁内作業部会構成（事務局：福祉管理課）

所属	役職
政策経営部	政策経営課長、政策経営担当係長
	あだち未来支援室長
	子どもの貧困対策・若年者支援課長、子どもの貧困対策係長
地域のちから 推進部	絆づくり担当部長
	絆づくり担当課長、事業調整担当係長
福祉部	福祉部長
	福祉管理課長、管理係長、調整担当係長、地域保健福祉計画・重層的支援体制整備担当係長
	高齢福祉課長、高齢調整係長
	地域包括ケア推進課長、事業調整係長、計画推進担当係長
	介護保険課長、介護保険係長、介護保険調整担当係長
	障がい福祉課長、障がい福祉係長、障がい施策推進担当係長
	足立福祉事務所長、生活保護指導課適正推進係長
	くらしとしごとの相談センター長、生活相談係長
衛生部	衛生部長
	衛生管理課長、大学病院調整担当係長
	保健予防課保健予防係主査
	足立保健所生活衛生課庶務係長
建築室	住宅課長、住宅管理係長、住宅計画係長
子ども家庭部	子ども家庭部長
	子ども政策課長、子ども・子育て支援制度担当係長
	教育相談課長、登校支援係長
	こども家庭支援課事業係長
足立区 社会福祉協議会	常務理事
	福祉事業部長
	地域福祉部長、包括支援課長

令和5年7月7日現在



4 足立区地域保健福祉推進協議会条例/条例施行規則

(1) 足立区地域保健福祉推進協議会条例

平成12年3月31日条例第37号

(設置)

第1条 足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として、足立区地域保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申する。

- (1) 高齢者保健福祉の推進に関すること。
- (2) 地域保健医療の推進に関すること。
- (3) 介護保険事業の推進に関すること。
- (4) 児童福祉の推進に関すること。
- (5) 障がい者福祉の推進に関すること。
- (6) 健康づくりの推進に関すること。
- (7) 足立区地域保健福祉計画に関すること。
- (8) 前各号のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項

2 協議会は、地域保健福祉の推進に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な事項について、区長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、区長が委嘱又は任命する委員52名以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年間とし、欠員が生じたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条** 協議会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 専門事項を調査するため、協議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員又は委員であった者は、その職務に関し知り得た秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 東京都足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例(昭和39年東京都足立区条例第17号)の一部を次のように改正する。

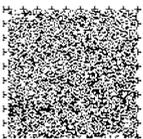
別表区長の部に次のように加える。
東京都足立区地域保健福祉推進協議会
日額 7,000円

付 則(令和4年7月11日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和5年10月23日条例第72号)

この条例は、公布の日から施行する。



(2) 足立区地域保健福祉推進協議会条例施行規則

平成12年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区地域保健福祉推進協議会条例(平成12年足立区条例第37号。以下「条例」という。)に基づき、足立区地域保健福祉推進協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 条例第3条の規定に基づき委嘱又は任命する委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 8名以内
- (2) 区議会議員 5名以内
- (3) 区内関係団体の構成員 31名以内
- (4) 区職員 8名以内

(職務代理)

第3条 条例第5条第1項の規定に基づき設置された副会長が複数の場合には、会長はあらかじめ職務を代理する者の順位を定める。

(部会)

第4条 条例第7条に基づき部会を設置する場合は、会長は、協議会の委員のうちから部会の委員(以下「部会員」という。)及び部会長を指名する。

2 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員が、部会長の職務を代理する。

(公開)

第5条 協議会は、公開とする。ただし、会長が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。

2 公開の方法及び手続その他の事項は、別に定める。

(会議録)

第6条 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部福祉管理課において処理する。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成14年10月1日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年12月1日規則第87号)

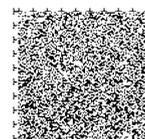
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年6月22日規則第53号)

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

付 則(令和4年7月26日規則第72号)

この規則は、公布の日から施行する。



5 パブリックコメント（区民意見募集制度）実施結果

（1）実施概要

① 募集期間

令和6年3月25日(月)～令和6年4月24日(水)

② 公表方法・公表場所

ア 足立区ホームページへの掲載

イ あだち広報(令和6年3月25日号)への掲載

ウ 福祉部福祉管理課(区役所本庁舎北館1階)での閲覧及び配布

エ 区民事務所、中央図書館、区政情報課(区役所本庁舎中央館2階)、政策経営課(区役所本庁舎南館9階)での配布

（2）実施結果

① 受付状況

個人:11人(19件)、団体:3団体(3件)

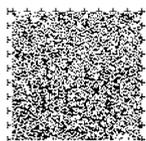
② 受付方法

全件区ホームページ意見フォームより受付

郵送、FAX、窓口持ち込みはいずれもなし

③ 意見内訳

分類	件数
重層的支援体制整備事業に関すること	4件
障がい者施策に関すること	4件
地域団体活動、地域福祉の担い手に関すること	4件
高齢者施策に関すること	3件
個別計画、関連計画との整合に関すること	3件
防災施策に関すること	2件
地域生活に関すること	1件
本計画策定で実施したアンケートに関すること	1件
合計	22件



6 その他資料（足立区の現状）

(1) 人口

【年齢別人口の推移】

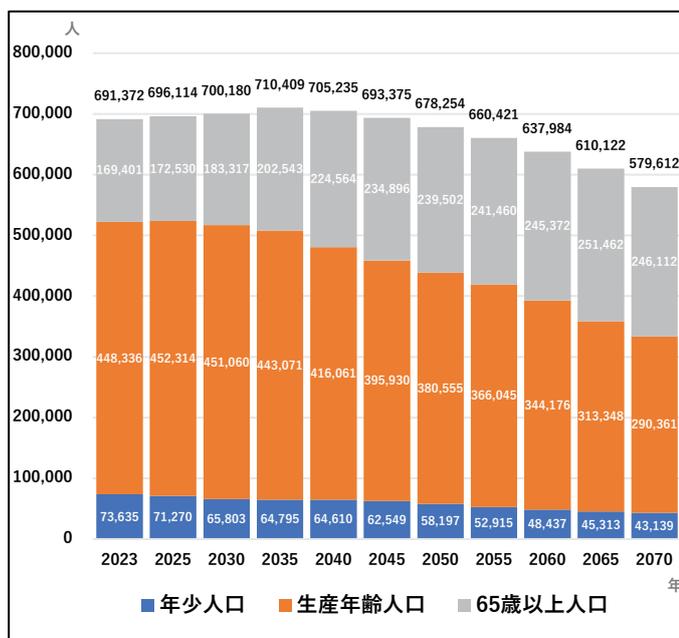
人口は微増傾向が続いており、平成26年度からの10年間で約6%増加しています。

年齢別にみると、年少人口は減少傾向にあり、生産年齢人口は横ばい、老年人口は増加傾向にあります。

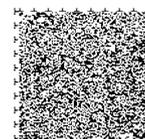


【人口の将来推計】

総人口は、2036年(令和18年)の710,759人をピークに減少に転じ、2070年(令和52年)には579,612人まで減少し、高齢者人口(65歳以上)は2023年(令和5)と比較して大幅に増加すると推計しています。

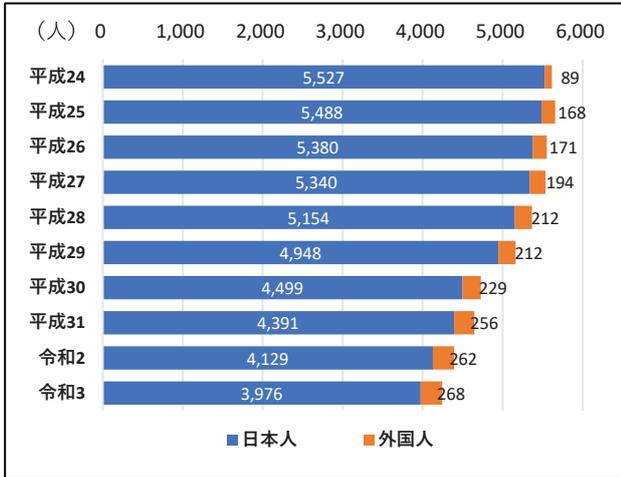


図：足立区人口推計(令和6年2月)

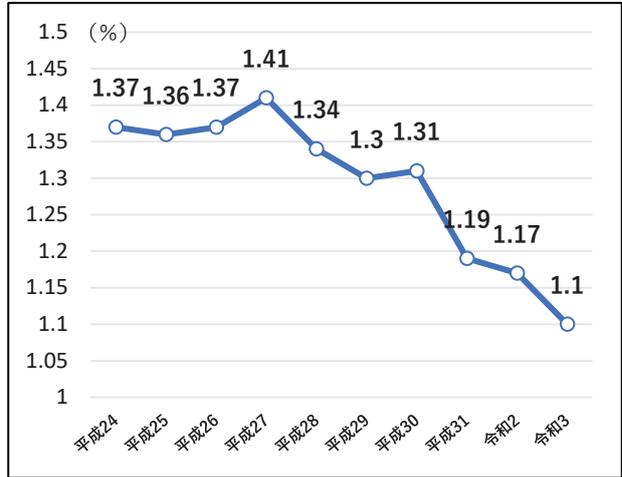


【出生数・合計特殊出生率の推移】

日本人の出生数は減少傾向にあり、平成24年からの10年間で約3割減少しています。外国人の出生数は増加傾向にあります。また、合計特殊出生率は、平成27年の1.41をピークとして減少傾向にあります。



図：国籍別出生数の推移



図：合計特殊出生率の推移

(2) 分野別世帯数

【世帯数の推移】

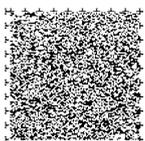
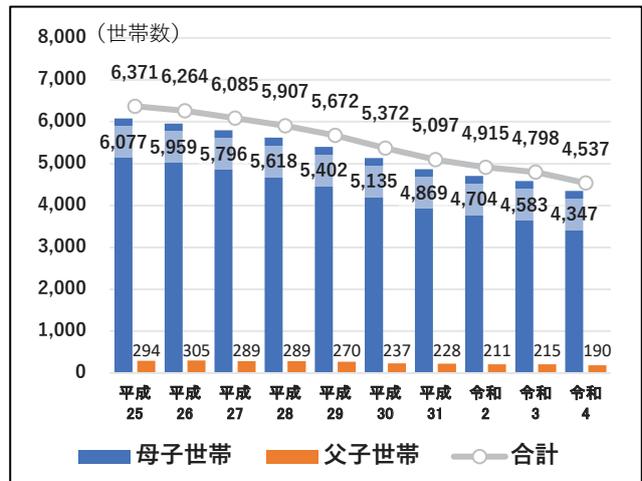
日本人のみの世帯、外国人のみの世帯、日本人と外国人の複数国籍世帯のいずれも増加傾向にあります。



【母子世帯・父子世帯数の推移】

母子世帯・父子世帯数は、ともに年々減少傾向にあり、平成25年からの10年間でおよそ3割減少しています。

母子世帯・父子世帯数は、その96%が母子世帯となっています。



(3) 高齢

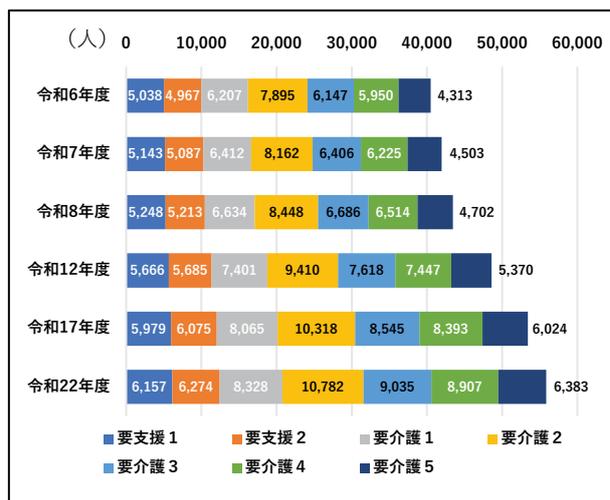
【高齢人口の推移】

高齢人口は、令和2年をピークに減少傾向にあります。年齢別にみると、75歳以上の後期高齢者は年々増加傾向にあります。



【要介護（要支援）認定者数の推計】

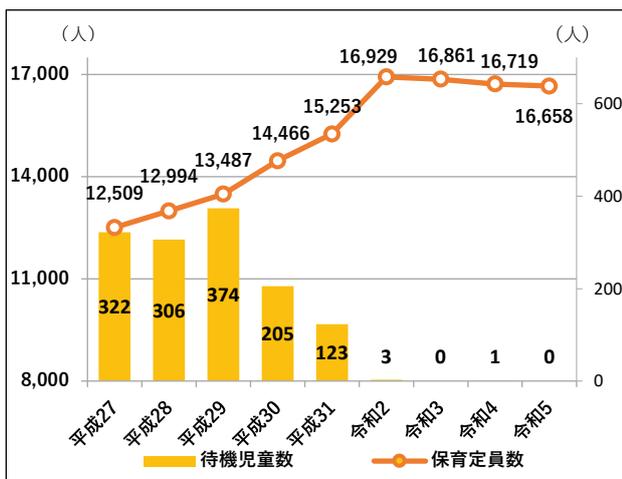
要介護・要支援認定者数の将来推移は、後期高齢者数の増加に伴い、要支援、要介護それぞれ増加する見込みとなっています。



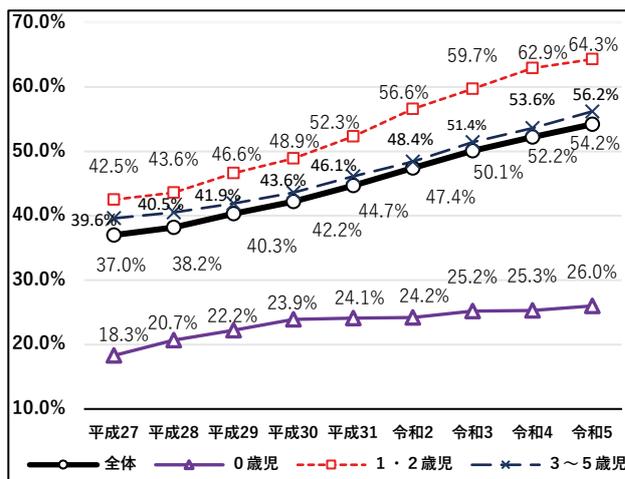
(4) 子ども

【保育需要の推移】

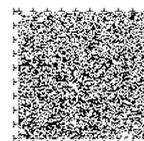
保育定員は、令和2年度まで増加傾向にあり、令和2年度以降、待機児童はほぼ解消しました。子どもの保育需要を年齢別にみると、需要は年々増加傾向にあり、令和3年度以降は5割を超えています。また、1・2歳児の需要が最も多くなっています。



図：保育定員と待機児童数の推移

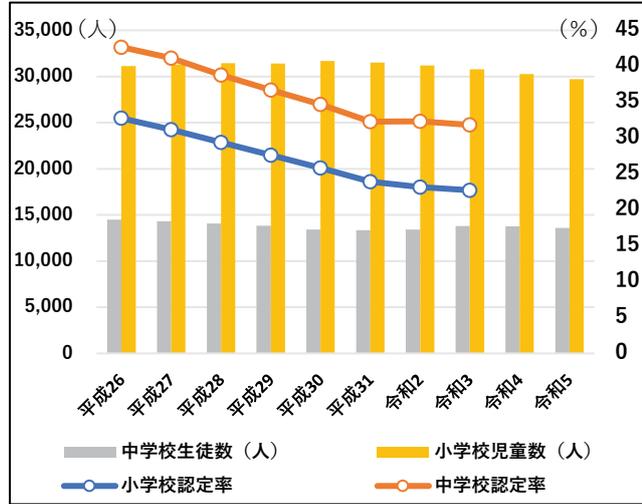


図：子どもの年齢別保育需要の推移



【児童生徒数・就学援助率の推移】

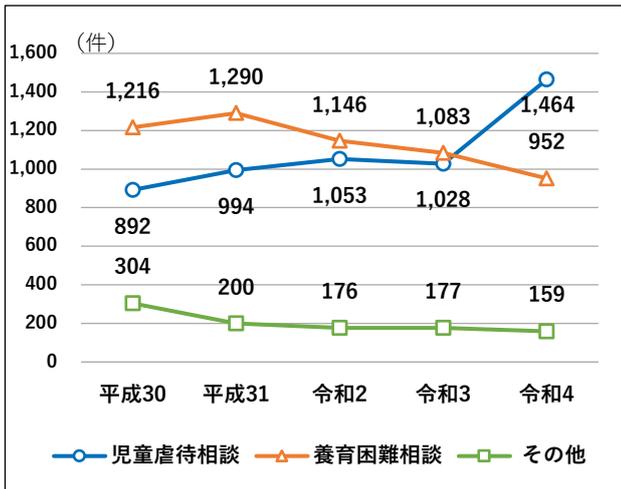
児童生徒数は横ばい傾向ですが、就学援助率は減少傾向にあります。



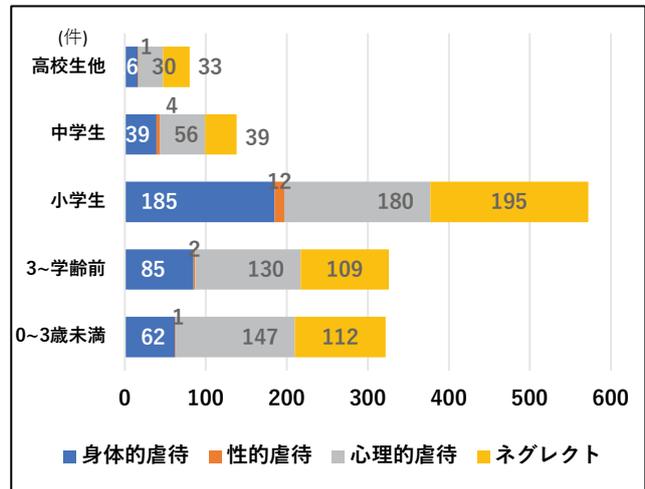
【児童虐待関連】

子どもの年齢別に虐待の種類を見ると、就学前は心理的虐待が最も多く、次いでネグレクト、身体的虐待の順となっています。

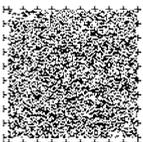
就学後は、心理的虐待、ネグレクト、身体的虐待の差は少なくなっています。児童虐待の通報元を見ると、児童相談所が最も多く、次いで学校、保健センターの順となっています。

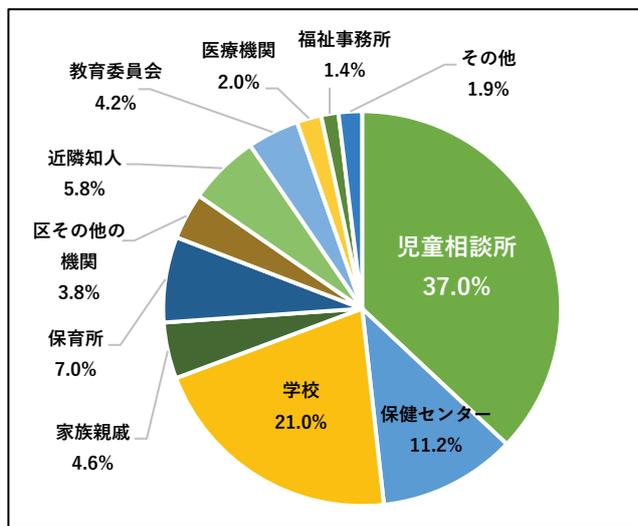


図：児童虐待相談件数



図：年齢別虐待の種類



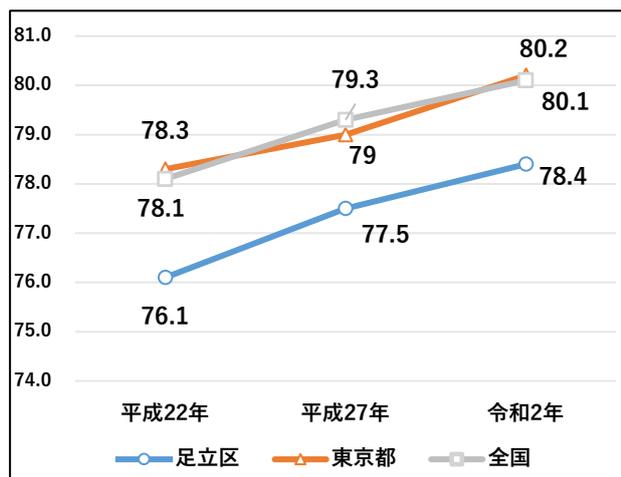


図：通報元別虐待件数の割合

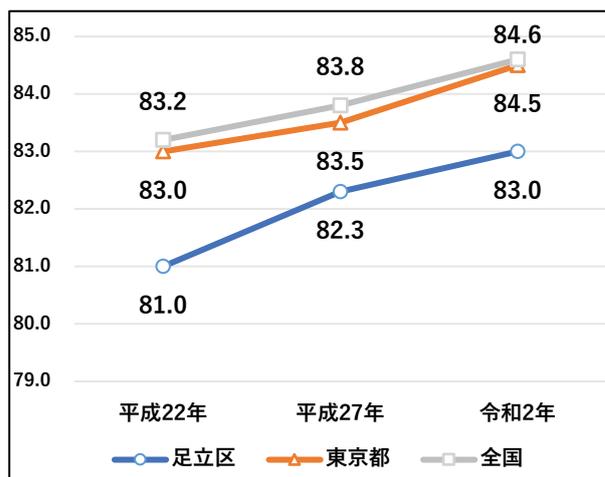
(5) 保健

【健康寿命の推移】

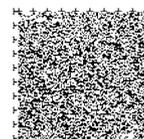
健康寿命は、令和2年度で男性 78.4 歳、女性 83.0 歳で、男女とも年々高くなっていますが、全国及び都平均と比較すると、低い数値となっていますが差は縮小傾向にあります。



図：健康寿命の推移(男性)



図：健康寿命の推移(女性)



【足立区自殺死亡率の推移】

自殺死亡率は、40歳以上の男性と、60歳以上の女性を中心に減少傾向にあります。

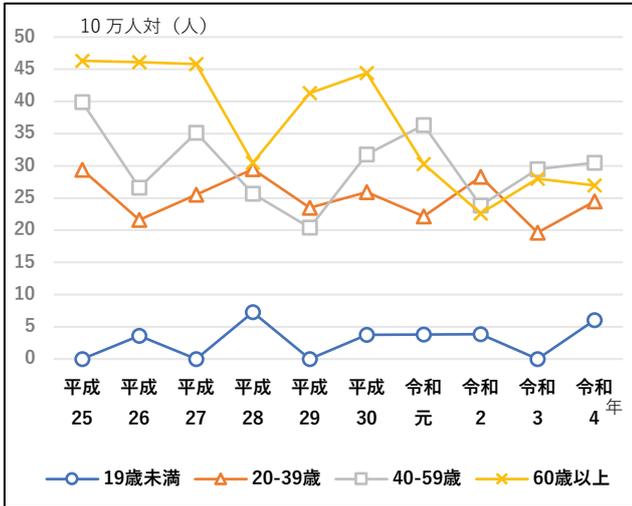


図:足立区年齢別自殺死亡率の推移(男性)

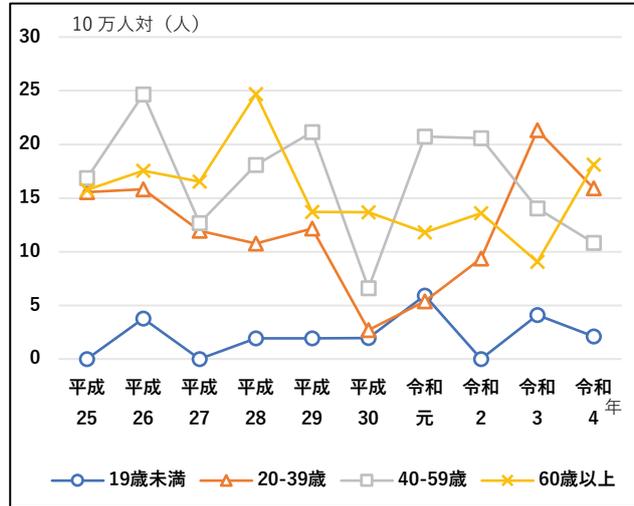
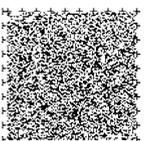
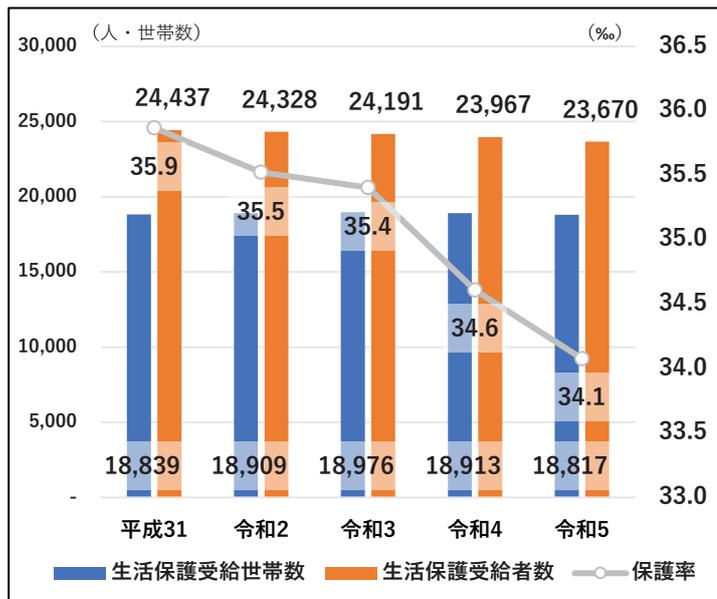


図:足立区年齢別自殺死亡率の推移(女性)

(6) 貧困(生活困窮)

【生活保護被保護人員(受給世帯数・受給者数)・保護率の推移】

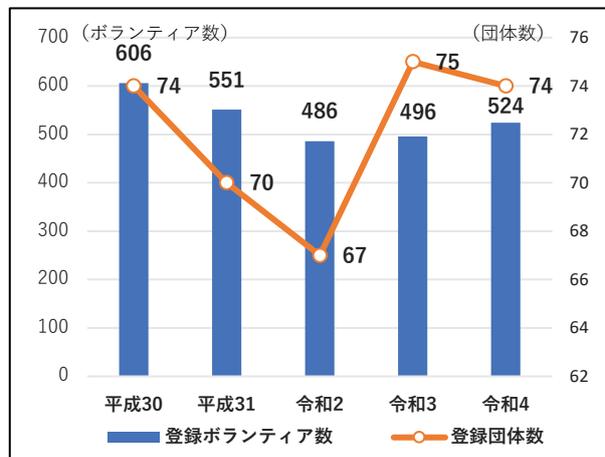
生活保護世帯数及び受給者数は、ともに横ばい傾向にあります。一方で、保護率は減少傾向にあり、これは総人口・世帯数が増加傾向にあることから、相対的に減少したと考えられます。



(7) ボランティア

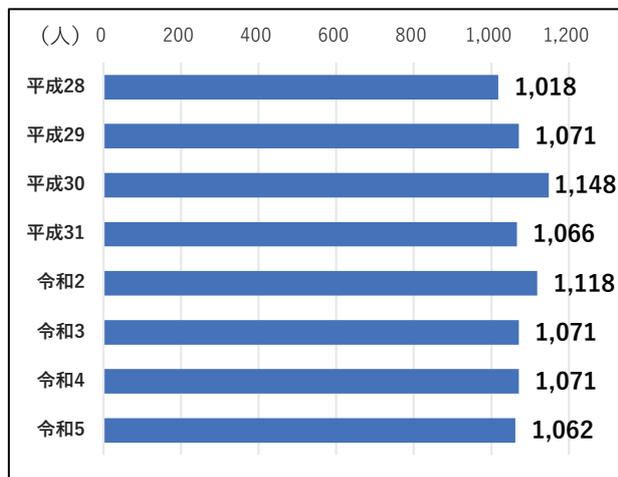
【ボランティア登録数】

ボランティア登録数は、ボランティアの人数・登録団体数ともに、令和2年を底に増加に転じています。

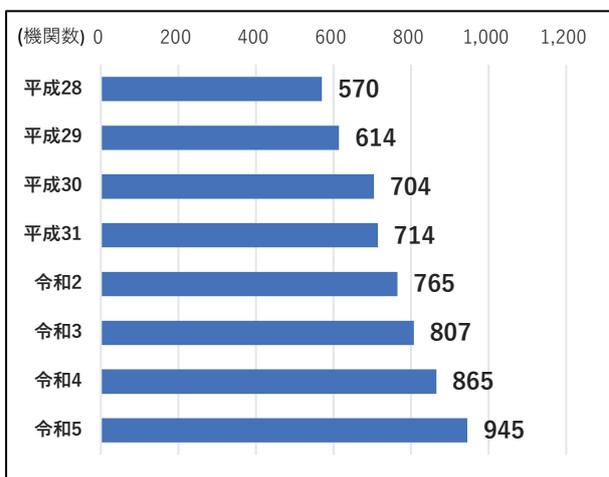


【絆のあんしん協力員・協力機関数の推移】

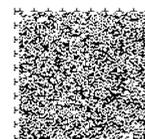
絆のあんしん協力員数は、近年横ばいで推移しており、また、絆のあんしん協力機関数は、増加傾向にあります。



図：絆のあんしん協力員数の推移



図：絆のあんしん協力機関数の推移



7 用語説明

アルファベット

■DV(でいーぶい)

Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略称。明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

■ICT(あいしーていー)

Information and Communication Technology(インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー)の略称。情報や通信に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)の方が普及していたが、国際的にはICTがよく用いられ、日本でも定着しつつある。

■LGBT(えるじーびーていー)

レズビアン(同性を好きになる女性)、ゲイ(同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(両性を好きになる人)、トランスジェンダー(生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人)の頭文字をとったもの。前述の4つのあり方に限らない性的マイノリティの総称として用いるのが一般的である。

また、「SOGI」(ソジ)は、性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称であり、この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。

■NPO(えぬぴーおー)・NGO(えぬじーおー)

NPO(Nonprofit Organization)は非営利組織、NGO(Non-governmental Organization)は非政府組織の略称。どちらも市民が主体で営利を目的とせずに、課題解決やよりよい社会をつくる活動を行う団体のことを指す。日本では、国内の課題に対して活動する団体をNPO、海外の課題に取り組む活動を行う団体をNGOと呼ぶ傾向にある。

■PDCA(ぴーでいーしーえー)

Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのプロセスを繰り返し行うことで、業務効率を改善するための枠組みのこと。最後のステップ(Action)が終了したら、最初(Plan)に戻り、プロセスを循環させることから、PDCAサイクルとも呼ばれる。

■SDGs(えすでいーじーず)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略。2015年9月の国連サミットで、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、日本としても積極的に取り組んでいる。

■SNS(えすえぬえす)

ソーシャルネットワークサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まり、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

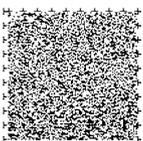
あ行

■アウトリーチ(Outreach)

「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、「支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス」のことを意味する。

■アクセシビリティ(Accessibility)

「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳され、一般的には、「利用者が機器・サービスを円滑に利用できること」という場合に使われる。高齢者や障がいの有



無等にかかわらず、すべての人が容易に開かれた情報通信の世界へアクセスできる「情報アクセシビリティ」が求められている。

■医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。全国の医療的ケア児(在宅)は、約2万人(推計)とされている。

■エンディングノート

万が一のときに備え、「家族や親しい方に覚えておいてほしいこと」や「自分自身の希望」を書きとめておき、遺された人に届けるための覚え書きノート。足立区では、もっと元気に、もっとポジティブに生きるために役立てられるよう、独自に「じぶんノート」としてリニューアルした。

か行

■カラーユニバーサルデザイン

多様な色覚を持つ様々な利用者に配慮して、なるべくすべての人に情報が伝わるものづくりをすること。

■グリーフケア

「grief(グリーフ)」は、「悲嘆」や「深い悲しみ」を意味し、身近な人との死別を経験し、悲嘆に暮れる人を悲しみから立ち直れるよう、寄り添い支援すること。遺族に寄り添う姿勢が大切であるとされている。

■ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、「命の門番」とも位置付けられる。

■圏域

限られた一定の範囲・作用などの及ぶ範囲のこと。福祉分野でいう圏域は、地域福祉を推進するために必要な取り組みや、仕組みづくりを

効率的・効果的に展開するための地域の範囲のこと。

■権利擁護

知的障がいや精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分であったり、意志や権利を主張することが難しい人のために、代理人が権利の主張や自己決定をサポート、代弁して権利を擁護・表明する活動のこと。

■合計特殊出生率

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

■合理的配慮

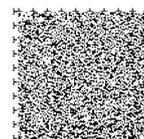
障がいのある方の人権が、障がいのない方と同じように保障されるとともに、教育や就業・その他社会生活において平等に参加できるよう、障がい特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業などの事業者にも求められている。

■子どもの貧困

「相対的貧困」のことを指し、その国の等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の半分に満たない世帯のことをいう。子どもの貧困とは相対的貧困にある18歳未満の子どもの存在及び生活状況のことを指す。経済的困窮を背景に、教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にある。日本の子どもの貧困率は、OECD加盟国の中で最悪の水準にあり、7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされている。

■個別避難計画

高齢者や障がい者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画。令和3年5月に改正された



災害対策基本法において、作成が区市町村の努力義務と位置付けられた。

■コミュニティソーシャルワーカー(CSW)

地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなぐほか、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。社会福祉協議会に属していることが多いが、属している組織や団体によっては、地域福祉コーディネーターとも呼ばれる。

さ行

■ジェンダー(gender)

生物学的な性(sex)とは違い、社会的・文化的につくられている性のことを指す言葉であり、男性と女性の役割の違いにより形成された社会的性別のこと。「社会的性別」はそれ自体に善悪の価値を含むものではなく、国際的にも使われているが、「家事や育児は女性がするもの」「仕事は男性がするもの」といった「女らしさ」「男らしさ」という文化的に作られた意識を指す。こうした先入観から、ジェンダーの不平等は生まれる。

■社会福祉協議会

昭和26年(1951年)制定の社会福祉事業法(現「社会福祉法」)に基づき設置された、民間の社会福祉活動の推進を目的とする営利を目的としない民間組織のこと。各都道府県、市区町村で、地域住民のほか、社会福祉関係者や保健・医療関係機関等の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現を目指し様々な活動を行っている。

■重層的支援体制

人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された制度。本支援体制では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしている。

■住宅確保要配慮者

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯と定められている。また、国土交通省令において、外国人等が定められているほか、地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を定めることにより、追加することができる(例:新婚世帯など)。

■情報リテラシー

世の中に溢れる様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。リテラシー(literacy)は、英語で文字の読み書き能力を表す「識字」を指し、情報を組み合わせて「情報を正しく読み解き、発信できる」との意味になった。

■スクールカウンセラー(SC)

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う。児童生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害児童生徒の心のケアなど業務は多岐にわたり、学校の教育相談体制に大きな役割を果たしている。

■スクールソーシャルワーカー(SSW)

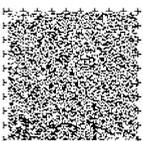
教育分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図っていく人のこと。

■生活保護制度

資産や能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度のこと。

■成年後見制度

知的障がい・精神障がい・認知症などによって、一人で決めることに不安や心配のある人



が、色々な契約や手続をする際にお手伝いする制度。認知能力があるうちに自分で成年後見人を選ぶことができる任意後見制度と、すでに判断能力の全部または一部が不十分である状態で手続を開始する法定後見制度に分かれる。

た行

■多機関協働

重層的支援体制整備の一つである、相談者の属性や世代・内容に関わらず相談を受けとめ、自らだけでは解決できない場合に、多機関がお互いに持つ支援のノウハウを共有し、協働で支援の道筋を調整すること。

■ダブルケア

「子育て」と「親や親族の介護」の時期が重なり、両方を並行して担わなければならない状態のこと。晩婚化や出産時期の遅れ、少子化による家族構成の変化が主な要因とされており、ダブルケアを行う人の身体的・精神的負担が大きくなることから、大きな社会問題となっている。

■地域福祉

住み慣れた地域において安心して暮らし続けられるよう、問題を抱えた人が地域社会とつながりを持ち、地域社会を構成する多様な人々と一緒にお互いに支え合いながら、行政機関や福祉の専門家等と協力しあい課題に取り組む考え方のこと。

■地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域包括ケアシステム

人口減少社会における介護需要の急増という困難な課題に対して、医療・介護などの専門

職から地域の住民一人ひとりまで様々な人たちが力を合わせて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で対応していくというシステム。

■地域包括支援センター

区市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設。足立区には25か所ある。

な行

■認認介護(にんにんかいご)

認知症の高齢者が、認知症の高齢者を介護している状態を指す。認認介護は後述の老々介護が更に深刻化した状況であり、問題視されている。

■認知症

脳の変性疾患や脳血管障がいにより、記憶や思考などの認知機能の低下が起こり、6か月以上にわたり日常生活に支障をきたしている状態のこと。

■ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護や世話・養育・介護などを怠り、放任する行為のこと。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつであり、日本では特に子どもへの「育児放棄」を指すことが多い。

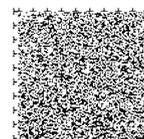
は行

■8050(はち・まる・ごー・まる)

高齢の親と、働いていない独身の中年の子が同居している世帯のこと。ひきこもりの長期高年齢化と親の高齢化につれて、社会的孤立と深刻な生活困窮に陥る可能性がある(例：80代の親と50代の子)。

■発達障がい

「発達障害者支援法」では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習



障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害」と定義される。「見えにくい障がい」と言われ、本人や周囲が気づいていないこともあるほか、得意な部分と苦手な部分がアンバランスなため「理解されにくい障がい」とされる。

■バリアフリー

高齢者・障がい者等が生活していく上での障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的・社会的・制度的・心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方を指す。

■ひきこもり

様々な要因の結果として、社会的参加(就学・就労・家庭外での交遊など)を回避し、概ね6ヵ月以上にわたって家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念のこと。

■避難行動要支援者

要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・児童・傷病者・外国人など特に配慮を要する者)のうち、自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のこと。

■フレイル

医学用語「frailty(フレイルティー)」の日本語訳で、健常な状態と要介護状態(日常生活でサポートが必要な状態)の中間状態の概念。多くの高齢者は健常な状態から、筋力が衰える「サルコペニア」という状態を経て、さらに生活機能全般が衰える「フレイル」となり、要介護状態に至ると考えられている。

■保護司

犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティア。法務大臣から委嘱を受け、保護観察(犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導し、生活上の助言や就労援助等を行い、その立ち直りを助けるもの)や、生活環境調整・犯罪予防活動を行う。全国で約4万7000

人が活動している。

ま行

■民生・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。給与の支給はなく、ボランティアとして活動する(任期は3年で再任可)。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねるとされている。人格識見高く、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある人などの要件を満たす人が委嘱され、市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等を経て推薦、委嘱される。全国で約23万人が活動している。

や行

■やさしい日本語

普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語(日常的な場面や身近な話題で使われる日本語を「ある程度」理解できる人が使うレベル)のこと。外国人への情報伝達を目的に考案された言葉であるが、普通の日本語より簡単で、分かりやすい言葉に変換されていることから、小さな子どもや高齢者、障がいを持った人などにも有効な情報伝達手段とされる。

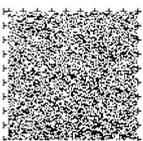
■ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を、日常的に行っている子どものこと。家族の世話等が常態化しており、問題として認識できておらず、家庭内で発生していることから、外部から気づきにくい背景がある。

ら行

■ライフステージ

生活課題を検討しやすくするため、人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考えるそれぞれの段階のこと。分け方は様々であり、人の誕生から成長発展の過程について、乳幼児期・学童期・青年期・成人・壮年期、高齢期などとしたり、その段階



が持つ意味から、準備期、順応期、蓄積期、両親期、再発見期、引退期と分けることもある。

■老老介護(ろうろうかいご)

高齢者の介護を高齢者が行うことを言い、主に65歳以上の高齢の夫婦や親子、兄弟などのどちらかが介護者であり、もう一方が介護される側となるケースを指す。

わ行

■我が事・丸ごと

地域で起こっている問題・課題を「他人事」ではなく「我が事」と捉える社会づくりと、対象・分野などで縦割りになっている社会保障の仕組みや複合的な問題を「丸ごと」受け止め、誰もがあるときは支え手になり、困ったときには支えてもらいながら共に生きる考え方。



足立区地域保健福祉計画(令和6年度～令和11年度)

発行 足立区
発行月 令和7年3月
編集 足立区福祉部福祉管理課
東京都足立区中央本町一丁目17番1号
電話:03-3880-5111(代表)

